

衆議院 法務委員會 議 録 第 九 号

平成十二年十一月十五日(水曜日)

午後二時開議

出席委員

委員長 長勢 甚遠君

理事 太田 誠一君 理事 杉浦 正健君

理事 山本 有二君 理事 横内 正明君

理事 佐々木秀典君 理事 野田 佳彦君

理事 漆原 良夫君 理事 藤島 正之君

理事 岩屋 毅君 理事 河村 建夫君

後藤田正純君 左藤 章君

笹川 堯君 菅 義偉君

武部 勤君 平沢 勝榮君

森岡 正宏君 渡辺 喜美君

石毛 鏊子君 手塚 仁雄君

日野 市朗君 肥田美代子君

山内 功君 山花 郁夫君

上田 勇君 木島日出夫君

瀬古由起子君 植田 至紀君

上川 陽子君 土屋 品子君

議員 熊代 昭彦君

議員 滝 実君

議員 田端 正広君

議員 東 順治君

議員 松浪健四郎君

法務大臣 保岡 興治君

内閣官房副長官 上野 公成君

法務政務次官 上田 勇君

政府参考人 (内閣審議官) 金口 恭久君

政府参考人 (法務省人權擁護局長) 横山 匡輝君

政府参考人 (文部省初等中等教育局長) 御手洗 康君

政府参考人 (厚生省児童家庭局長) 眞野 章君

政府参考人 (労働省職業安定局長) 青木 功君
法務委員会専門員 井上 隆久君

委員の異動

十一月八日

辞任

保坂 展人君

同日

辞任

植田 至紀君

同月十五日

辞任

加藤 紘一君

同日

辞任

石毛 鏊子君

同日

辞任

菅 義偉君

同日

辞任

手塚 仁雄君

同日

辞任

木島日出夫君

同日

辞任

保坂 展人君

同日

辞任

菅 義偉君

同日

辞任

石毛 鏊子君

同日

辞任

手塚 仁雄君

同日

十一月十四日
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案
(熊代昭彦君外八名提出、衆法第一二二号)
民事再生法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)(参議院送付)
外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案(内閣提出第一二二号)(参議院送付)
同月二日
犯罪捜査のための通信傍受法の廃止に関する請

願(大谷信盛君紹介)(第八〇七号)
同(川端達夫君紹介)(第八〇八号)
治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する請願(石毛鏊子君紹介)(第八〇九号)
同(伴野豊君紹介)(第八一〇号)
同(肥田美代子君紹介)(第八一一号)
同(石井一君紹介)(第八一四号)
同(岩國哲人君紹介)(第八一五号)
同(大谷信盛君紹介)(第八一六号)
同(山口わか子君紹介)(第八一七号)
同(島聡君紹介)(第八二七号)

法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(肥田美代子君紹介)(第八二二二号)
裁判所の人的・物的充実に係る請願(佐々木秀典君紹介)(第八二二三号)
同(肥田美代子君紹介)(第八二四号)
同(漆原良夫君紹介)(第八二六号)
子供の視点からの少年法論議に関する請願(木島日出夫君紹介)(第八二六号)
同月九日
治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する請願(大幡基夫君紹介)(第八二八二号)
同(奥田建君紹介)(第八二八三号)
同(鈴木康友君紹介)(第八二八四号)
同(辻元清美君紹介)(第八二八五号)
同(土井たか子君紹介)(第八二八六号)
同(土肥隆一君紹介)(第八二八七号)
同(横路孝弘君紹介)(第八二八八号)
同(山花郁夫君紹介)(第八二八九号)
法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(日野市朗君紹介)(第八二八九号)
同(保坂展人君紹介)(第八二九〇号)
裁判所の人的・物的充実に係る請願(日野市朗君紹介)(第八二九一号)
同(山花郁夫君紹介)(第八二九〇号)

犯罪捜査のための通信傍受法の廃止に関する請願(山花郁夫君紹介)(第二一〇六八号)
同月十三日
裁判所の人的・物的充実に係る請願(平岡秀夫君紹介)(第二一五四号)
犯罪捜査のための通信傍受法の廃止に関する請願(原口一博君紹介)(第二二四二二号)
治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する請願(鍵田節哉君紹介)(第二二四二二号)
同(原口一博君紹介)(第二二四三三三号)
同月十五日
治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する請願(細野豪志君紹介)(第二三〇三三三号)
同(東門美津子君紹介)(第二三九六六号)
は本委員会に付託された。

十一月六日
犯罪被害者の権利を確立する法制度の拡充に関する意見書(東京都多摩市議会)(第一〇一三三三号)
同月十五日
治安維持法犠牲者に謝罪を求めることに関する意見書(長崎県福江市議会)(第一四二八八号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案(熊代昭彦君外八名提出、衆法第一二二号)
民事再生法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)(参議院送付)
外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案(内閣提出第一二二号)(参議院送付)

○長勢委員長 これより会議を開きます。

熊代昭彦君外八名提出、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案を議題といたします。提出者より趣旨の説明を聴取いたします。熊代昭彦君。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○熊代議員 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国におきましては、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとで、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで各般の施策が講じられてきましたが、今日におきましても、社会的身分、門地、人種、信条、性別等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在しており、また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化の進展等に伴って、人権に関するさまざまな課題も見られるようになってきております。

このような情勢のもとで、平成八年十二月、人権擁護施策推進法が五年間の時限立法として制定され、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため人権擁護推進審議会が設置されました。同審議会においては、二年余りの調査審議を経て、昨年七月、法務大臣、文部大臣及び総務庁長官に対して答申を行い、人権教育及び人権啓発を総合的に推進するための諸施策を提言し、現在、政府において、行財政措置によりこれらの実施が図られておりますが、人権教育及び人権啓発に関する施策の一層の推進のためには、同答申の趣旨を踏まえ、人権教育及び人権啓発に係る基本理念や国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定や年次報告等の必要の措置を定めることが不可欠と考え、この法律案を提出

することとした次第であります。

法律案の概要につきましては、基本理念として、国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならないこととし、国及び地方公共団体は、その基本理念にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有するものとしております。また、国民の責務として、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならないこととしております。

また、国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならぬこととし、政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならないこととしております。

さらに、国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができるとしております。

なお、この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○長勢委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○長勢委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣内政審議室内閣審議官金口恭久君、法務省人権擁護局長横山匡輝君、文部省初等中等教育局長御手洗康君、厚生省児童家庭局長真野章君及び労働省職業安定局長青木功君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長勢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○長勢委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石毛鏡子君。

○石毛委員 民主党の石毛鏡子でございます。

ただいま与党提案の法案としまして御説明をいただきました人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案につきまして質問をさせていただきます。私のいたいただきました質問時間は八十分という大変長い時間をちょうだいいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、激動の世紀と言われました二十世紀ももうあと一カ月半で幕を閉じようとしております。新しく二十一世紀を迎えることとなります。

今世紀を振り返ってみますと、この二十世紀は、一方で科学技術が急速に発達し、人々の生活に豊かさをもたらした反面、改めて申し上げるまでもないことですが、二度の世界大戦、あるいはまた冷戦体制の終結後もなお地球上の各地に生起する紛争に見られるように、この二十世紀は人類に多くの災いをもたらした世紀でありました。他方で、各国の経済優先政策は地球規模で深刻な環境破壊、環境汚染をもたらし、人類の生存をも脅かしかねない状況をも招いております。

迎える二十一世紀は、こうした紛争ですとか、あるいは環境問題を解決し、真に生きとし生けるもの、その命が大切にされるように、人権の世紀というふうに私は言うようになっております。

す。その人権の世紀といえますとき、その表現には、ただいま申し上げました二十世紀の経験から、人権の幸福が実現する時代にしたいという全世界の人々の願望が込められていると思います。

この人権の尊重ということにつきましては、一九四八年の世界人権宣言以来、国連を中心にさまざまな努力が続けられてまいってきておりますが、それでも、今なお、たつた今申し上げましたように、世界各地で民族や人種、宗教の違いを理由にした紛争は後を絶つていないという状況にあります。

国連は、このように打ち続く人権侵害に対しまして、その克服の有効な手段として、人権教育による解決を求めて、一九九四年十二月二十三日に、総会におきまして「人権教育のための国連十年」を決議しております。

私は、今回のこの人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案の審議に当たりまして、改めてこの国連人権教育の十年の基本文書を読み返してみましたけれども、なぜに今人権教育が大切なのかという点に関しまして、大変感銘深い記述がなされております。

この人権十年の設定に関しまして、国連総会の決議は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の第十三条を考慮し、また、人種差別撤廃条約あるいは女子差別撤廃条約、そして、もう日本も条約批准後十年がたつかと思いますが、子どもの権利に関する条約、こうした条約等々に教育についての権利が規定されておりますが、その十年を定めたというふうな決議をしております。

繰り返しになりますが、改めてその経緯をたどっておりますが、私はいわゆる国際人権A規約と呼ばれる経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約におきまして次のような文章が記載されていることに感銘を受けました。少し長くなりますけれども、一部を読ませていただきます。「締約国は、教育が、すべての者に対し、自

由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種、種族の又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきこと、これが教育についての権利に触れられております。

改めて、こうした国連の決議あるいは諸条約の推移をたどり返してみまして、今人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案の審議を行い、そして法によってこの推進を定めていくことの意義を痛感している次第でございます。

ただ、翻りまして、我が国の人権状況を注目しますと、人権尊重を基本原理とする日本国憲法のもとに、人権尊重は次第に定着しつつあると言えます。しかし、同和問題、女性差別、障害者差別など不当な差別が、憲法施行後五十年以上経過した今日でも、なお解消されているとは言えません。日本が世界の人権尊重に寄与し、そして国際社会で名譽ある地位を得るためにも、これらの課題を早急に解決していくことが重要であると考えらるものです。

このたび、その人権尊重の一環として、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案が提案され、私はこの人権の尊重を目的にした法案の趣旨に基本的に賛成したいと考えるものでございますが、なお内容を豊かにし、そして真に人権尊重、人権啓発を推進するために有効な法律を策定したいという立場で、以下、質問をさせていただきますと存じます。

まず最初に、提案者への御質問でございますけれども、法の第一条「目的」の条文の中に「人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり」と記されてございまして。私はこの表現の積極性を受けとめるという立場をとらせていただきたいと考えますが、ここで「緊要性に関する認識の高まり」、これはなぜ今この法案を審議するのか、成立を求めるのかという点で大変重要なポイントになるかと思っておりますので、この点、どういう御認識であるのかということをお伺いしたいと思います。よろ

しくお願いいたします。

○熊代議員 石毛委員の大変に御高邁な人権に関する御理解と、そして二十一世紀に向けての決意をお伺いしまして、心から敬意を表する次第でございます。

御質問の「人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり」ということでございましてけれども、御指摘ございました国連のA規約の問題とか、本当に人権、人が人たるゆえに持っている権利、そして幸せになる権利というものの対する高まりが御指摘のとおり国際的にも非常にございました。

私も国内的な高まりについても大いに認識してございまして、例えば、一、二申し上げれば、同和問題の解決に向けた方策の基本的あり方を審議した地域改善対策協議会の意見具申、平成八年五月十七日に出されておりますけれども、差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化を今後の重点施策として提言していただいております。

また、人権擁護施策推進法が平成八年十二月二十六日に成立いたしましたけれども、同法に基づいて設置されました人権擁護推進審議会から、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発の総合的な推進に関する基本的事項について答申をいただいております。平成十一年七月二十九日のことでございます。

また、御指摘ございましたように、国際的に見れば、「人権教育のための国連十年」が、平成七年一月一日から平成十六年の十二月三十一日までの十年間、一九九五年から二〇〇四年まででございますけれども、平成六年十二月二十三日に国連総会で決議されました。

我が国においても、それを受けまして、平成七年十二月十五日に閣議決定を行いまして、人権教育のための国連十年推進本部が内閣総理大臣を本部長として設置されました。そして、同本部が「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画を取りまとめた、平成九年七月四日のことでございます。そして、同計画が現在実施されてい

るところでございます。

また、国際的に見ますと、超大国アメリカが人権外交を推進している、こういうこともございまして。心身障害者対策の充実の中にも、やはり人権を緊急な課題として取り上げていくという思想があると思っております。いじめ問題が大変にクローズアップされておりますけれども、これも子供たちの人権を大切にするという観点から積極的に取り組まなければならない問題だと思います。

以上、一例を申し上げましたが、人が人として尊重される、幸せに生きべき権利を守る、二十世紀の最後の年に当たりまして、二十一世紀をにらんで、それを実現したいということが緊要性の認識でございます。

○石毛委員 ただいま大変総合的な広がりの中で、なぜこの法律の提案に至ったかという御説明をいただきました。日本の、それこそ歴史的な問題として長く続いてまいりました同和問題を解決する、その方向に向けた地域改善対策協議会の提言ですとか、あるいは先ほどの提案理由説明の中にもございました人権擁護施策推進法、それに基きまして審議会の教育、啓発に関する答申、そしてまた、私も触れさせていただきました国連人権教育の十年、こうした法制度的な推移について御指摘をいただきました。さらにまた、国際関係の中での人権外交の推進、あるいは国内的には、障害者対策の中での人権に対する政策的な展開、大変幅広い御指摘をいただきました。そうした経緯の上で、この法律の制定に向けた審議に至っているということ、私も理解をいたします。

それでは、次の質問、引き続き提案者にさせていただきますが、同じくこの「目的」の中で、二行目から三行目にかけまして、「不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ」という記述がございまして。ただいま御答弁いただきました中身と重なるところもあるかと存じますが、少し具体的な内容に入っている規定ぶりだと思いますので、この点について、どのような現状あるいは情勢を御認

識なさっていらっしゃるかということをお尋ねいたします。

○熊代議員 「社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ」というのは、具体的にどのようなことかというお尋ねでございます。

これも一例を申し上げるにとどめざるを得ないと思っておりますが、次のようなことを念頭に置いてお尋ねさせていただきます。

いわゆる部落差別、外国人に対する差別、アイヌの人々に対する差別、女性に対する差別、障害者に対する差別、エイズ等の感染者に対する差別など、差別事象が現在もおお発生しているということ。そして二番目に、差別事象以外にも、先ほど申し上げました子供に対するいじめ、体罰、虐待やプライバシーの侵害など、さまざまな人権侵害が発生していることがその一例でございます。「人権の擁護に関する内外の情勢」ということも書いてございまして、これについても申し上げますと、これは、あらゆる国内、国外の情勢を意味しているわけでございます。

例えば、さまざまな人権問題として今社会的に注目されていること。先ほど申し上げた児童虐待などの子供の権利問題、それから、高齢化の進展に伴いまして、高齢者の権利問題といいますが、痴呆等も後期高齢には出てまいりますので、そういう人権問題とか、あるいは、インターネットが普及してまいりまして、インターネットを利用した差別情報を掲載する、それが多くの人の目に触れる、そういうインターネット時代の差別事象等もございまして。それから、人権に関する諸条約、例えば人種差別撤廃条約とか児童の権利条約、これも御指摘がございましたけれども、加入しておりますので外の事象が国内に及んでくる、こういうことも含まれると思っております。

以上、一例を申し上げました。○石毛委員 御指摘いただきました事象と申ししますか、それは私も同じように受けとめておりまし

て、先ほど来御指摘のあります人権擁護推進審議会の教育、啓発に關します答申の中にも、例えば、女性における固定的役割分担意識ですとか、職場における男女差別、セクシュアルハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、子供についてのいじめ、あるいは高齢者の虐待、障害者の就職差別、同和問題として根深く続く就職差別、結婚差別、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、ハンセン病の方々、刑を終えて出所した方に対する差別の問題というように、答申にも広く指摘をされているところでございます。

児童虐待や高齢者虐待は昔からあったということをおっしゃる方もおられますけれども、昔からあったといえども、少なくとも、現実には今社会問題としてとらえられるようになってきていることは、人権意識が一定の広がりを持っているという、そのあらわれであるというふうにも思います。

それからもう一点、私の認識として、内外の情勢という意味で申し上げていただきますと、御提案者は既に御存じのことではございますけれども、一九九八年十一月五日に採択されました国連規約人権委員会の日本に対する勧告でも、例えば、婚外子の子供さんに対する差別でありますとか、先住民族であるアイヌの方々、土地権や言語、高等教育に関する差別、そしてまた、同和問題に關して、教育、収入、効果的な救済制度に於いて存在している差別というような勧告に指摘されている中身も、内外の情勢というときにやはり受けとめるべき内容であるかというふうに私は存じます。

ここで、実は、私ども民主党、そして社会民主党が共同提出をさせていただきました、人権に關する教育及び啓発の推進に關する法律案、これは内閣委員会に付託になっておりますけれども、少しその中身について触れさせていただきますと存じます。

私どもの提出いたしました法律の第一条「目的」のところでは、とりわけ日本の差別問題の歴史的

な大きな事象でございます部落差別を含意いたしまして、「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域、こういう記述をいたしております。また、もう一方で、民主党、社会民主党提案の法律の第一条の「目的」の中には、「障害による不当な差別その他の人権侵害」ということも規定いたしまして、憲法に規定されております、社会的身分、門地、人種、信条、性別に加えて、人権侵害、差別の事象につきまして豊富化をしている、そういう内容になっております。

九八年十月に成立をいたしました、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律、これは前文が付されて、この前文の中に、「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。」こうして、日本におきまして、障害をお持ちの方、病をお持ちの方に対する偏見や差別の問題があつたということを法文の中に規定してきたという経緯も含めて、民主党、社会民主党の法案の目的には、今申し上げました事象も含めて、差別の解消、人権侵害の解消を目的に置いているということをごの場につけ加えさせていただきますと存じます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。やはり、提出者にお伺いをいたしますが、この法律の中で、第二条の「定義」におきまして、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、」という規定になっております。

実は、国連人権教育の十年及びその行動計画では、教育につきまして、大変中身の豊かな規定のされ方がしております。紹介をさせていただきますと思いますが、教育、研修、宣伝、情報提供を通じて、知識や技能を伝え、態度を高くすることにより、人権文化を世界じゅうに築く取り組みというような規定がこの国連人権教育の十年及び行

動計画ではなされておまして、大変幅広い定義でありますし、そしてまた、人権教育のあり方、内容をめぐりまして、豊富化する規定になっているというふうには私は受けとめるものでございます。

与党提出のこの第二条の人権教育の定義に關しまして、今私がここで述べました大変幅広い内容を射程として持つている定義であるというふうな受けとめさせていただいてよろしいでしょうか。御確認をさせていただきます。

○熊代議員 与党案の人権教育の内容についてお尋ねでございますが、御指摘ございました「人権教育のための国連十年」が含んでいる広い教育についての意味といえますか期待、そして教育が果たす機能に対する大変な思い入れといえますか、大変に尊重したものだと思えます。

明治以来、日本という国は教育に対して大変にしっかりとした考え方を持っていました、現在少し緩んできてまいりましたけれども、しかし教育そのものについては、非常に、あらゆる可能性を教育が持っているということ、そういう意味では、国連十年の教育と同じ意味でございます。

ただ、この法律は、人権教育と人権啓発という二つの概念を書き分けておりますので、次元の低いことを申し上げて恐縮でございますが、人権教育は学校教育、社会教育といういわば定型化された教育をいつておまして、人権啓発はそれも含んでのもっと広いものでありますけれども、一応、この法律では、定型化された学校教育及び社会教育を除いて定義してございます。

そういう言葉遣いの細かい違いはございますけれども、いずれにいたしましても、教育の大切さ、そして教育が人権の確立に対して持つ意味というところは、「人権教育のための国連十年」と同じ思想に立っているというふうに思います。

○石毛委員 第二条の「定義」の書きぶりです、「人権尊重の精神の涵養を目的とする」、この規定の仕方に私は特段の異議を持つものではございませんが、教育のあり方と申しましようか、あ

るいは方法論も含めて、今大きな転換期に来ているのだというふうには私は認識をしております。

その次の啓発とかかわりますけれども、例えば、一方向的な承り型の教育というよりは、教育を受ける主体がみずからエンパワメントしていくというか、自分自身を力づけていくといましようか、インスパイアしていく、活気をつけていく、そういう中で人権教育において人権尊重の態度を身につけていく。

与党の法案の中にもそうした記述がなされている部分も、例えば、第六条では「人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」という規定もございまして、二条が人権尊重の精神の涵養を、その涵養の結果が自分自身の人間的な可能性の実現と同時に社会への寄与、そうした多義的な言いましようか幅広い内容を持つているというふうな理解をさせていただきたいと存じます。

ただいま、国連人権教育の十年の定義が持つている射程と異なるものではないという御答弁をいただいたかと存じますので、私もそのように考えますということをおし述べさせていただきます。

次でございますけれども、同じく「定義」の「人権啓発とは、」につきまして、私はこの点に關して、後段の部分、「人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、」とございまして、本当に啓発というものが、先ほど申しましたように、よくなされている一方向的講演会ですとかポスターの掲示、こういうようなことも方法の一つとしては大切なことと思っております。さまざまな啓発の手法がこれからは駆使されていく、そういう多様な経験を生かしていく、参加型あるいは双方向の啓発活動を行っていくというところまで含めて、幅広くとらえたいと思っております。その点に關しまして、これは御感想というところになろうかとも思いますけれども、いかがでございますでしょうか。

○熊代議員 教育の幅広い方法論ということにつきましては、委員御指摘のとおりだと思います。全くすばらしい御指摘でございます。承り型の一方的に聞くだけとかいうことではなくて、聞く側もみずから発信し、先生と生徒がお互いに、いわば対等な立場で情報交換をし、お互いに高め合うということも含めまして、あるいはもうインターネット時代でございますから、双方向性のある、これから非常にマス教育も出てくるでございましょうし、そういうあらゆるものを含んだことというところで、しかもそれが聞く側の自発性を大いに尊重した教育ということで、先生の御指摘のとおり広い意味での教育を我々考えさせていただいております。

○石毛委員 ありがとうございます。続いて、提案者にもう一度お尋ねをしたいと思います。

第三条の「基本理念」の中で、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域、このところが先ほど御指摘になられました学校教育、社会教育というところの分解した具体的な場面になるかと思えますけれども、その続きのところに「その他の様々な場を通じて」とございます。大変細部にわたりますけれども、「その他の様々な場」と申しますのは、具体的にどのような場を想定しておられますでしょうか、御紹介をお願いいたします。

○熊代議員 石毛委員は大変正確に読んでおられます。確かにここまで言うと、あといろいろ考えますと、「その他の様々な場」というのは、もう抽象的に言えば、その他さまざまあらゆる場でございます。

なかなかそのほかに考えられないわけでございますが、例えば、今NPO法、ボランティア活動を大いに推進しておりますので、ボランティア活動をともにやっていく中でお互いに教育をしようというようなこととか、あるいは各種の団体活動がございまして、趣味の会とか職業団体の会とかいろいろございます。そういう団体の活動の中で

も同様なことを考えていくということも含まれておりますので、今直ちに思いつくのはそういう二例でございますけれども、あらゆる場面ということとを想定しております。

○石毛委員 大変すばらしい御指摘をいただき、私としては感謝をいたします。

NPOの活動をされる方たちが、みずから人権教育・啓発について学び、あるいは発信するというような御指摘は、今の社会あるいはこれからの社会にとって大変大事な点だと思いますし、各種の団体活動についても同じように指摘ができるかと思えます。

私も、八十分質問時間をいただきましたので、逐条解釈という意味もありまして細かい点まで触れさせていただいておりますけれども、私は、国連人権教育の十年、あるいは推進本部で毎年御報告をされております実施状況、これを拝見しております。例えば刑務所というのは、そこに働いている方は職場になるのでしょうか、受刑中の方が例えば人権教育を受けるとするとそこは何に当たるのだろうか、そういうようなことをいろいろ思いました。学校、地域、家庭、職域、そこが人権教育の場、啓発の場として重要なのもちろんでございますけれども、本当に多様な、人がいるところあまねくと言っても言い過ぎではないぐらい、工夫を凝らして、さまざまな場で取り組まれていくということが大事なことでないかというふうにも考えまして、細かい点ではございますけれども、質問をいたしました。

それでは、また引き続きまして提案者にお尋ねをいたします。

第七条「基本計画の策定」というところでございますけれども、ちよつと率直な表現で失礼でしたらおわびをしなければなりませんけれども、すごくさっぱりとした書きぶりなので、もう少し中身を知りたいというのが正直なところでございます。

それで、幾つか具体的に質問をいたします。まず、計画ですから期間があると思っておりますけれども、期間についてはどのようにお考えになつておられるのでしょうか。例えば十年計画ですとか、そういうお考えなのでしょうか。

○熊代議員 大変に簡潔に書いてございます。短い法律でございますし、基本法的な性格でございますので簡単に書いてございますので、御質問の趣旨はもつともだと思います。

基本計画は、一つは期間ということもございましょうが、基本という質的なこともあると思えます。一番肝心なことはこれだというようなことかです。それから、基本計画でございましてから、余りショートタームではなくて、中長期に達成すべきこととか、そういうことをにらんでやっていくということでございます。しかしまた、短期のものも、質的には非常に重要であるというものも取り込まれると思えます。

いずれにいたしましても、法律を定めまして、その中で実施機関に十分考えていただく。審議会もございましょうし、そしてまた国会報告にもなっておりますので、国会報告の中で我々もチェックできますので、実施機関がその抽象的な表現を非常に具体的な、豊かなものにしていただくということを期待して、書かせていただいております。

○石毛委員 ありがとうございます。

それでは、同じく基本計画についてですけれども、この計画の総合性と申しましょうか、広がりにつきましては、どんなふうにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○熊代議員 計画の総合性、広がりでございますけれども、これも、法律といたしましては、実施機関にお任せしていきたい、しかし、それを国会報告でチェックしていきたいということでございます。遜色のない立派なものを出していただける、今先生の御質問でいろいろと御指摘ございました、歴史的なもの、国際的なもの、そして国内的なもの、国内の歴史的なもの、そういうものも含めて、総合性あり広がりあるものを基本計画として

この法律を所管する行政当局が定めてくれるもの、そういう期待のもとに書いております。

○石毛委員 ただいまの御答弁の中で、実施機関にゆだねていくというふうにおっしゃられましたけれども、この計画の策定機関はどのように今構想なさつていらっしゃるのでしょうか。

○熊代議員 この法律の所管官庁は、現在の体制では法務省と文部省でございます。全体の総括を法務省が行う、その総括のもとで文部省が人権教育を所管するというところでございます。しかし、関係各省は法務省の統括のもとに協議会を現在でも設置しております、関係全官庁はこの協議会のもとに参集してまいります。ですから、一義的な基本計画の策定は法務省、それから、文部省は来年からは文部科学省になりますけれども、法務省、文部科学省のもとに置かれておりますが、全官庁の関与する部分はそれに十分参画しながら基本計画の策定が行われる、このように考えております。

○石毛委員 この点、策定機関に関しましては、民主党、社会民主党提出の内閣委員会付託の法案では、内閣府に人権教育・啓発推進会議を設置するということに定めたところでございますけれども、与党案につきましては、策定機関をどのように考えておられるかという点につきましては、ただいまの御説明で理解させていただきました。

計画の推進体制ということでございますけれども、この点につきましても念のために御指摘いただければお願いいたします。

○熊代議員 計画の推進体制も、先ほど申し上げました計画の策定体制と同様だと思います。所管官庁、法務省が中心になります、もう一つの、サブの中心は文部省でございます。しかし、各省庁はその統括のもとにすべてそれを参画しながら実施していくということでございます。地方公共団体も、この法律の関係のあらゆることも関係しますが、それを統括して推進し、あらゆることはそれに御協力していただくということだというふうに思っています。

内閣府のお話もございましたが、総務庁で従来同和対策をやっておられて、総務庁でやるのがふさわしいのじゃないかという御意見も確かに私も伺いました。ただ、今は人権問題として人権問題の中に統括して、すべての人権問題の一環として同和対策もやらせていただくということでございます。

そういう意味で、人権の所管官庁の法務省というところでございますけれども、附則の第二条に見直しの条文をつけてあります。ですから、この体制を実施しながら、そしてまた、人権擁護推進審議会の答申も見ながら、その点も十分に見直していくということも考えておりますが、いずれにしましても、私どもは、法務省及び文部省、そして全庁が協力する、この実施体制に自信を持って提出させていただいております。

○石毛委員 今の御答弁を伺いますと、国連人権教育の十年あるいは人権教育国連十年の推進体制、実施機関とどのように違っていくか。確かに、閣議決定と法的規定として違ってくるというところはあると思いますけれども、中身のほうと違ってくるのかという点につきましてちょっとわかりにくいのですけれども、この点につきましてまたもう一度後ほど質問させていただきたいと思っております。

熊代先生、少しお休みをいただきまして、「人権教育のための国連十年」につきまして、内政審議室にお尋ねをしたいと思っております。

ことしから十年の後半期に入っていくわけでございますが、推進状況につきまして、どのような段階に到達しているかということを簡単に御説明いただきたいと思います。

○金口政府参考人 お答え申し上げます。

「人権教育のための国連十年」の推進状況でございますが、国際的な視野に立ちまして人権という普遍的な文化が構築され、一人一人の人権が尊重されるのが我が国にとって極めて重要でありますことから、国連の決定を踏まえ、平成九年七月に、人権教育のための国連十年推進本部におき

まして国内行動計画を作成したところでございます。現在、関係省庁におきまして関連施策を鋭意推進しているところでございますが、推進本部といたしましては、この国内行動計画ができました翌年の平成十年以降、毎年フォローアップを行って国内行動計画の推進状況について取りまとめを行ってところでございます。

本年度も九月二十一日に、平成十一年度における実施状況を中心としてその取りまとめを行ったところでございますが、本年は特にこの国連十年が中間年を迎えたということもございまして、これまで以上にこれまでのフォローアップを行ったわけでございます。その中でも取りまとめでございますように、これまで三年間、この国内行動計画を取りまとめられて以来、関係省庁におきまして所要の施策が着実に推進されているもの、このように認識しているところでございます。

今後とも、この後残された期間がございまして、この国連十年の推進本部を中心に関係省庁が連携いたしまして、国内行動計画に掲げられました施策を鋭意推進していきたい、このように考えておるところでございます。

○石毛委員 国連人権教育の十年の中に、人権にかかわりの深い特定の業務に従事する者に対する研修が規定されておりますけれども、日本ではこれにつきましてどのような状況になっておりますでしょうか。

○金口政府参考人 お答え申し上げます。

人権教育の推進に当たりましては、今先生御指摘のとおり、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人々に対する研修の充実が不可欠であると考えております。

このため、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画におきましては、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、人権にかかわりの深いと考えられます十三の特定の職業に従事する人々に対する人権教育の研修の充実に努める、このようにされていくところでございまして、現在、関係各省庁におきまして、それぞれ関係する

職員の人権教育に係る研修の充実に鋭意努めているところでございます。

この国内行動計画が策定されて以降、人権に関する講義内容を充実させたり、あるいは研修の機会の拡大を図る、こういうことから参加人員がふえるとか、関係省庁におきましてそれぞれの実情に応じまして研修の充実を図っている、このように承知しているところでございます。

また、この推進本部におきましても、これらの研修のより効果的な推進という観点から、研修の内容でございましてかあるいは教材などにつきまして適宜情報交換を行う、このようなことで、人権教育に関する研修の充実が図られるように努めておるところでございます。

今後とも、この人権教育のための国連十年推進本部におきまして、関係省庁相互の緊密な連携を図りながら、人権教育に係る研修のより効果的な推進というものに努めていきたいと思っております。

○石毛委員 人権にかかわりの深い特定の業務に従事する者につきましての教育、研修で、この「国内行動計画の推進状況」を読ませていただきましたと、特定の職業に従事する者ということで、日本の場合には、法律家、裁判官それから議員などの研修については記載をされておられません。研修はされていないというふうに理解していいのでしょうか。そしてまた、していないのでしたら、その理由はどこにあるのでしょうかということをお尋ねいたします。

○金口政府参考人 ただいまのお尋ねでございますが、この国内行動計画は、閣議決定で行政府の人権教育を進めていく上の指針としてつくったものでございますので、そういう観点から、ここに書かれておりますものは行政府に限った施策の推進という観点から書かせていただいているところでございます。

○石毛委員 そういたしますと、今回この法案が審議をされまして、人権教育・啓発が法律として策定されまして、その基本計画の中身に、例えば

議員、法律家というような職業が明示されていくことになりまして、これからはそうした広がりを持つことになるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

あるいは、この国連人権教育の十年といいますが、国連に対して各国からどういった報告がされているのかということをお私どもはちょっと知らないのですけれども、特定の職業に従事する者に対しては諸外国ではどんなふうになっているかということ、例えば国会議員や自治体議員に対して人権教育が行われているのかどうかというようなことは把握されておりますでしょうか。おわかりでしたら、御指摘ください。

○金口政府参考人 ただいまのお尋ねでございますが、私どもは、我が国でこのような国内行動計画を策定して毎年どのような取り組みを行っているかということにつきましては、適宜外務省を通じて国連に報告をさせていただいているところでございます。

また、諸外国の状況でございまして、国会議員や裁判官などを含めているかどうかということもございまして、かならず国によって状況が違いますので、ちょっと私も一律にそれを把握していませんが、それぞれの国の状況に応じて国内行動計画を策定しているもの、このように考えております。

○石毛委員 答弁を一ついただいております。

先ほどは、閣議決定で行政府としての範囲なので、私も国会議員は立法府に属していますから入っていないのですという御答弁だったと思いますが、この法律が成立いたしましたとして、今後の方向性ということにつきましてはお考えでいらっしゃいますかということ、この御答弁はまだいただいております。

○金口政府参考人 私ども内政審議室といたしましては、国内行動計画を策定いたしましたして推進本部の庶務を取り扱っておるわけでございますけれども、先生が今お尋ねの件につきましては、私もとして行政府の立場として策定しておりますの

で、国会議員の方々あるいは裁判官の方々も含めてどうしていくかということは、ちよつと私も私としてこの場でお答えすることは適切でなからうかというふうに考えております。

○石毛委員 そうしますと、どの場で議論することが適切になるのかということ念のために御教示いただきたいと思ひます。

○金口政府参考人 何度も同じようなお答えになつて恐縮でございますが、この国内計画を策定いたしましたときには、私もはとりあえず行政の内部のものとしてどういう形で進めていくかというところでつくらせていただいたものでございまして、先生今御指摘がございましたような広がりを持ったものになるということは、またもつと国会の場とかそういうところで御審議の上、私もとしては行政府として今後ともこの国内行動計画に基づきまして進めていきたい、このように考えておるところでございます。

○石毛委員 裁判官それから議員、いずれも人命、安心、安全、人権にかかわる重要な業務と申しましようか、仕事を担っているわけでございます。そして、裁判官や議員はそうした人権侵害の実情、事態に触れる、出会う機会が多いという理解もあるかもしれません。それからまた、今御答弁いただきましたように、閣議決定の中で行政の範疇だけというふうに実務的な理由があるのかもしれないけれども、今、大変激動の時代、そして人権侵害の実情というのは、侵害されているその方々からの発言といひましようか発信が一番大きいわけですから、人権に密接にかかわる司法関係の方あるいは議員、それぞれに人権教育をやはりきちつと学んで、自分自身を絶えずリフォームしていくといひましようか、そうしたことが大事だといふふうに私は考えておりますということを申し述べさせていただきます。

それから、できましたら、外務省を通じて国連に報告をしているということでございますから、諸外国では人権にかかわりの深い特定の業務に従事する者に対する人権教育というのはどのような

広がりを持つて行われているかということ、後ほど結構でございますから教えていただければとお願いをいたします。

それでは、次の質問でございますけれども、事業者に対してはどのように人権教育・啓発を推進しているのでしょうか。やはり内政審議室に、審議官にお尋ねいたします。

○金口政府参考人 国内行動計画におきましては、先ほど申し上げましたように、十三の特に人権にかかわりの深いという形で書かれております。そういうことから、先生今おっしゃいました事業者という意味がちよつとあれでございますけれども、私も私としては、このように、特にこういう人権にかかわりの深いと考えられております職種につきましては、それぞれ推進本部の下にいろいろな研修の連絡会などを設けておりまして、そこで適宜情報交換をしながら、また今後さらに一層こういう研修を進めていくということをしておりますので、その中で、さまざまな十三の職種の方々について研修をいかに進めていくかということは、定期的にそういう御相談を申し上げてやっておりますでございます。

○石毛委員 それでは、もう一点審議官にお尋ねをいたしますけれども、都道府県、区市町村の地方公共団体での人権教育・啓発に関する推進状況、それから行動計画の策定がどの辺まで広がっているかということをお願いいたします。

○金口政府参考人 国の国内行動計画ができましたから、都道府県においても同じような取り組みを行つていただいているところがかなりふえてきているわけでございます。都道府県におきましても、これは平成十二年八月現在でございますけれども、現時点で三十五の都道府県におきまして国の横断的な組織を設置されているというところでございます。また、国の国内行動計画に相当する都道府県のそういう行動計画というものを策定しておりますところがかかなりふえてきておる、こういう状況でございます。また、都道府県だけで

はなく市町村におきましてもかなりそういういろいろな取り組みも行っているところがございまして、そういうことから、各県におきましてもそういう取り組みが広がってきているものというふうに理解しております。

○石毛委員 恐縮ですが、行動計画につきましても、かなりという表現ではなく、具体的に都道府県の数がおわかりだと思ひますので、御指摘ください。

○金口政府参考人 失礼いたしました。

昨年の段階では二十一府県でございましたが、本年度では二十六の府県で行動計画を策定しております状況でございます。

○石毛委員 十年のうち半分の期間が過ぎまして行動計画策定が二十六といひますのは、決して多いといふふうには言えないのではないかと思ひますが、私はいたしませう。都道府県でそうですから、区市町村になればもつと格段に少ないといふふうにとらえざるを得ないのではないかと思ひます。

これ以上は質問は控えますけれども、与党の法案の中の第五条が「地方公共団体の責務」といたしまして、「地方公共団体は、基本理念のつとめ、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」という規定になっておりますので、この法律が成立いたしました後は、残す人権教育十年の後半、ここのうに急ピッチでそれぞれの都道府県、区市町村がこの計画を進められるであろうということを期待しておりますということをお願いいたします。

それでは、きょうは省庁からおいでいたしたいです、まず労働省にお伺ひいたします。先ほどの質問に重なりますけれども、事業者に対する人権問題の教育、研修の実施状況について教えてください。

○青木政府参考人 労働省におきましては、国民の職業選択の自由、就職の機会均等を確保いたしますして雇用の促進等を図るために、事業主に

対してさまざまな角度からの研修等を行つております。

まず一つといたしましては、同和関係住民を初めとする労働者の採用に当たつての公正な採用選考の確保の問題でございます。この点につきましては、百人以上の事業所にお願ひをしております公正採用選考人権啓発推進員という方々を各事業所に選考していただいておりますが、これらの方々に対する研修を実施しております。平成十一年度の数字がございまして、七百七十回やつております。それから、同じように企業の役員などトップクラスに対する研修もあわせて実施しております、これも同じ平成十一年に四百三十一回実施をいたしております。

それから、いわゆるセクシュアルハラスメントについてでありますけれども、これは男女雇用機会均等法において、職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するため事業主に對して雇用管理上必要な配慮を行うことを法律によつて義務づけておりまして、指針に基づきまして、各事業所においてセクシュアルハラスメントに関する方針の明確化、従業員に対する周知啓発などが行われておるところでございます。

また、御案内のように、障害のある方々につきましても、雇用促進月間の設定とか雇用促進大会の開催、啓発用のポスターその他の啓発手段を使ひまして採用選考に関する各種啓発活動を行つておるところでございます。

以上でございます。

○石毛委員 ありがとうございます。続きまして、文部省にお尋ねしたいと思ひますが、学校教育、社会教育の人権教育の状況、そして今後の課題につきまして簡単に教えていただきたいと思ひます。

○御手洗政府参考人 文部省におきましては、憲法及び教育基本法の精神にのっとりまして、学校教育及び社会教育を通じて人権尊重の意識を高める教育の推進に努めているところでございます。学校教育におきましては、小中学校を通じまし

て日本国憲法を学習する中で基本的人権に関する指導を行うこととしておりまして、例えば中学校で申し上げますと、人間の尊重と日本国憲法の基本原則というような項目の中で、人間の尊重についての考え方を基本的人権を中心に深めさせる。また日本国憲法は基本的人権の尊重等を基本的原則としていることについての理解を深めさせる。学校教育の中で扱っておりますし、また道徳教育におきましても、人間尊重の精神を具体的な家庭や学校や地域の生活の中に生かすというのを目標といたしまして、具体的には、例えばだれに対しても差別をすることや偏見を持つことなく人間尊重の精神をはぐくむよう指導するというのを学校教育全体を通じて行っているところでございます。

また、この推進のために、学校の人権教育の実践的な研究を委嘱する事業や、あるいは社会教育におきましては公民館等の社会教育施設を中心に各種の学級、講座の開設や交流活動等の事業を行っていただいております。文部省としてもそのための助成等の事業を推進しているところでございます。

○石毛委員 今後の課題については十分に御指摘いただかなかつたように思いますし、私は人権教育・啓発というのは非常に具体的な方法論が問われているのだと思いますけれども、時間がございませんし、これ以上お尋ねさせていただきますので、また教えていただきたいと思います。

厚生省にお尋ねいたしますけれども、就学前の保育に、保育指針の中で人権についての取り組みが指摘されていると思いますが、ごく簡単に教えてください。

○真野政府参考人 お答えいたします。

子供が大人との相互作用の中で人への信頼感や愛情を獲得していくことから、日々の保育の中で、保育士との愛着関係を基礎に人に対する愛情と信頼感を醸成し、人権を尊重する心を育てていくことが重要だというふうに考えておりまして、平成八年の地対協の意見具申や平成九年の人権教

育国連十年国内行動計画などを踏まえまして、平成九年の四月に「人権を大切にすることを育てる」保育について」という通知を各都道府県にいたしまして、各留意点を示しております。こういうものを踏まえまして、昨年の十月に保育所保育指針の改定を行ったわけでございまして、これも、「第一章 総則」の中に、従来から「保育の目標」として、「人権を大切にする心を育てる」ことを目指すということが入っておたわけですが、昨年の改定におきましては、これに加えて、「保育の方法」として、「子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう」にすることを、「子どもに、身体的苦痛を与え、人格を辱めることなどがないようにすること。」に留意するということに、方法のところでもそういうものを規定いたしました。それぞれの保育現場での子供の人権に配慮した保育が実践されるように各都道府県を指導いたしているところでございます。

現に、そういう保育士の皆さん方それから園長さんなどの研修を通じてそれを教育いたしますとともに、いわば保育士さんの卵であります保育士さんになるための養成学校におきましても人権教育などのカリキュラムを組んで教育をいたしております。

今後とも、そういう面に努力をしていきたいというふうに考えております。

○石毛委員 ありがとうございます。各省庁からそれぞれ、人権教育・啓発の現状あるいはこれからについて御指摘いただきましたけれども、これからのそれぞれ省庁、総合的な連携のもとで取り組まれるということが大変大事な点かと思ひまして、きょう御指摘をいただきました。ありがとうございます。

大臣にお尋ねをいたします。基本計画の策定等に関しまして、地方公共団体また人権団体等に経験を尋ねるとかあるいは意見を聞くとか、そうした意見反映の仕組みと申しますようなか、あるいは参加の仕組み、こうしたこと

をきちつと講すべきだというふうに私は考えるものでございませうけれども、いかがでございませうか。

○保岡国務大臣 基本計画の策定については本法案の成立を待ちまして具体的に検討することについてお尋ねをいたしましたが、その策定に当たっては、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的、計画的な推進を図るとの本法の第七条の趣旨にかんがみまして、地方公共団体など関係各方面の意見をよく踏まえて、その踏まえる方法についてもいろいろ工夫のできるところはいたしまして、充実した内容のものになるように努力したいと考えています。

○石毛委員 時間がありますとそれぞれ各省庁から御指摘いただきました点を、今どんな実践方法が開発されているのかとか、それから、私は障害者の方に随分友人がたくさんおられますけれども、例えば自分自身を開いていくといましようか開放していくときに、今皆さんがとても大事になさっているという、ある意味で啓発の方法と言っていると思ひますけれども、ピアカウンセリングとされるというようなことが随分広がっております。

今まで、とすると教育といえますのは一方向的な方法論が多かつたと思ひますけれども、今本当に、各地域で女性や被差別部落の方あるいは障害をお持ちの方、それぞれいろいろなつらい経験をされていらっしゃる方が、自分自身を開放していくと申しましうか社会に向けて発言していくということ、いろいろな実践方法を編み出されているのだ、その時期だというふうに私はとらえております。

そうしたことを思ひますと、本当に、国が基本計画をつくっていくかれますときに、各地で地方公共団体や人権団体がさまざまに創意工夫を凝らして取り組んでいる実践を踏まえた内容ですとか方法、これを計画の中にきちつと位置づけていただくことが大事だというふうに私は考えるものでございませう。

そしてまた、既に介護保険法の中には被保険者の意見の反映という条文もございますし、それから男女共同参画社会基本法の中にも「方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること」というような条文もございます。バリアフリー法の基本指針の中には、高齢者や障害をお持ちの方の参画によりその意見を基本構想に反映させるというような規定もございます。今、参加なくして施策の推進というのはなかなか難しい状況もあると思ひますし、何よりも有益な方法論を編み出し推進していくためには、当事者の方あるいは工夫をしてこられた地方公共団体の方の御参加が大事だと思ひますので、ぜひとも参加というところにつきましてお受けとめいただきたいと要望を申し上げます。

時間が本当に残り少なくなつてしまいましたけれども、提案者の熊代先生にお尋ねいたします。第九条「財政上の措置」ということが記載されてございませう。この財政上の措置を条文に規定されたということは、政策推進のための裏づけがきちつと担保されたという意味でとても重要だと私も考えるところでございませうけれども、この条文の中で「事業の委託その他の方法により、財政上の措置」と規定されてございませう。「その他の方法」というのは、具体的にはどのような方法なのか、そこを教えてください。

○田端議員 石毛委員の大変に御熱心な、また現場を踏まえた御議論、そしてまた、二十一世紀を目標として人権の世紀をといたその熱い思いが伝わってくる非常に敬意を表する御意見を拝聴いたしました。心から我々も賛同するところでございませう。

今お尋ねの第九条の「その他の方法」ということについてでございますが、国は人権啓発地方委託事業という委託によって地方公共団体に対して毎年財政上の措置を講じているところであります。人権擁護推進審議会の答申において、国が全国的に一定の水準の啓発活動を確保するという観

点から、これは非常に意義のあることだと評価しているところであり、平成十二年度には大幅にその充実を図っていると承知しているところであります。そしてまた、補助金の交付という形で財政上の措置も行われていますので、それが「その他の方法」に当たる、そういうふうと考えているところでございます。

○石毛委員 国が構想されます施策、その事業委託をするという方法もあると思いますし、今御答弁いただきました補助金の交付ということもございいます。

私は、新しく法律が制定されるというこの期に際しまして、地方公共団体が、そして地域で活動するさまざまな人権団体等の民間団体が、この法律の制定によりまして本当に元氣よく人権教育・啓発活動を進めていきますように、例えば人権教育啓発総合補助金というようなグラント、人を特定しないような、創意工夫を生かしてはいるかな財政上の手だての仕方を工夫されてはいるかがかというふうにご覧いただけますけれども、その点につきまして御所見をお伺いしたいと思います。

○田端議員 大変貴重な御意見としてお伺いいたします。そして、この補助金の交付されている事業は、今の現実においては、地方公共団体が行う公民館等の社会教育施設における学習会、あるいは社会教育指導者に対する研修会の実施等、そういった形のところに今行われているわけであります。ちなみに、予算を申し上げますと、人権啓発地方委託事業の法務省関係、平成十二年は約二十四億二千万円でございます。そして、補助金が交付されている文部省の人権教育促進事業の予算額は、平成十二年度十八億二千七百万円、こういう形になっております。

それを踏まえた上で、委員の御指摘の考えも含めて、今後また我々も一緒にやっていきたい、こう思います。

○石毛委員 ぜひとも積極的なお取り組みをお願いいたします。

最後にお尋ねをしたいと思いますけれども、先ほど、提案者の熊代先生が、実施機関等に関しまして、それぞれの省庁の連携のもとにシステムをつくっていくという御答弁でございました。附則第二条の見直しで、次に出てまいります中身が救済機関と申しましようか人権機関の設置ということになりますけれども、この人権機関それから教育、啓発の推進に関しまして、機関につきましてはこれから検討が重ねられていくということになるわけでございますけれども、提案者としてはどのような考えをお持ちでしょうか。

そしてまた、最後に一つだけお答えいただければと思いますが、熊代先生はNPO関連の事務局長でもいらつしやいますので、人権NPOに対しまして大変御理解をいただいていると存じます。この財政的な支援あるいはさまざまな支援というふうなことで御所見がおりると思いますので、お答えをいただければと存じます。

お答えをいただきますと質問時間は終わりになるかと思っております。よろしくお願いいたします。

○田端議員 前半の部分については、附則第二条の、人権擁護推進審議会における調査審議結果も踏まえ見直しを行うものとするとしているこの規定に基づく救済機関の設置とこの法律との関係性をおっしゃっているのかと思いますが、私どもは、人権擁護推進審議会において、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について調査審議を行っているところであり、その中で、人権救済機関が所掌すべき事務として人権啓発もあわせて行うべきではないかという議論がされていると承知しております。

今後、その旨の答申が行われるものと予想されますので、その場合、その内容によっては人権教育及び人権啓発に関して定めた本法案も見直すのが適当か、そういう思いをしてこの規定を置いたところでございます。

○熊代議員 人権NPO等NPOに対する支援の御質問がございました。

御指摘のように、NPO議員連盟の事務局長をさせていただいております。今、一つは寄附した人ないしは法人の税の優遇措置を、ぜひ本年度に政策を決定して来年度には法律を定めたいというところで、民間からの寄附を促進して人権NPOその他NPOの大きな活動ということでございまして、海外に出ておりますNGOを中心にして、外務省の方でもいろいろとNGOの活動促進のための政策を推進しておりますので、これもさらに推進してもらいたいし、国内のものにつきましましては、今のところ都道府県、市町村が主でございますが、いろいろと促進されております。

そういうものを、全体像を見ながら、民間の活動が、民間の創意工夫に基づいた公益を実現していく、二、三千万人の人が楽しみながらも世のため人のために本当に効果的な働きをしていく、そういう社会をつくるために御指摘のような努力をしてまいりたいと思っております。

○石毛委員 ことしから国連人権教育の十年は後半期に入っていくこととなります。そうした時期にこの人権教育・啓発に関する法律が審議をされて、そしてこの内実が充実していくということは本当に時宜を得て、そして大事なことだということに私は認識しております。ぜひこの国連人権教育の十年の取り組みを上回る質、量のものとして内実が推進していかなれますように要望をさせていただきます。長時間にわたりました質問を終わります。

ありがとうございました。

○長勢委員長 藤島正之君。

○藤島委員 自由党の藤島正之でございます。きょうはこの法案につきまして、私は、本当にこの法律が必要なんだろうか、あるいはまた、運用のいかによっては弊害もあるのではなからうか、こういう観点から、提案者に幾つか質問をさせていただきますかと思っております。

まず「目的」でございますけれども、第一条、「この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性

別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他の人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。」こうあるのですが、非常に一般的、抽象的でわかりづらい。

民主党、社民党の案によりまして、「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に係る差別をはじめとする」云々、それから「障害による不当な差別その他の」、こう書いて、これがいまいか悪いかは別にして、その法律の目的がかなりはつきりしておるとい感じはするわけです。

内容につきましても、私は、今議論の対象となっておりまして与党の法案は非常に単純過ぎて、内容が何を言いたいのか非常にわかりづらいという感じはしております。

そこで、提案者は、この不当な差別の発生、人権の侵害の現状につきましてどのように把握しているから、それだから立法措置が必要だ、こういうことなんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○滝議員 お答えいたします。ただいま委員から、書き方が抽象的で内容が把握しにくい、については不当な差別の発生、そういった問題についてどのような把握をしているのか、こういうお尋ねでございます。

これにつきましては、人権擁護推進審議会が人権あるいは人権教育・啓発の現状についてということで把握をいたしておるわけでございますけれども、先ほども熊代提案者の方から申し上げましたように、女性、子供、高齢者あるいは障害者、同和問題等々、さまざまな人権課題というのは現在に存在している、こういうような現状把握をこの答申がいたしているわけでございます。この法案におきましては、そのようなさまざまな実態というものを前提にして目的規定を組み立てているわけでございます。

○藤島委員 それでは、さらにお伺いしますけれども、この法案が成立しないといえますか、現状と、これが成立することによりまして具体的に新しいものとしてどのような効果があるのか、お伺いしたいと思います。

○滝議員 この法案でどのような具体的な効果があるか、こういうお尋ねでございます。

先ほど委員が御指摘されましたように、法案の内容そのものは非常にシンプルに、簡潔にできているものですから、内容が把握しにくいということはおっしゃるとおりでございます。

そこで、この法案では、具体的な内容につきましては、法案の中で、基本計画を作成していただく、そういうような計画の作成を通じて具体的な施策を打ち出していくというような組み立て方をいたしているわけでございます。

そして、それだけではございませんで、従来のいろいろな角度から人権教育あるいは人権啓発が行われてきたわけでございますけれども、それはそれで、個々の事業がそのまま放置されてきた、啓発活動がマンネリ化する、あるいは実施主体間の連携が不足していることは、この人権擁護推進審議会の答申でもあるわけでございます。さような答申というものを踏まえて、やはりここはもう少し具体的に、その連携あるいはマンネリ化を反省する、そういうようなことを考えながら、この法案では年次報告というようものを挿入しながら、この人権擁護推進審議会の答申を受けて、もう少し具体的に、一歩踏み出した実施ができるように、こういうような趣旨でこの法案を組み立てているわけでございます。

○藤島委員 今具体的に具体的にとおっしゃいますが、ちっとも具体的でないのでありまして、例えば基本計画の話がございましたけれども、いわば丸投げなんですね。基本計画に具体的にとおっしゃっていますが、何にもないんでありまして、これは内容はまるで本当に丸投げの形になっておる。結局、そういうことからすると、この法律がなければやれないのかどうかという点について、

私は非常に疑問に思うわけであります。

それはそれといたしまして指摘させていただくとして、財政助成でございましてけれども、昨日伺いましたら二十億一億程度やっておりますけれども、この内容については、どういふものをどれくらいやっておるんでございましょうか。

○上田政務次官 法務省で実施しております人権啓発の財政支援措置といたしましては、中央委託事業と地方委託事業の二つがございまして、

中央委託事業は、財団法人人権教育啓発推進センターに對します委託事業でありまして、主な事業内容といたしましては、人権啓発教材の作成、人権啓発映画の作成、人権啓発フェスティバルの開催それから人権関係情報データベースによる各種情報の提供や人権啓発資料の作成等でございます。予算規模といたしましては、三億九千八百万円、平成十二年度の委託費でございます。

地方委託事業は、都道府県それから政令指定都市に對する委託事業でございまして、講演会の開催、啓発資料の作成や配布、放送番組の提供や新聞広告の掲載、地域行政関係者研修会等の開催のほか、地域人権啓発活動活性化事業などでありまして、この平成十二年度の委託費が二十四億一千九百万円でございます。

また、先ほど申し上げました財団法人人権教育啓発推進センターの運営あるいは相談事業に関しまして、平成十二年度で四千七百万円の補助金を交付しているところでございます。

○藤島委員 さらに伺いますけれども、今のような現状で十分だという認識を法務省は持つておいででしょうか、それとも不十分である、こういう認識でございましょうか。

○上田政務次官 法務省といたしましては、こうした人権啓発活動に對します予算につきましては、平成十二年度大幅に増額をさせていただいたところでございます。十分かどうかということについては、我々の方で判断することが適当かどうかはわかりませんが、私どもといたしましては、今の行

政、いわゆる人員と予算の中でできる限りのことはさせていただいているというふうに認識をしているところでございます。

○藤島委員 私のお伺いしたいのは、要するに、今まで法律がない状況でとってきた、そういう状況に對して、ここさらに法律をつくってまでも財政助成について配慮しなければならぬ、こう言っているわけですが、そういう必要があるのかどうかということをお伺いいたします。

○上田政務次官 新しい法律ができることによってどういふ変化があるかということとは、ちょっと直ちに回答することはできませんけれども、この法律ができることによって、国民の皆さん方の中に、先ほどからいろいろ御質問がありますように、人権啓発、人権教育に對する認識が深まるという意味では、法務省の行政の推進に向けまして意義のあるものだということには私としては理解しております。

○藤島委員 それでは、次に、人権侵害事件が年間一七千件ぐらいあり、それがきちっと処理されているというふうに向っているんですが、そのように理解してよろしうございましょうか。

○横山政府参考人 私の方からお答えいたします。ただいま委員御指摘のとおり、人権侵害事件は年間約一七千件ほどでありまして、これらにつきましては、私どもは人権侵害事件調査処理規程という規程に基づきまして適切な対応に努めているところでございます。

○藤島委員 それでは、提案者に伺いますけれども、今のように入権侵害事件は一万七千件が一応きちっと処理されているわけでありまして、人権救済はかならずきちっとやっているとということだと思ふんですが、それと今回の教育、啓発、この関係はどういふふうな認識されておりましたでしょうか。

○滝議員 人権侵害はもとより侵犯としてきちんと処理されていることは、ただいまの御答弁のとおりだと存じます。ただし、その前提として、なぜそのような侵犯事件が後を絶たないかと

いうことが、人権啓発について引き続きやはり力を入れていかなければいけない、そういうことにつながってくるわけでございます。

○藤島委員 続きまして、第三条の「基本理念」でございまして、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。こう書いてあるわけでございますけれども、国民の自主性とは何か、また実施機関の中立性とは何か、これを提案者にお伺いしたいと思います。

○滝議員 この点に關しましては、やはり人権擁護推進審議会の答申にも指摘されているわけでございますけれども、このような人権教育あるいは啓発は、ともすれば押しつけになるんじゃないかと、そういうような意見もあるわけでございます。そういうようなことを危惧しなければいけない、あるいは、そういうものは注意を喚起しなければいけない、そういう意味で、あえてここでは国民の自主性ということをやったっているわけでございます。

そしてまた、実施機関の中立性ということにつきましても同様でございます。この法律では、国民の責務ということであって国民の皆さん方にこの問題に對する考え方を投げかけているわけでございますけれども、国民の理解と共感が得られるということがその前提でございます。その前提でございまして、当然のことでございますけれども、実施機関の中立性ということを、あえてそこでは明示いたしているわけでございます。

○藤島委員 今、押しつけがあつてはならない、こういう答弁があつたわけでございますが、これはまさに重要なことだと思ふのです。それで中立性の中身は何かということをお伺いしたわけでありまして、その意味は、今おっしゃったような、押しつけがあつてはならないということ、これは一番大事なことで私は思うわけであります。

それでは、しからばその自主性、中立性について、押しつけ云々ということについて、何を求めて担保しようとしているのか、提案者にお伺いしたいと思います。

○滝議員 これにつきましては、担保というのは、最終的には私どもは、国会に対する報告、そういう具体的なアプローチの問題の中で、こういった点について反省すべきものがあれば反省していくということに尽きると存じております。

○藤島委員 私は、それでは担保になっていないというふうな感じがします。これは、なかなか実際問題としては何を求めて担保するかというのは難しい問題だろうとは思いますが、今の答弁は答弁にはなっていないという認識でございますが、これ以上追及はしないことにしたいと思います。

それから、第四条に、「国は、」こう書いてあるわけでございますけれども、この国というのは一体所管をどこに考えておられるのか、お伺いしたい。

○滝議員 国は、多方面にわたると存じます。人権教育につきましては主として文部省、あるいは、啓発は法務省が所掌する、そういうような主とした所掌はあるわけでございますけれども、その他、労働省が関連する部分もございますし、農林水産省が関連する部分もある、そういうことで、それぞれの所管行政の中で関与してくる部分があり得るというふう存じております。

○藤島委員 それではさらに、四条でございますが、「人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こう書いてあるわけですが、最初から申し上げているように、何も中身が書いてないのです。この施策の内容というのがどんなものをイメージしているのか、少し具体的に答弁願いたいと思います。

○滝議員 中身につきましては、この人権教育なりあるいは人権啓発なりは、それぞれの省庁が、あるいはそれぞれの地方団体が長年にわたって取り組んできた問題でもございます。

そのような中から、人権擁護推進審議会におきまして答申が出されているわけでございますけれども、そのようなものを一つのガイドラインとして、基本計画の中でそういうものの施策のあり方について示していく、こういうことになるわけでございます。

○藤島委員 非常に不十分だとは思いますが、最後に、何か逆差別という意見もあるやに聞いているのでございますが、その点について提案者はどのようにお考えでしょうか。

○滝議員 差別解消のいろいろな今までの取り組みの中で、行き過ぎがあるのではないだろうか、あるいは、差別の解消が逆な差別を生んでいるんじゃないだろうかという意見は時々あるわけでございますけれども、問題は、そのような逆な差別が生じるということは、これはあつてはならないことでございます。

しかし、何を求めて逆差別というのかは、それはそのとり方の問題が今までの例の中ではあるわけでございますが、これは一概に何が逆差別かというような議論は、なかなかそこがところが難しい問題ではあるだろうとは存じております。

○藤島委員 今お話しのように、あつてはならないことだろうと私は思うわけであります。

最後でございますけれども、今まで質疑してきまして、私は、この法律は非常に問題が多い法律であるというところを指摘し、特に、中立性の問題、あるいは、押しつけがあつてはならない、こういった面を運用面できちっとしていただこうというようなことをお願いして、結果的にはございまして、一応賛成に回りたい、こう考えております。

ありがとうございます。

○長勢委員長 瀬古由起子君。

○瀬古委員 日本共産党の瀬古由起子でございます。私は、学校現場で人権教育と称してどのような混乱と悲惨な事態が起きているのかということ、三重県の場合に質問させていただきます。

昨年十二月十五日、三重県立の松阪商業高校で校長が自殺をいたしました。この校長は、自分の学校の教員の居住地での言動が差別事件とされ、県の教育委員会が二十回以上も校長から異常な聞き取りや指導を行っていることが明らかになりました。八月九日、二十三日には、部落解放同盟から、差別者とされた教員とともに、確認会に参加させられております。

校長は、事件が起きてから、体重が半年間で六キロから七キロ減った。このように言われています。亡くなった十二月十五日には、生徒に謝罪する報告集会の開催を決める職員会議が開かれることになっておりました。そして、解同は、報告集会は一回限りじゃないんだ、糾弾会と同じように何回も続けようなどと、開催のやり方にも、あるときには県の教育委員会に指示をしまりました。

校長は、教員が生徒の前で差別者だったという報告をすれば、生徒の不信感を広げて教育が成り立たなくなるといつて悩まれたわけですね。そして、その報告会が何回も続くということになって終わりが無い。校長が、やる自信がない、こういうふうに言われると、解同と連絡をとり合っている教員が、あなたが後ろ向きな発言をしてどうするのやと、いつて、決断を迫られる職員会議の日の朝、みずから命を絶たれたわけでございます。

法務省、この追いつめられた校長の死という事実は、当然重大な人権侵犯のケースとして調査の対象になると思っておりますけれども、いかがでしようか。

〔委員長退席、横内委員長代理着席〕

○横山政府参考人 今委員御指摘の松阪事件というのは、ただいまいろいろ委員がおっしゃいましたけれども、三重県内の高等学校教諭が差別発言を行った事件を指すものと私も承知しております。

ただ、法務省の人権擁護機関としましては、一般に、人権擁護上看過することができない差別発言を認知した場合、人権侵犯事件として調査を行い、人権侵犯の事実を認定したもののについては、示等により行為者の啓発を行っているところであり、具体的な事案に関する調査処理の内容等につきましては、関係者のプライバシー保護の観点から答弁を差し控えていたと思います。御理解いただきたいと思います。

○瀬古委員 私は、校長の例を言っているんですよ。校長が、県の教育委員会から何度も指摘を受けて、そして追いつめられていった、こういう状況について、これは人権侵犯として扱われるべきじゃないかというふうに言っているんですよ。

○横山政府参考人 今委員が発言されました校長先生が自殺されたという事実も私も承知しておりますけれども、この具体的な事案に関してどういう調査処理をしたのか、どういう対応をしたのか、これにつきましては、やはり関係者のプライバシー保護の観点から答弁を差し控えていたと思います。

○瀬古委員 私は、具体的な事例の内容についてお話ししたんですが、例えばこういうケースが起きていて、校長が毎日のように県の教育委員会からどうなんだどうなんだと追及されて、そして、実際にはだんだん追いつめられていくわけですね。実際には暴力を受けたということではないかもしれないけれども、精神的にこういう追いつめられ方というのは、こういう事例はここだけではない、幾つかの問題もございまして。

例えばそういう事例が起きたとすれば、これは何らかの人権侵犯の事件として、一般論としても当然調査しなきゃならないというふうに思われるんじゃないでしょうか、いかがですか。

〔横内委員長代理退席、杉浦委員長代理着席〕

○横山政府参考人 一般的な形で御説明させていただきます。まず一般に、民間運動団体が行います、いわゆる確認・糾弾行為につきましては、昭和六十一年

の地域改善対策協議会意見具申、あるいはまた、平成十一年七月の人権擁護推進審議会の第一号答申でも指摘されておりますように、その性質上、確認・糾弾の対象となる者の人権への配慮に欠けたものとなる可能性を本来的に有しており、また、同和問題に対する国民の自由な意見表明を抑制してしまうなどの問題があるところでありまして、法務省としても、このような確認・糾弾行為は啓発の手段として相当ではないと認識しているところであります。

また、確認・糾弾行為により具体的な人権侵害が発生した場合には、法務省の人権擁護機関として、人権侵害事件の調査処理等を通じて適切に対応すべきものと考えております。

以上でございます。

○瀬古委員 そうしますと、こういうケースの場合は、この確認・糾弾の中に校長が引っ張り出されて謝罪もさせられてという事例がある場合には、今言われた法務省の通知ですけれども、その通知の精神に基づいて当然処理されるというふうに考えていいですね。

○横山政府参考人 委員御指摘のとおりでございます。

○瀬古委員 では、もう一点お聞きします。

十一月五日に解同による第一回の糾弾学習会が松阪市役所で行われました。五百人が参加したと言われております。県の教育委員会からも、教育次長、県教委の三課長の幹部、そして教職員も二百二十四名参加のうち百二十一名が出張で糾弾会に出ております。そして、十一人が研修扱いで行われております。多くの教員が見ているところで、校長は、ここでもY教員とともに謝罪させられ、自己批判をさせられております。

ここに、実は部落解放同盟三重県連合会の解放新聞という新聞がございますけれども、その糾弾学習会の内容が大変詳しく載っております。本当に私は胸が痛くなる思いをいたしますけれども、ここではどう言っているかというところ、本人が、具体的に、いっどのように差別がすり込まれたの

かを検証する第一回の糾弾学習会であった。」どのように差別が刷り込まれたか、こういう糾弾会だったわけですね。そして「小さい頃からの差別のすり込みがあったことを確認して第一回を終了した。」小さいときからあなたは差別意識があったんじゃないかということを言うまでここで迫られていくわけですね。

私は、本当にひどいと思ったのは、このY教員は、この糾弾学習会が自分だけでなく自分の両親まで差別者だということを言わせることを意図していた、このように語っております。あなたを育てた親はどうだったんだ、親に差別心がなかったのかというところまでやられて、実際には、このY教員は「自分をみつめて」という反省文を書いていますが、そこには祖父や両親の差別意識が書き込まれて、どう言っているか、これから、今まで差別心を持ってきた両親や家族、親戚、友人を反差別の人に変えるように、こういうふうにと迫られて書き込まれているわけですね。この反省文の書き直しは十数回に及んでおります。

十二月末には第二回糾弾学習会が予定されておりましたが、Y教員は解同の幹部からこの糾弾会に向けて体力がもつかどうか健康状態も確かめられております。Y教員はことし二月に、新しい校長の指示でこのような始末書を書かされているんです。同和教育を推進するために一生をささげます、ここまで追い詰められて書かされているわけですね。そして、このY教員はどう言っていたかといいますと、私は校長先生が亡くなられた後、ずっと後を追って死ぬことばかり考えていました、このように語っておられるわけですね。あと一步で犠牲者が出る、こういう状態まで追い詰められていたわけです。

法務省、意識を変えるまで、いわゆる洗脳されるような、こういう状態まで糾弾学習会で追い詰めるケースも、当然、先ほどの一九九六年の法務省の通知に基づけば、重大な人権侵害のケースとして調査の対象になると思いますけれども、いか

がでしようか。

○横山政府参考人 今委員がいろいろ御指摘したような事実関係、法務省としてそういう事実関係を把握したのかどうか、それ自体調査処理の内容になりますので、そういう事実関係を前提として、それがどうこうというのを言うことは、答弁を差し控えていただきたいと思いますけれども、一般的に、この問題について法務省としてはどういふふうに対応する姿勢あるいは考え方を持っているかということにつきましては、先ほど答弁したとおりでございます。

○瀬古委員 この問題についても、この通知に基づいて、当然、人権侵害のケースとして調査をされる対象になるということでもよろしいですか。イエスカノーか、お願いします。

○横山政府参考人 私どもとしても、この事案につきましても、当然、いろいろな情報収集には努めたところでございますけれども、具体的な内容については答弁を差し控えていただきたいと思います。一般的に申し上げます。(瀬古委員「一般論」と呼ぶ)

○瀬古委員 ぜびこのY教員の問題、そしてこの校長のケースともに人権侵害として調査をしていただきたいと思います。

やはり、私たちは人権の尊重というのはとても大事だと思っております。しかし、人権の名のもとに精神的な暴力、マインドコントロールまでされて追い込んでいくという、これはもう本当に人権

侵害の被害者として本来調査されなければならぬのに、無理やり書かされた始末書をもとに、三重県の教育委員会は加害者として懲戒処分いたしました。そして、津の法務局も加害者として説示という処分を行っているわけですね。

一体どういう状態にその人たちが置かれているのかということをもう一度きちんと調査していただきたいと思います。やっていることが本当に逆さまで、校長とこのY先生の問題は、被害者として、ちゃんと事実関係を調査すべきだということに思います。

そこで、伺いたいのですけれども、一九九六年八月四日に法務省から、解同の確認・糾弾会についてのこういう見解が出されております。これについて何が問題なのかということを確認に出されていると思うんですが、この基本的な問題点について報告をしていただけませんか。

○横山政府参考人 それでは、平成元年に法務省が出しております確認・糾弾会に関する見解、そのうちの確認・糾弾会の基本的な問題点としてどのようなことを挙げているかということについて御説明いたします。

まず一つ目ですが、確認・糾弾会は、いわゆる被害者集団が多数の威力を背景に差別したとされる者に対して抗議等を行うものであるから、被糾弾者がこれに異議を述べ、事実の存否、内容を争うこともままならず、また、その性質上行き過ぎ、被糾弾者の人権への配慮に欠けたものとなる可能性を本来持っている。

それから二つ目。被糾弾者の人権擁護に対する手続的保障がない。すなわち、被糾弾者の弁護人的役割を果たす者がいない上、被害者集団が検察官と裁判官の両方の役割を果たしており、差別の判定機関としての公正中立性が望めず、何が差別かということの判断を初め、主観的な立場から、恣意的な判断がなされる可能性が高い。

三つ目。被糾弾者には、確認・糾弾行為の完結時についてのめどが与えられていない。反省文や決意表明書の提出、研修の実施、賛助金の支払い等々、確認・糾弾行為を終結させるための謝罪行為が恣意的に求められ、これに応じることを余儀なくされる。

以上でございます。

○瀬古委員 まさに、このような指摘をされた状

況の中で、この校長と先生は追い詰められていくわけですね。法務省は、今言われたこの基本的な問題点に対する認識、先ほど伺いましたけれども、もう一度確認しておきますが、この通知の法務省の見解や立場というのは今でも変わりないかと明確に言えますでしょうか。いかがですか。

○横山政府参考人 法務省といたしましては、民間運動団体が行う確認・糾弾会につきましては、現在におきましても基本的に平成元年の通知と同様の考え方でありまして、確認・糾弾会は啓発の手段としては好ましくないと考えております。

○瀬古委員 この通知では、さらに、行政機関に對して確認・糾弾会への出席が強要されているが、これは行政の公正中立性を損ない、適正な行政の推進の障害になっている、このように指摘をしております。

ところが、三重県は、先ほど言いましたように、教育委員会の幹部以下みんなそこに出て、そして教員には出張扱いでそこに参加させる、こういう問題はこの通知の指摘からいって大変問題があるというふうに思うんですけれども、その点、いかがでしょうか。

○横山政府参考人 私ども、今委員が御指摘の事実関係について把握しているのかどうか、その点もなかなかお答えしにくいところでありまして、また、今委員が御指摘の事実関係をすべて把握しているとも言えないところでございます。そういうことでありまして、全く仮定の話ということになるわけでありまして、委員御指摘のような事実関係がもしあるとすれば、やはり委員が御指摘のような問題はあろうか、このように考えております。

○瀬古委員 この通知では、さらに、確認・糾弾会とは同問題の啓発には適さないとわざわざ言えない、このために、法務省の人権擁護機関は、差別をした者、被糾弾者から確認・糾弾会への出席について相談を受けた場合は言うまでもなく、相談を受けない場合にも必要に応じて、確認・糾弾会には出席すべきでない、出席する必要はない等

の指導をしている、このように述べております。そして、このケースの場合はどうだったかというところで聞いてみましたら、このY先生も、本当につらくて、どうしようかと迷っていたときに、実は法務省から、その確認・糾弾会には出る必要がないと連絡があった、そういう援助があったに本当に助かったと言っておられるんですね。そういう点では、この通知の機能ですね、出席する必要があるというのを言われたのがある意味では人の命を助けたということもあるわけで、こういう姿勢といえますか立場はこれからも、相談を受け

ない場合でも、こういう確認・糾弾会には出席すべきでないという、そういう指導等はやっていくというふうにお考えでしょうか。

○横山政府参考人 委員御指摘の法務省の見解は、法務省内部での検討資料として作成されたものでありまして、法務局、地方法務局の人権擁護担当職員が執務に当たつての参考とすることを目的とするものであります。外部から確認・糾弾会に対する法務省の見解を尋ねられた際に、統一的に答えられるように配慮したものでございます。

なお、法務省としましては、関係省庁や地方自治体との意見交換の場や同問題に関する各種研修会、講演会などを通じて、この考え方に対する理解を求めてきたところでありまして、今後とも、このような方法により周知を図っていきたいと考えておるところでございます。

○瀬古委員 相談があった場合、相談がなかった場合も、法務省がつかんだ場合には、この通知に基づいてぜひ進めていただきたいと思います。一方では頑張つていただいているわけですが、一方ではどうしても見過ごすことのできない問題がございます。それは、法務局が三重県当局と一緒に人権を侵害して差別を助長しているのではないかという例がございます。

きょう、私はこういうものを持ってきたのですけれども、これは「差別的な落書きを発見した際、通報を受けたときは、こういうチラシでございまして、津の地方法務局と三重県が一緒に

なつて発行したものがございまして。ここにどういうものが書いてあるかという、落書きがあったときには「確認・保存」、そして二つ目には「通報・連絡」、三つ目には「記録」、四つ目には「被害届・処理・報告」、五つ目には「管理・監視」、こういうふうになっていまして、落書きが発見されたら、これは大変なことだといつて、それこそトイレをロックにして使用禁止にするとか、現場保存をして警察に被害届をやるとか、こういうところまでやるようなチラシが配られ、ステッカーも張られているんですね。

この落書きという問題は大変微妙な問題がありまして、この落書きはだれが書いたかというのとはなかなか難しい問題がありますけれども、これを発見したら、それを保存して徹底して追及をするみたいなやり方は、結局これは住民を監視するといや役割を果たさないか。こんなものを、三重県のやり方については大変問題があるのですが、法務局がこういうやり方を一緒にやってやっていると、これはちよつと異常だと思ふんですが、これは法務省に御相談があつてつくられたものなんでしょうか。

○横山政府参考人 委員御指摘の差別落書き対応チラシについては私どもも承知しております。この差別落書き対応チラシは、差別落書きを発見したときの手順を示したものでありまして、その左上の部分には「施設管理者用」とあると思ひます。そこにありますように、庁舎やビルの管理について責任を負う方々を対象にしたチラシでござい

ます。

人権擁護機関としましては、日ごろから差別落書きを人権擁護上看過できない事象であると認識し、行為者を啓発するためにその特定に努めているところでありまして、御指摘のチラシもこのような取り組みの一環として津地方法務局が三重県と共同で作成したものと承知しております。

○瀬古委員 直ちにこれは廃棄すべきもの、処分すべきものというように考えるべきじゃないでしょうか。実際には、関係職員に周知をして、や

はり監視せよというふうに言っているわけですから、不適切だと思ひませんか。

○横山政府参考人 先ほども申し上げましたとおり、差別落書き自体は人権擁護上看過できない事象でございます。私どももいたしましては、このチラシにつきましても、差別落書きそのものにつ

きまして、これを発見した場合のいろいろな手順を示したものと考えております。そして、できる限り早期にそういう差別落書きを発見し、それに対して適切な対応をとるということは、人権擁護上も非常に重要なことではないか、このように考えております。

○瀬古委員 私の関係する部分についての質問はこれで終わって、木島議員にバトンタッチいたします。

○杉浦委員長代理 次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫です。

法案提出者にお聞きいたします。

ただいま瀬古議員から指摘があったように、部落解放同盟が各地で、括弧つきですが、差別発言をとらえて、いわゆる確認・糾弾行動をやっておりますが、これは、この法案第二条の人権教育、人権啓発に当たるんでしょうか。

○熊代議員 先ほど法務省の担当局長から御答弁がございましたように、法務省の見解にも明らかに示されているとおり、確認・糾弾というのは大変に、差別者といつても人権がございまして、その人権を守るということが十分な手続ができていないということでございます。確認・糾弾がいろいろな問題があるというふうに思ひます。

ただ、確認・糾弾だから直ちに相手の思想、信条の自由を侵害するといふふうに一概には言えないと思ひますけれども、法務省が定義して、問題があるといふふうに指摘されました確認・糾弾会といふのは、人権啓発の手段として好ましくないと

思ひます。

○木島委員 熊代提案者にお聞きしたいと思ひます。

あなたが総務庁長官官房地域改善対策室長とし

て手がけられました、八六年、昭和六十一年十二月の地域改善対策協議会の意見具申、翌八七年、昭和六十二年三月の地域改善対策啓発推進指針では、解放同盟のこのような確認・糾弾行動に対してどのような評価をしておりましたか。

私に与えられた時間はわずか十分だけでありますから、簡潔に答弁願いたい。

○熊代議員 事前に御通告がないので、ちょっと読み返しておりませんけれども、記憶に基づいて、若干不正確になるかもしれませんが申し上げますと、やはり犯罪者にも法の裁き、デュー・プロセス・オブ・ローが保障されるということでございます。

差別者にもデュー・プロセス・オブ・ロー、法の手続と同様な精神が適用されなければならぬ。確認・糾弾というものは、それを一般的には無視することが極めて多いということでございます。

差別者といえども人権が守られなければならないというところでございます。この法案は、同和問題の法案ではございません。人権一般でございます。御指摘のようなことがあつてはならない、そういう精神のもとで、今法務省の局長も、

○木島委員 指針はこのように述べております。

「民間運動団体の行う啓発活動の啓発活動の中には同和問題解決に逆行する結果をもたらしているものがある。また、一部の民間運動団体が自他への教育と位置付けている確認・糾弾行為も、被糾弾者を大衆の面前に引き出すことによつて、被糾弾者のみならず、一般国民に、こわいという意識とともに、接触を避けた方が賢明という意識を助長している傾向が見られる。」また、指針は次のようにも述べております。

「自由な意見交換のできる環境づくり」「また、言論に対して、言論による批判に徹しないで集団による圧力に安易に訴えるならば、世論の有形無形の批判を受け、前述の新たな差別意識を助長することになることを民間運動団体も十分理解すべきであり、国及び地方公共団体はこれらに関する啓発に努める必要がある。」そういう論ですつと貫

かれております。大変立派な指針であり、具申だったと私は思ふんです。

そこで私は、熊代提案者がお書きになった「同和問題解決への展望」というのを読み返してきました。大変立派な著書だと思つております。それで、今あなた方が提案している本法案は、熊代提案者が決死の覚悟でその根絶のために取り組んできた、こうした確認・糾弾活動に新たな法的根拠を与えるんじゃないか。これを助長することに手をかすことになるんじゃないか。一番懸念しているところでありまして、提案者はどう考えますか。

○熊代議員 木島委員がお読みになったのは、啓発推進指針策定委員会のものでございまして、委員会の意見でございしますが、私も全く同じ意見でございます。今日も同じ意見でございます。

差別者といえども人権が守られなければならないというところでございまして。この法案は、同和問題の法案ではございません。人権一般でございます。御指摘のようなことがあつてはならない、そういう精神のもとで、今法務省の局長も、

○木島委員 あなたは、解放同盟の糾弾・確認行動によつて人権が侵害されているものを差別者という言葉を使つております。私は非常にそこは不満であります。時間がありませんから、その問題についてきょう深入りいたしません。

答弁がありました。それでは一体、あなた方が提案しているこの法案の中に、こういう新たな人権侵害ともいふべき確認・糾弾活動を認めない菌

どめの措置は入っておりますか。

○熊代議員 菌どめの措置と申しますが、現在の事態が、先ほど法務省人権擁護局長のお答えいただきましたとおりでございまして、確実にそれは守られていく。そして、国会で菌どめをつくるということは、国会報告がございまして。国会報告を受けてきつちりとそれを守つていただくという菌どめをいたしたい、そのように考えているところでございます。

○木島委員 何の菌どめもないんですよ。法務省は事実関係について完全に答弁を拒否しました。が、私は、松阪事件の全部を知っておりますよ。

なぜ松阪商業高校の校長が自殺したのか、Y先生がどんな迫害を受けたのか、私は全部知つていますよ。現に目の前で起きているんです。この法案は、そういう菌どめは何にもありません。菌どめの担保もありません。自由党の質問者から質問がなされたところであります。

私は、ああいう団体にそういう無法な糾弾・確認行動をとらせないための最大の菌どめは、それに法的根拠を与えることのような法案をつくらないこと、つくらないことこそが最大の菌どめではないかと思ふんです。

人権擁護推進審議会の会長は、昨年七月二十九日、教育及び啓発に関する答申を出しました。その答申を出したその日に、わざわざ談話を発表しただけであります。その談話はこう述べております。「答申に人権教育・啓発に関する法的措置を盛り込む必要があるという趣旨の意見が各方面から寄せられました。」と。恐らく解放同盟がたくさん寄せたんでしょう。そういう意見が各方面から寄せられました。審議会としては、答申に盛り込まれた諸施策については、いずれも財政措置で十分対応が可能であるとの認識に至つたところでありまして、こう述べているんです。

私も、ああいう活動に対して行財政措置をとることも反対であります。しかし、審議会の会長はわざわざ、法的措置はとらない、こういうことを言つていたんじゃないでしょうか。そのよ

うに昨年の審議会答申をお読みになつておられないんですか。

○熊代議員 御指摘の会長談話、この委員会に出る前に読みました、ちょっと今は手元にございせんが、法的措置をとらないというよりも、財政的な措置で十分だろうというようなことを言つていたと思ひます。

御指摘のような問題点があるということも十二分に理解しております。しかし、人権問題として同和問題ということを書かない、あるいは歴史的云々というえんきよく表現でも書かないということでございます。人権問題の一環としてきつちりと処理する。

人権問題というのは、お互いの人権を尊重することでありまして、だから一方の、主張の強い、力の強い人の人権を、あるいは力の強い団体の人権を尊重するものではございません。そのような精神に立つてきつちりとやつてまいりたいという趣旨でこの法案をつくり、提出してまいつたわけでございます。

○木島委員 昨年、推進審議会がわざわざ、いろいろ要求はあつたけれども法案はつくらないんだと言つたのはなぜか。私はここに答申を持つておりますが、これを読み込んでいくとその答えが見えてきます。

答申はどう言つていられるでしょうか。「人権教育・啓発の基本的在り方」というところから述べております。「人権教育・啓発は、国民一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題であることから、その性質上、押し付けにならないよう留意する必要がある。」また、「この観点からすると、人権教育・啓発は、その内容・方法等において、国民からあまねく受け入れられるものであることが望まれ、また、これを担当する行政は、主体性を確保することが重要である。」中略をいたしますが、「人権上問題のある行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為は、国民に人権問題に関する自由な意見交換を差し控えさせることになると、上記環境づくりの上で好ましくな

いものと言える。」中略をいたします。「なお、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為の横行も、人権問題に対する国民の理解を妨げ、ひいては人権教育・啓発の効果をくつがえすものであるから、その排除に努める必要がある。」

まさに、熊代提出者が、あなたが地対室長のときに体を張って、本当に体を張ったと思うんですけど、ああいう無法な糾弾・確認行動と立ち向かってきた、そういう流れの中から、推進審議会は、法制化の要求はあつたけれども、この人権啓発・教育というのはこういう特質を持っているから法律はつくりなんだからということに読み取れるんです。そう読み取るべきじゃないでしょうか。そう思いませんか。答弁を求めます。

〔杉浦委員長代理退席、委員長着席〕

○熊代議員 お読みになった文章の精神は、私は今でも持つております。そのとおりでございます。

しかし、これは人権問題一般の法律として出しました。そして、力ある団体にも自制を求めたい、そして弱い方々は守られなければならない、そういう思いでございます。法務省も、警察も、裁判所システムも、すべてのものがその精神に立つていただきたい、その前提のもとでこの法律案を出しております。それに反することがあれば、逐一それを取り上げて、解決の方策を図っていかねばならない。それが、力ある団体にとつても、あるいは弱い人にとつても、ともに必要なことである、そして将来に向かって大切なことであると考えております。

○木島委員 確かに、この法案は人権一般に関する法律の形になっております。しかし、この法律がつくられてくる過程、これは議員立法でありまして、過程の中は明らかに同和問題から発生してきていることはもう明々白々であります。時間がありませんから、その経過については私は触れません。角度を変えます。

現在、日本社会の中にはさまざまな人権問題があります。実態としての人権差別もあり、人権問

題があります。この法案は、これらの人権問題、実態として存在しているこうした差別を取り除くんじゃないかと、国民の中にある差別意識、この問題に焦点を絞つてきて、そしてこの差別意識を人権教育と啓発の名によって除去することを国と地方自治体の責務としております。国や地方自治体や民間団体などが、人権教育・啓発の名によって国民の内心の自由になんてかかわってくる、入り込んでいくことは、私は、それは憲法が保障する思想、良心の自由を侵害するおそれ来すんじゃないか。

我々の目の前で行われているある民間団体の、解放同盟の糾弾・確認行動なるものは、自殺者までつくり出してきているんです。まさに人権の名による人権侵害が引き起こされてくるんじゃないか。この法案は、国民の内心に入り込むことによつて、そういう本性を持つているんじゃないか。私は法律家の一員としても大いに危惧するところでありまして、提案者の御所見を伺つて質問を終わらせていただきます。

○熊代議員 差別事象を解決する、それも大切でございます。それも当然この法律の所掌の範囲に入つていふと思ひます。

啓発、教育でございますから、これは意識に対する訴えかけでございます。しかし、それは自由な意思を尊重しながら意識に対して訴えるわけでございます。自由な意思を抑圧するようなものに対しては、これを排除していく、自由な意識を抑圧するような人権教育、人権啓発はやらない、そういうことでございまして、法律の文言に書かれた精神をそのまま真つすぐにやつてまいります。

あらゆる事態に適応しなければならぬ法律でございます。抽象的に書いてございますけれども、基本は、一人一人の人権をしっかりと守るといふことでございます。特に守るのは、弱い立場にある人、例えば、犯罪を犯しても弱い立場にある人もございます。犯罪を犯して大変に強い立場にある人もいます。それは別でございますけれども

も、そういう意味で、真の意味での人権を私どもはきつちり守れる、そういう法律を提出した、そういう自負がございます。それを現実のものにしてまいりたいと考えております。

○木島委員 終わります。

○長勢委員長 植田至紀君。

○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀と申します。

きょうは、この与党案に対して、こうした法案を提出されたことにまず心より敬意を表したいと思います。当然ながら、先ほど民主党の石毛委員も申し上げましたように、我々は、民主党、社会民主党の共同で法案を提案させていただいているわけでございますし、私個人としては野党案の方ができはいいと思つていられるわけですが、やはりこれは、いろいろな議論がありましたが、広範な国民の願いの中で、人権確立に向けてまさにこの世紀末、二十一世紀に向けて、二十一世紀を人権の世紀にしていくためにきちつとそうした活動を保障していく立法というものは必要であろう、そういう問題意識を与党も野党も通じておこなひね共有できているというこの現状。かつては、いわゆる人権問題の大切さが語られる割には、そうした人権や差別にかかわつて具体的に政策課題とすることが、ある場合、時としてやはり避けられてきたような状況もあったかもしれないわけですが、

また、先ほどの議論にもありましたけれども、差別をなくしていこうというさまざまな動きの中で、やはり差別を受けた、心の痛みを受けた方々というものは、時として非常に大きな怒り、また激しい行動に出る場合もあります。しかし、その現象だけをとらえて、そのことをもって本来ある差別の解消というものが遠のいてしまうような局面も私自身あつたかのように思つております。

そういう意味で、この段階に至つて、普遍的なテーマとして人権が立法府で語られるということ、やはり、これはもう与党であるとか野党であるとか政治的立場を超えて、まず喜び合いたいという

いうことを申し上げたいと思います。そういう意味から、いろいろな思いはありながらも、私ども社会民主党といいたしましても、この与党案に賛成をさせていただきたいという立場で質問させていただきます。思うんです。

それで、まずこの法案提出の経緯についてでございますけれども、確かに、今共産党の木島委員の方からも、この法案のそもそものきっかけにあるのは、いわゆる部落解放運動のそうした流れの中で、ぶちあけて言えば部落解放基本法制定の要求の高まりの中で出てきたものじゃないか、だからけしからぬじゃないかと今一刀両断で切られたわけです。

私自身、九六年に制定された人権擁護施策推進法制定過程の中で、当時、私は社会党、社民党の政策審議会の事務局で事務方の一人として作業させていたでいたわけですが、出発点は確かに、それは熊代先生もおっしゃいますように、いろいろな差別を受けている団体でも、強いと言われるような運動もあれば、なかなか弱いという運動もある、そういう意味では、強いと言われる運動がやはりクローズアップされてくる中で、部落解放基本法の制定運動の中からこうした人権の政策の要求というものが出てきたことは確かでございます。

しかし、そうした中で、やはり我々の側もいろいろな中で妥協もし、考えもする、また運動団体の側もよりよい人権政策の展開ということを考えながら、いろいろな立場をいろいろなところでそれなりに調整し合ひながら、一つの到達点として九六年に人権擁護施策推進法がまず制定されたのではないかと、私はそういうふうにかえるわけですが、

そして、私もよく覚えていふのでございますが、赤坂プリンスだつたかどこかで、当時は自民、社民、さきがけという三党の与党プロジェクトで、九六年の六月五日にいわゆる当時の与党三党合意というのがまとめられた。一点目が教育、啓発の推進についての法的措置の検討、二点目は人権侵

害による被害の救済についての法的措置の検討、そしてもう一点、この三点目のみがいわゆる同和問題、部落問題に直接にかかわる部分ですけれども、地対財特法の延長にかかわる問題、この三点が合意をされていたわけです。

そして、今申し上げました二点目については、今、人権擁護推進審議会で鋭意審議をされているところでございます。今は政党、与党の枠組みが違いますが、いわゆる政策的には、人権確立に向けたさまざまな流れの中で、特に今さまざまな議論されており、今の法案の前提たる人権擁護施策推進法の制定、そして、そこに込められたさまざまな思い、やはり今回の与党案も野党案も含めて、そういう問題意識に立っているであろうと私は思うわけです。

きょう、この法案にかかわる政府の御認識をお伺いしたいということで、官房長官にお越しただけだと思っておったのですが、実は上野官房副長官も、当時の自社さ時代の与党の人権と差別問題にかかわるプロジェクトチームの有力メンバーとして、この間のそうした策定にかなり深くかかわってこられた方でございます。私自身、今こうした到達点へ立っているということが、今私がかいつまんで申し上げましたような認識で、今これからまずは提案者の皆さんに質疑をさせていただいていかどうか。もしよければ、当時の思いも含めて、若干でも結構でございますので、お答えいただければと思います。

○上野内閣官房副長官 今、植田委員からお話がありましたように、内閣官房副長官というよりは、むしろこれまで人権にかかわってきた一人としてお答えをさせていただいた方がいいのじゃないかと思っております。

今御指摘のように、自社さのとき、これは自民党のメンバーは、その当時は野中幹事長と前田元法務大臣と、そして私。社民党は、社会党だったと思いますけれども、野坂浩賢先生、それから山口鶴男先生、相当強力なメンバーで、かなり長い間議論をいたしまして、今委員から指摘がござい

ましたその三つについて合意がなされたわけでございます。

本日は、人権教育及び人権啓発の推進に関する議題でございますけれども、今お話がありましたように、その中から、人権擁護施策推進法、そういうものができ、その中に人権擁護推進審議会というものが設置されたわけでございます。

先ほどからいろいろな答申のお話も出たわけでございますけれども、この法律が衆参を通ったときに附帯決議がございまして、この中に、法的な措置というものが今後検討していくということもございまして。そして、そのときの結論としては、先ほどからお話が出ておりますように、行財政措置でとにかく当面はいくのだ、こういう二点があったわけでございますけれども、その後、いろいろな議論の中から、やはりこのままではいまいかというところが、最初は自公公保のプロジェクトチームというよりは、正確に言いますと与党の人権問題等懇話会というところ。私が座長をさせていただきまして、やはりこういった法律というものが必要ではないか、この間の経緯を見てそういう結論に達して、私がきょうの法案のもとになつております法律案の大綱を取りまとめさせていただいたことでございますから、今委員の御指摘のように、さかのぼりますとそのときのこの結果がこういうことになっているのだというふうな言ってもいいのじゃないかなと思っております。

○植田委員 どうも副長官、ありがとうございます。あとは各提案者の方々にいろいろ個別逐条的に、時間の許す範囲でお伺いさせていただきます。きょうは御足労賜りまして、本当にありがとうございます。

さて、きょう一日の短い議論の中で、各党の先生方も非常に密度の濃い御議論をされたと思うんですけれども、一点気になるのが、今回のいわゆるトータルな人権教育・啓発にかかわる法案であるにもかかわらず、どうも一方で、この中に部落

問題という課題が入るから入らないかというような議論の中でぐるぐる回っていたような部分も私はちよつとあるような気がするんです。

私自身、例えばこの法案の制定の経緯が、今も申し上げましたようにさまざまな課題を持ったさまざまな立場の方々の要求の結果取りまとめた法案であつて、たまたまそこで目立つて部落解放運動であつたとして、そのことをもつてこの法案自体がけしからぬということ、差別を解消して人権を確立するという立場からすれば主客転倒した議論だと思います。

また、そうした差別をなくしようという動きの中で、確かにさまざまな問題が指摘されてきたこと、今の議論の中でも明らかになっていると思いますが、少なくとも私自身、かつて事務局時代も記憶をたどっていきまると、やはりこの九六年当時の人権擁護施策推進法の制定段階において、当時の与党協議の中で、少なくとも今幾つかの指摘があつた、いわゆる問題とされる問題についてはかなり自社さの間でも議論をして、私自身としては、今の議論を聞いていますと、具体的に言うとは、今の議論を聞いていますと、少な

くとも九六年の段階で、そうした問題は人権擁護施策推進法を制定するということを確認した段階で全部決着済みであるというふうに認識いたしました。そして、その決着した以降の延長線上において、与党の先生方はこういう立場で法案を提出されたというふうには私は理解しておるわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○松浪議員 お答えさせていただきたいと思はしますが、その前に、植田委員におかれましては、九六年十二月に成立をいたしました人権擁護施策推進法ができるまでに多大なる御尽力を賜りましたことに、心から敬意を表したいと思います。

そこで、その法律が成立して以降、この問題は党派を超えて考えていかなければならない重要なテーマである、ましてや、そこにもう二十一世紀があるではないか、我々は二十世紀の間にこの問題を処理することができないで大変な後悔をする

であろう、このような思いから、超党派で私どもは二十一世紀人権政策勉強会というものを発足させていただきまして。初代の座長に自民党の自見議員、そして社民党からは中西績介先生にも座長になっていただきました。そして私どもは、これからどのような形で人権問題を処理していけばいいかというようなことを熱心に議論をしてまいったわけでありまして。

そこで、やはり人権の教育、啓発に関する推進の法律が必要である、こういうふうな形になってまいりまして、また政治的には、委員からも御理解を賜りましたけれども、与党、野党の対立等もございまして、上野官房副長官からお話わつてまいりましたけれども、与党で人権問題の懇話会をつくらせていただいた、そして勉強会と並行して、法案をまとめるために、勉強、議論、これらが続けられてきたわけです。

結果的に、こういうふうなきょう法案を審議していただく段階に至りましたけれども、それまでには自社さの人権擁護施策推進法ができるまでにおおむね基礎ができていたのではないかと、こういうふうには私は理解をし、感謝をし、そして今日来たというところをお話しさせていただきたい、こういうふうな思いです。

○植田委員 いずれにいたしましても、そうした立法府におけるさまざまな取り組みの延長線上の中にこれが位置づけられる。たまさかそのときの提案者の、また議論に参加した方のいわゆる組み合わせはやや違いますけれども、作業としてこれはもうそれぞれ思いが共有できる分野でのお仕事であつたと私も改めて理解いたします。そういう意味では、恐らく九六年までの、自社さ時代の議論を基本的に踏まえられたその延長線の中で、与党三党で最大限おまとめになったというふうな理解いたします。

そこで、先ほど民主党の石毛委員からも幾つかやりとりがあつたと思うのですが、改めてちよつと私もここをお伺いしたいのですが、人権教育・

啓発の定義、いわゆるこれの書き分けにかかわってなのです。

少なくとも、「人権教育のための国連十年」の国内行動計画では、国連が定義した「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じて、人権という普遍的な文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」、言ってみれば、教育、啓発も含んでもっとも広義に人権教育として定義をしている。少なくとも、人権教育のための国連十年推進本部での国内行動計画においてはこれを援用しているというか踏襲しているわけでございます。今回、改めてこの法案を見ますと、いわゆる教育と啓発というのがそれぞれ分けて定義をされている。これは恐らく、昨年七月の審議会答申でもそういうふうに分けられていたわけですが、当然ながら、書き分けられる以上、幾つかの理由があると思うのです。

そして、私はここで伺いたいのは、さきの答申の中で、書き分けた幾つかの理由についてはお述べいただきましたけれども、少なくとも書き分ける以上は、人権教育、人権啓発を推進していく上でそうした方が具体的に推進しやすい、という認識があったからだろうと思うのです。ですから、そういう意味で、では人権教育として具体的にどのような活動を想定し、そして具体的に人権啓発としてどのような活動を想定し、そしてそのことを分けた方がやりやすい。答申では、分ける際に実践的な観点からそうした方がいいなどということを書いていますが、当然そういう答申も踏まえられたのだと思いますので、実践的な観点から、ややこしいのは具体的に御答弁いただければと思うのです。

○松浪議員 お答えいたします。

委員は、おおむね御理解をいただいた上で質問をされているのではないのか、そして、もしかしかなら私以上にこの法律について理解をしていただいているのではないのかというふうにお聞きいたしました。

昨年七月に人権擁護推進審議会から出されました。

た人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項についての答申におきまして、人権教育と人権啓発とを分けて提言されておりますことは、委員御指摘のとおりでございます。

そこで、政府におきまして責任を持って対応してもらうために、これら施策の所管となる省庁を明確にすべきであることなどの理由から、人権教育と人権啓発の定義を分けて規定したものであります。具体的にということでございますので申し上げます。人権教育は文部省、そして人権啓発につきましては法務省というふうなぐあいでございます。

○植田委員 そこはもうちょっと伺いたいのです。それだけ聞いてしまうと、文部省があつて法務省があるので、まずその所管省庁があつたので分けてしまったみたいに関えちやう部分もあるのです。ですから、問題意識として、具体的に教育のイメージ、啓発のイメージというのを、ではここから今やろうとすればどういふ活動がある、そしてそれをとりあえず分けた方がやりやすくなる、ちよつとそれだけではまだ私としては満足できないので、もうちよつとそこは御答弁いただきたいのです。

○松浪議員 委員は熱心でございまして、たくさん質問をいただいております。私は、答弁するに当たりましては、時計を見まして、できるだけ多くの質問をしていただいて答弁をさせていただくのが適当かと思ひ簡単に申し上げましたけれども、具体的に言えということになりますと、かなり時間を要します。

そこで、とりあえず、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」という答申の骨子がございまして、それを後ほど委員にお渡しをさせていただいてお許し賜りたいと思ひます。

○植田委員 わかりました。お許しいたします。

さて、基本計画の策定にかかわってお伺いしたのですけれども、いわゆる国民参加、国民の意見の反映ということで、いろいろ今も質疑の中でなされたと思ひますので、そこは重複を避けたいと思ひます。

私自身、こうした人権教育・啓発を進めていく上で、地域でのさまざまな具体的な諸活動というものをきつちりとすくい上げていく、また、地域のそうした活動というものをきつちり保障していくという意味では、地域のそうした問題に着目したいのです。

そういう意味で、一つの例として、例えば、いわゆる隣保館でありますとか北海道におけるウタリ生活館であるとか、既にこうした箱物があるわけです。この間、特に隣保館につきましては、地対財特法の根拠法がとれまして今は社会福祉事業法になっておりますし、もともアイヌ生活館も地対財特法の規定を援用して閣議決定で予算措置を講じていたという経緯があるわけですから、これらも、地域のいわば人権センター、人権コミュニティセンターとしての役割をこれから担っていくべきではないか。

例えば、隣保館だからいわゆる部落にかかわる問題、被差別部落の問題ということに限定するのではない。北海道の生活館だかといつてアイヌ民族問題に別に限定することはない。高齢者の問題、女性問題、子供の人権、在日外国人、外国人労働者の問題、さまざまな問題というものを、その箱物のセンターの中で集まれる、そういうコミュニティセンターとして、例えば隣保館の場合、地対財特法から外れてしまつて一般対策に工夫を加えてやるということになった瞬間、むしろ今まであつた隣保館の役割よりもっと大きな役割が実は課せられているのではないかとこのように私には思ひます。そして、昨年七月の答申でも、隣保館にかかわつて、人権尊重意識の普及高揚を図る上で効果を上げておるとか、その取り組みをを一層充実させることが望まれるというふうなことが述べられているわけです。

ですから、もっと幅広い人権問題、差別の撤廃という観点から、これまでの先進的な取り組みというものを踏まえながら、もっともつとそうした取り組みとの連携、またその取り組みに対する支援というものを具体的に課題として設定する必要があると思ひますので、その点についての御見解はいかがでしようか。

○松浪議員 委員の御質問をお聞きしてまいりました。私も人権問題には熱心に取り組んでまいりましたけれども、まだまだ熱心な人がいらつしやるということに大変感銘を受けさせていただきまして、このように多くの委員が人権問題に真剣に取り組んでくれるならばこの国から差別という言葉もなくなるであろう、そのような印象を持つてお聞かせをさせていただいたところでございまして、隣保館につきましては、平成八年の地域改善対策協議会の意見具申におきまして、周辺地域を含めた地域社会の中で福祉向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして今後一層の発展が望まれるとされていると承知いたしております。

平成九年度の一般対策への移行に際し、隣保館が福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着した福祉センターとして、所管省庁においてその役割を明確にしたところと承知しております。

今後とも、人権教育関係機関との連携を図りつつ、その目的に沿つた活動を行うことが重要であると考えております。一部地域では既になされているところもございまして、さらに進めていっていただければありがたい、このように思ひます。

○植田委員 もちろん、今回の法案というのは人権教育・啓発にかかわつてのものですから、この基本計画をつくるに当たつては教育、啓発という観点から当然つくれるわけですから、国連が定義しているように幅広い施策を包摂するものですので、基本政策策定に当たつて、やはりもう一度改めて日本におけるさまざまな法制度、社会

制度というものを、人権を確立する、差別を撤廃するという観点から検証し直してみる。そして、もし必要があれば、現行法制度の改正等々も含めて、そうしたこともやはり念頭に置くべきじゃないだろうかというふうに思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○東(順)議員 私もただいまの植田委員の御意見に賛成でございます。

広く国民の方々が人権尊重の理念に対する理解を深め、あるいは体得をしていく、そういう視点に立てば、中長期的な展望のもとにこれに資する各種の基本的な施策を盛り込んだものが策定されるという期待があるわけでございます。したがって、御指摘のとおり、ただいまの御意見、そういう角度、観点も当然検討の対象になるもの、このように考えております。

○植田委員 それと、直接的に今現行で人権を所管する省庁の役割分担等々にかかわるわけじゃないんですけれども、我々が現在想定している人権と差別にかかわる問題は、五年後、十年後、やはり様相を変えていることはたくさんあるかと思えます。例えば、いわゆる部落問題についても当初は物的事業から始まったわけですね。しかし、ソフトの面がおくれているというような指摘もなされてきた。そういうふうな、一つの問題についてもその解決に向けた政策の手法も当然変わっていくわけですね。

また、我々が本来もともととは差別であるとか人権問題だと想定してこなかったような、そうした課題というものは新たに人権問題としてやはり認識しなければならぬ、そういうことも出てくるだろうと思うんです。

例えば、いわゆる女性差別にかかわる問題。戦前の家族制度のもとで女性差別というものを我々は認識したかどうかという、当たり前の制度の中で家父長制というものを我々は受けとめていた。やはり、戦後になって憲法のもとでいわゆる当たり前の男女平等ということが言われ始めた。そして、それがやっと最近になって当たり前のよ

うに基本法ができた。こういうふうな長い年月を経ているわけですね。ですから、その意味で、今我々自身が人権問題として考えていない問題がまた我々の目にあらわれてくる、そういうことがあると思うんです。

それで、私自身、これは非常に個別な話なんですけれども、いわゆる性的指向にかかわって、もうこれは既に国連の中では解決すべき課題だということば述べられているわけですね。ずばり言えば、いわゆるゲイであるとかレズビアンとかいう問題。今までは言ってみれば際物の趣味の問題というふうな話に語られてきましたけれども、最近ではあり生得的なものであるという認識が深まりつつあります。そういう意味で、今まではこの種の問題を人権と差別の問題として認識すること自体模範的な風潮があったわけなんですけれども、最近はそのような考え方が改められつつあるわけです。既に国連では、そうしたことを解決すべき課題ということで触れられているわけですね。

人権と差別にかかわる問題、人権全般といっても、一つ一つの政策は帰納法的にやっていかなくては、個々の問題、個々の問題ごとに政策手法も変わってまいりますので、例えばで申し上げたわけですねけれども、こうした我々が必ずしも認識していないような問題が新たに差別と人権にかかわる問題として我々の面前にあらわれてくるということも踏まえて、今申し上げたような課題もやはり課題としてきつちりと加えていくべきじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○東(順)議員 おっしゃるように、時代とともに提起される問題というのはさまざまに生じてくるわけですね。ただいま植田委員御指摘の性的指向というのですか、例えば性同一性障害というのですか、こういったことですね。悩んでおられる方の痛切なる心情を私直接聞いたこともございます。

したがって、当然そういった事柄も十分踏まえて基本計画というものを策定していかなければならないものである、このように認識をしております。

す。したがって、時代とともに、差別あるいは人権問題というものは古いものもあれば新しく生じてくるものもある、それらを柔軟性を持ってしっかりと踏まえていくべきものでなければならぬ、このように考えております。

○植田委員 ありがとうございます。

附則第二条で、三年以内に見直す、当然いわず人権侵害の被害の救済の審議会での審議結果も踏まえ見直すというふうな書かれてあるわけですね。けれども、先ほどの、例えば性的指向にかかわるような新たな課題であるとかというのを申し上げましたのは、やはり時代の流れは速うございまして、そうしたさまざまな課題というものがある、どん立ちあらわれてくる。やはりこの法律も、三年見直しということであれですけれども、一応恒久法として設定されているわけですね。いますから、そうしたさまざまな問題意識に常にアンテナを張る姿勢が必要じゃないかなというふうな改めて感じるということ、そういう意味で、今ある、例えば所管がどこやとか何省がこれをやるんだあれをやるんだということも、いろいろな問題が立ちあらわれてきたときに改めて考え直すなければならぬ場面も来るだろうなということをや

はり今回提案者の皆様方にも念頭に置いていただければということを強く要請いたしまして、時間が来たということでございますので、私の質問を終えさせていただきます。

○長勢委員長 上川陽子君。

○上川委員 21世紀クラブの上川陽子でございます。きょうは、人権という大変大きな課題につきまして質問をさせていただく機会をいただきました。日本にありがたうございます。

日本の社会というのは、同質な文化風土を持つゆえに、異なるものを排除する傾向が強い社会だ、というふうに思います。そのために、人権についての意識あるいは感性を磨く人権教育、人権啓発のために、忍耐強い、目標を持った取り組みが

必要であると考えます。さきの少年法の改正審議でも明らかにしましたけれども、社会が複雑になりますと命を奪つても何ら心の痛みを感じない少年の犯罪がふえているという事実を目の当たりにいたしますと、人の痛みを自分のものとして感じることをできる心を育てる教育の大切さを痛感せざるを得ません。

そうした中にありまして、既に昨年の七月に人権擁護推進審議会により提言されました人権教育・啓発に関する諸施策が実施されているところではございますが、今回の法律案は、そうした政策をさらに確かなものにし、国、地方公共団体あるいは人権関係のボランティア団体・グループあるいは個人というものの日々の絶え間ない努力の活動をさらに確かなものとするという前向きな意味で、意義のあるものと評価しております。そうした考えを踏まえまして、人権への取り組みの基本ということにつきまして四点ほどお尋ねさせていただきます。

まず第一に、一九九四年、平成六年の第四十九回国連総会におきまして、九五年から二〇〇四年までの十年間を「人権教育のための国連十年」とする決議が採択されたところでございます。日本でも平成九年の七月に国内行動計画が策定されております。しかし、日本の人権に関する現状につきましては、さまざまな人権問題が存在し、まして、しかもその取り組みについては十分ではないということ内外から厳しい批判を受けている、厳しい評価を受けているということも事実でございます。

そうした厳しい評価に對しまして、日本としてはどのように受けとめていらっしゃるのか、こうした現状を乗り越えるために今回の法案がどの程度貢献するものかということにつきまして、基本的なお考えをお願い申し上げます。

○横山政府参考人 まず私の方からは、現在、「人権教育のための国連十年」の取り組みに対する諸外国の評価というのについて、私どもはどのように認識しているかについてお答えいたします。

と思います。

我が国は、平成九年七月、インドネシア、フィリピンに次ぎ、世界で三番目に「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画を取りまとめ、国連総会及び人権委員会において採択される人権教育に関するすべての決議の共同提案国となるなど、積極的に取り組んでおりまして、このような我が国における人権に対する取り組みは諸外国からも高く評価されている、私どもはそのように理解しております。

法務省としては、今後とも、「人権教育のための国連十年」の趣旨及び国内行動計画を踏まえて、人権啓発活動の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。また、現在御審議されております本法案が成立しましたときには、もとよりこの法案を踏まえまして、法務省としましては人権啓発の取り組みに一層努めてまいりたい、このように考えております。

○上川委員 積極的に取り組んでいらっしゃるというところでございますけれども、国連関係の人権関係の条約は二十四本ある中で、日本が批准しているのは十本というところでありまして、その中には制度的なものとかいろいろな考え方の違いで批准できないというものもあるとは思いますが、けれども、日本としては、人権の国ということを積極的に標榜する以上、そういった面の二十四本のことにつきまして、できるだけ批准ができるような御検討をしていくべきだと考えますけれども、ぜひともよろしく願いたいというふうに思います。

二十一世紀は人権の世紀と言われております。日本としても、まさに今回の法律案に示されるとおり、国や地方公共団体におきまして積極的な取り組みをすべきだということで、はつきりとした指針を打ち出しているわけですが、人権問題としては、日本社会に古くからある同和の問題あるいはアイヌの人々の問題というものの、きょうも大変な御質問も出ました。また最近では、子供に絡むいじめや児童虐待、買春、ポルノなど、

現代社会の病理に係る問題も深刻でございます。人権教育や啓発を推進するに当たり、二十一世紀に向けた人権の取り組み課題として、何に重点を置いて推進しようとお考えなのか、提案者の方にお伺いしたいと思います。

○松浪議員 委員も外国生活が長いというふうにお伺いしておりますけれども、私も外国での生活が長ございます。そして、諸外国における差別の問題、また人権教育・啓発の事柄等については、私たちは肌を通じてその国々でのことを理解してきている、それは委員も同じであろう、こういうふうに思います。

そして、この人権の問題につきましては、ヨーロッパでは既に数世紀前に解決をしておりますけれども、悲しいかな、世界に冠たる先進国の私たち日本にありましてはいまだに差別がある。これを何とかしなければならぬ、こういう思いであります。そして、何としても二十一世紀は人権の世紀にし、ありとあらゆる差別をこの日本社会からなくしたい、こういう思いでこの法律に取り組んできた次第でございます。

そこで、お尋ねの件でございますけれども、人権の擁護は申すまでもなく憲法の柱でございます。また民主政治の基本でもございます。すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現が望まれるところであります。御指摘のように、二十一世紀は人権の世紀と言われておりますけれども、二十一世紀に向けて、本法案の趣旨を十分に踏まえて、人権教育及び人権啓発の総合的かつ効果的な推進を図るとともに、現在、人権擁護推進審議会におきましても活発に審議されておりますように、人権侵害の被害者救済についても積極的に取り組むことが重要であるということを考えております。

そして、この被害者の救済という面、最近、さきに議論されました少年法にもございましたけれども、あるいはいろいろな犯罪者から救済をするという面もございましたけれども、我々はいろいろな面において目を配っていかねければ

ならない、こういうことだというふうに考えております。

○上川委員 あと二問具体的なことにつきましてお伺いいたします。

企業活動の国際化が進むにつれて、私の地元静岡県でも、年々自動車工場等で働く外国人がふえ、異文化の子供たちが地元の学校に通い、また国際結婚もふえているという状況でございます。そうした中で、内なる国際化の影の部分として、アパートへの入居を断られるといった形で差別的な扱いがなされているケースがあるというようなことも事実でございます。

現在、国内において外国人に対する差別等の人権侵犯に對しましてどのような対応をなさっているのか、

○横山政府参考人 委員御指摘のような外国人に對します差別は、法のものと平等を定めた憲法十四条やあらゆる形態の人種差別の撤廃を定めたい

わゆる人種差別撤廃条約の趣旨に反する人権侵害でありまして、あつてはならないものと考えております。

法務省の人権擁護機関におきましては、外国人のための人権相談所等を法務局、地方法務局に開設しまして外国人からの人権相談に応じっております。また、そのような相談の過程等におきまして外国人の人権が侵害されていることを認知した場合、人権侵害事件の調査処理等を通じまして、その排除等のために積極的に対処しているところであります。

さらに、平素から各種の啓発活動を通じて広く人権尊重思想の普及、高揚に努め、その防止を図っているところであります。今後ともこのような取り組みを一層充実してまいりたい、このように考えております。

○上川委員 もう一つ具体的なことでお伺いいたしますけれども、数カ月前に、ある民放テレビ報道された番組なんですけれども、不法入国しようとした外国人を強制退去させるまでの扱いにおいて、暴行等のあるまじき行為をしていること、

また帰国後、そうしたケースの場合に訴訟を起こしている方もいらつしやるということで、先進国日本としてのイメージも損なわれるというような結果になっているという内容の報道でございます。

そこでお伺いいたしますけれども、仮に不法入国した外国人であつたとしても最低限人権を守るべきというふうな考えですが、こうした外国人の強制退去の場合の処遇も含めまして、人権擁護の観点からどのように考えていらつしやるのか、お聞かせください。

○松浪議員 提案者が答えてよろしいでしょうか。それとも法務省の方がよろしいでしょうか。（上川委員「法務省の方に」と呼ぶ）法務省の方が具体的な答弁になろうかと思ひます。

○横山政府参考人 どうも失礼いたしました。法務省の方からお答えいたします。ただ、私、入国管理行政そのものを所管しておりませんで、まさに人権擁護の立場からお答えさせていただきます。

不法入国した外国人の退去強制手続における処遇等、法を犯した外国人に對する処遇につきましても、出入国管理及び難民認定法等の関係法令の規定に従つて適正に行われなければならないことは当然のことでありまして、人権擁護の観点からも、必要な範囲を超えてこれらの外国人の方々の人権を不当に制約するようなことがないよう十分配慮する必要がある、このように考えております。

○上川委員 時間が来ましたので質問は終わりますけれども、国際交流がふえまして、そうしたケースが非常にふえてくるということでございまして、ぜひともきめ細かな行政をお願いしたいというふうに思ひます。

○長勢委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○長勢委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。木島日出夫君。

○木島委員 私、日本共産党を代表して、与党三党提出の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対して、反対の討論を行います。

本法案は、人権教育・啓発に関する一般法の形をとっており、法文の中に同和の文言を一切使用していませんが、本法案が人権教育・啓発に名をかりた確認・糾弾活動の合法化をねらう部落解放同盟の要求による議員立法であることは、立法の経過を見れば明らかであります。

部落差別解消のための政府の施策は、一九六五年の同和对策審議会の答申以来、同和对策事業特別措置法等による同和对策事業が実施されてきました。九七年三月末、特別措置法による特別対策はほぼ目的を達成したとして基本的に終結し、残務処理として一部事業、施策が現在行われています。

右経過の中で、九六年秋の臨時国会では、当委員会において審議された人権擁護施策推進法が成立し、人権擁護推進審議会が九七年五月設置されました。同審議会は、九九年七月、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育、啓発に関する施策について答申しました。この答申では「人権教育・啓発は、国民一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題であることから、その性質上、押し付けにならないように留意する必要がある。」と指摘し、人権教育・啓発のための法的措置を提言しなかったものであります。これを受けて、政府も法的措置を見送ったのであります。

問題とされる確認・糾弾に対しては、政府の方針ともいべき八六年の地対協意見具申ではっきりと基本的考えが示されています。

具申は、同和問題の解決のための基本的課題として自由な意見交換のできる環境づくりを挙げ、自由な意見交換の阻害要因として民間運動団体の行き過ぎた言動を指摘し、民間運動団体の確認・糾弾という激しい行動形態が国民に同和問題は怖

い問題、面倒な問題であるとの意識を植えつけ、同和問題に関する国民各層の批判や意見の公表を抑制してしまっているとの明確に述べています。さらに、確認・糾弾行為についての基本的考え方として、被害者集団による一種の自力救助的かつ私的裁判的行為であるから、被糾弾者が当然にこれに服すべき義務を有するものではないと明確な判断を下しているものであります。

それにもかかわらず、部落解放同盟は、現在に至るも確認・糾弾行為を強行しており、自殺者まで出ているのであります。このような確認・糾弾行為に口実を与えるような本法案は、断じて認めるわけにはまいりません。

法案の最大の問題は、幅広く奥深い人権という重い課題を、実態として存在するさまざまな人権問題に真正面から取り組むのではなく、殊さらに差別のみに焦点を当てて矮小化し、国民の差別意識の問題として、国と地方公共団体の責務として教育、啓発を法定している点であります。これは、憲法で保障された思想、良心の自由、表現の自由などを侵害するおそれある立法と言わなければなりません。

学校現場では、人権教育と称して、狭山事件の教材化、同和地区児童の身分暴きと解放の戦士の育成、物言えぬ人権参観・懇談の押しつけ、生徒や教師が確認・糾弾の対象にされるなどの実態が現にあるのであります。人権教育の法定化は、こうした偏向教育、確認・糾弾を逆に励まし、助長することになり、賛成できません。

以上の理由から、本法案に対し強く反対することとを表明し、討論といたします。

○長勢委員長 これにて討論は終局いたしました。

○長勢委員長 これより採決に入ります。

熊代昭彦君外八名提出、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○長勢委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○長勢委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、横内正明君外六名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合、21世紀クラブ及び土屋品子君の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。佐々木秀典君。

○佐々木秀典委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表しまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議(案)

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

一 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。

二 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする。

三 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであることと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いして、提案を終わります。よろしくお願ひします。

○長勢委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

横内正明君外六名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○長勢委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決まりました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。保岡法務大臣。

○保岡法務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきまして、その趣旨を踏まえ、適切に対処したいと存じます。

○長勢委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長勢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○長勢委員長 次に、内閣提出、参議院送付、民事再生法等の一部を改正する法律案及び外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。保岡法務大臣。

民事再生法等の一部を改正する法律案
外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○保岡法務大臣 最初に、民事再生法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近年、いわゆるバブル経済の崩壊後の経済情勢の悪化及びこれに起因する社会経済構造の変革等に伴い、住宅ローン等を抱えた個人債務者の破産件数が急増しておりますが、現行の倒産法制においては、経済状態の悪化した個人債務者が経済生

活の再生を図るための手続が必ずしも十全でないとの指摘がされております。すなわち、個人債務者を対象とする現行の倒産処理手続のうち、破産法上の破産・免責手続につきましては、債務者がその有する全財産を清算されることになり、持ち家住宅を保持することができない上、破産者として事実上の社会的な不利益をこうむるといった問題点が指摘されており、また、民事再生法上の再生手続につきましても、主として中小企業の再生手続として構想されたものであるため、個人債務者が利用するには手続的な負担が重過ぎる等の問題点が指摘されております。

また、近年は、経済活動の国際化の進展により、複数の国において事業を行い、資産を保有する企業等が増加しており、このような国際的な経済活動を行う企業等が倒産に陥る事例がふえております。ところが、我が国の倒産法制においては、破産法及び会社更生法が、国内で開始された破産手続等の効力は債務者の外国財産には及ばないものとし、他方、外国で開始された倒産処理手続の効力は債務者の国内財産には及ばないものとする属地主義を採用しているなど、企業倒産事件の国際化に十分に対応したものになっておりません。

そこで、この法律案は、住宅ローンその他の債務を抱えて経済的に窮境にある個人債務者の経済生活の再生を迅速かつ合理的に図るための再生手続の特則を設けるとともに、国際倒産法制に関し、同時に提出をいたしております外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案と相まって、国際的に整合のとれた財産の清算または経済的再生を可能とする手続の整備を図ろうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、住宅ローンを抱えた個人債務者が、できる限り住宅を手放さずに再生できるようにするため、住宅資金貸付債権に関する特則を設けたことであります。この特則におきましては、住宅ローン債権について、再生計画による弁済の繰り延べを一定

の厳格な要件のもとに認め、当該債権等を担保するために住宅に設定された抵当権の実行を制限することにより、住宅ローンに関する債権者、債務者間の利益の適切な調整を図っております。

第二は、継続的な収入の見込みがある個人債務者の小規模な事件を対象として、小規模個人再生と給与所得者等再生という二種類の再生手続を設けたことであります。いずれの手続におきましても、その対象を債務額が小規模の個人債務者に限定して、再生債権の調査手続や再生計画の認可のための手続等を簡素で合理的なものとする等により、個人債務者が利用しやすい再生手続を整備し、債権者にとっても破産の場合よりも多くの支払いを受けることができるようにしております。

第三は、破産法、会社更生法、民事再生法等における国際倒産に関する規定を整備したことであり、破産管財人及び更生管財人の財産の管理処分権を債務者の国外にある財産にも及ぼすとともに、同一の債務者について外国倒産処理手続と国内の破産手続等とが並行的に進行する場合に相互調整を行う旨の規定や、国際倒産管轄についての規定等を設けることにより、国際的に活動する企業等について公平かつ適正な倒産処理の実現を図っております。

なお、この法律の制定に伴い、最高裁判所規則の制定等所要の手続を必要といたしますので、その期間を考慮いたしまして、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

続いて、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近年、国際的な取引が活発になり、資産の国外移転も容易になったことから、複数の国で事業を行い、資産を保有する企業等がふえるとともに、国際的に経済活動を行う企業等が経済的に破綻する事例も増加しております。ところが、我が国の国際倒産法制においては、国内で開始された破産手続等の効力は債務者の外国にある財産には及ば

ず、他方で、外国で開始された倒産処理手続の効力は債務者の日本国内にある財産には及ばないものとする属地主義が採用されており、国際的に公平、適正な倒産処理という観点から問題があると指摘がされております。さらに、平成九年には、国際連合の国際商取引法委員会において国際倒産モデル法が採択され、国連総会において、加盟各国に対して、モデル法を踏まえた法整備が勧告されておりまして、現在、各国で立法作業が進められている状況にあります。

そこで、この法律案は、モデル法の趣旨を踏まえ、外国倒産処理手続について、その効力を日本国内において適切に実現するための承認援助手続を創設することにより、国際的に整合のとれた債務者の財産の清算または経済的再生を図ろうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、外国倒産処理手続を承認する手続を創設したことであり、外国倒産処理手続の効力を日本国内に及ぼす必要がある場合には、外国管財人等は、我が国の裁判所に対し外国倒産処理手続の承認の申し立てをし、申し立てを受けた裁判所は、その外国倒産処理手続について、日本国内において援助を与える適格性を備えているかを否かを審査して、承認の決定をすることとしております。

第二は、外国倒産処理手続を援助するため、債務者の日本国内にある財産に関して、各種の必要な処分をすることができるようにしたことであり、また、個々の事案に応じて、強制執行等の手続の中止命令等により、債権者の個別的な権利行使を制限し、また、債務者による財産の処分または債務の弁済の禁止を命ずる処分や、財産の管理処分権を承認管財人に専属させる管理命令等により、債務者の財産の管理処分権を制限することができるようとなっております。

第三は、国内債権者の利益を保護するため、外国倒産処理手続の承認援助手続に入った債務者または承認管財人が日本国内にある財産の処分または国外への持ち出し等について裁判所の許可の制

度を導入し、これに違反した場合の罰則についても整備をしたことでもあります。

第四は、同一の債務者につき複数の外国倒産処理手続の承認援助手続が競合し、または外国倒産処理手続の承認援助手続と国内倒産処理手続とが競合した場合について、手続相互間の調整の規律を設けて矛盾抵触を回避することができるようにしたことでもあります。

なお、この法律の制定に伴い、最高裁判所規則の制定等所要の手続を必要といたしますので、その期間を考慮いたしまして、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、また、証券取引法等の関係法律につき所要の整備をしております。

以上が、これら法律案の趣旨でございます。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○長勢委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十七日金曜日に委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十分散会

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権

尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）のつとめ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施

策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。（見直し）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

理 由

人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に資するため、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民事再生法等の一部を改正する法律案

民事再生法等の一部を改正する法律（民事再生法の一部改正）

第一条 民事再生法平成十一年法律第二百二十五号の一部を次のように改正する。

「第十章 外国倒産処理手続がある場合の特則 第九十六条―第九十九条」

第十一章 簡易再生及び同意再生に関する特則

第一節 簡易再生（第二百条―第二百五条）

第二節 同意再生（第二百六条―第二百九条）

第十二章 罰則（第二百十条―第二百十五条）

住宅資金貸付債権に関する特則（第九十六条―第二百六条）

外国倒産処理手続がある場合の特則（第二百七条―第二百十条）

簡易再生及び同意再生に関する特則

簡易再生（第二百一一条―第二百六条）

同意再生（第二百七条―第二百二十条）

小規模個人再生及び給与所得者等再生に関する特則

小規模個人再生（第二百一一条―第二百三十八条）

給与所得者等再生（第二百三十九条―第二百四十五条）

罰則（第二百四十六条―第二百五十二条）

第四条の次に次の見出し及び一条を加える。

（再生事件の管轄）

に改める。

第四条の二 この法律の規定による再生手続開始の申立ては、債務者が個人である場合には

日本国内に営業所、住所、居所又は財産を有するときに限り、法人その他の団体又は財団である場合には日本国内に営業所、事務所又は財産を有するときに限り、することができる。

第五条の見出しを削り、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者のうちいずれか一人について再生事件が係属しているときは、それぞれ当該各号に掲げる他の者についての再生手続開始の申立ては、当該再生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。

一 相互に連帯債務者の関係にある個人

二 相互に主たる債務者と保証人の関係にある個人

三 夫婦

第七条第四号及び第五号中「又は第四項」を「から第五項まで」に改める。

第十七条第四項第一号中「による処分」の下に「、第九十七条第一項の規定による中止の命令」を加える。

第十八条第一項中「又は調査委員」を「調査委員又は個人再生委員」に改め、同項第二号中「第六十二条第二項の下に」若しくは第二百二十三条第三項（第二百四十四条において準用する場合を含む。）を加える。

第三十二条中「又は第五十四条第一項」を「、第五十四条第一項」に改め、「による処分」の下に「又は第九十七条第一項の規定による中止の命令」を加える。

第四十条第二項中「第二百二条第五項（第二百八条第二項）」を「第二百三十三条第五項（第二百九条第二項）」に改める。

第九十九条第四号中「及び第九十一条第一項」を「第九十一条第一項及び第二百二十三条第九項（第二百四十四条において準用する場合を含む。）」に改める。

第一百七十一条第四項中「この条及び次条にお

いてを削る。

第百九十条の見出し及び同条第一項中「破産宣告」の下に「又は新たな再生手続開始の決定」を加え、同条第二項中「並びに」を「の」の規定は前項の場合について、「前項の」を「前項の破産宣告がされた」に改め、同条に次の四項を加える。

3 新たな再生手続においては、再生債権者は、再生債権について第一項の再生計画により弁済を受けた場合であっても、その弁済を受ける前の債権の全部をもって再生手続に参加することができる。

4 新たな再生手続においては、前項の規定により再生手続に参加した再生債権者は、他の再生債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の弁済を受けるまでは、弁済を受けることができない。

5 新たな再生手続においては、第三項の規定により再生手続に参加した再生債権者は、第一項の再生計画により弁済を受けた債権の部分については、議決権を行使することができる。

6 新たな再生手続においては、従前の再生手続における共益債権は、共益債権とみなす。

2 再生債務者若しくはその法定代理人又は再生債権者が正当な理由なく第二百二十七条第六項(第二百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による資料の提出の要求に応じない場合には、十万円以下の過料に処する。

第百二十二条中第二百二十五条を第二百五十二条とする。

第百二十四条に後段として次のように加える。

再生債務者又はその法定代理人が第二百一十三条第八項(第二百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、

同様とする。
第百二十四条を第二百五十条とし、同条の次に次の一条を加える。
(国外犯)

第百五十一条 第二百四十八条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第二百四十九条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二條の例に従う。

第百一十三条を第二百四十九条とする。
第百一十二条第一項中「保全管理人」の下に「個人再生委員」を加え、同条第二項中「又は保全管理人」を「保全管理人又は個人再生委員」に改め、同条を第二百四十八条とする。

第百一十一条を第二百四十七条とし、第二百一十條を第二百四十六條とする。
第十二章を第十四章とする。

第百九条中「並びに」第百八十七條を「第百八十七條、第二百一十條第二項及び第四項並びに第二百五条第二項」に改め、第十一章第二節中同条を第二百一十條とする。

第百八条第一項中「第二百六条第一項後段」を「第二百一十七條第一項後段」に改め、同条第二項中「第二百一十條第五項」を「第二百一十三條第五項」に、「第二百一十條」を「第二百一十五條」に改め、同条を第二百一十九條とする。

第百七条第三項中「第二百一十條第三項」を「第二百一十三條第三項」に改め、同条を第二百一十八條とする。
第百六条第四項中「並びに」第二百一十條第二項及び第三項を「及び」第二百一十一條第二項に、「第二百一十條第一項」を「第二百一十二條第一項」に、「同意再生」を「同意再生」に改め、「場合」について「の下に」、第二百一十條第三項の規定は第一項後段の再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものである場合における同意再生の決定に関する意見について」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

第百六条第四項中「並びに」第二百一十條第二項及び第三項を「及び」第二百一十一條第二項に、「第二百一十條第一項」を「第二百一十二條第一項」に、「同意再生」を「同意再生」に改め、「場合」について「の下に」、第二百一十條第三項の規定は第一項後段の再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものである場合における同意再生の決定に関する意見について」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第一項後段の再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものである場合における同項後段、第三項及び前項の規定の適用については、第一項後段中「届出再生債権者」とあるのは「届出再生債権者(第百九十八條第一項に規定する住宅資金貸付債権を有する再生債権者であつて当該住宅資金貸付債権以外に再生債権を有しないもの及び保証会社であつて住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づく求償権以外に再生債権を有しないものを除く。)」と、第三項中「第百七十四條第二項各号(第三号を除く。)」とあるのは「第二百一十條第二項各号(第四号を除く。)」と、前項中「第百一十五條第一項に規定する者及び住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けることとされている者で再生債権の届出をしていないもの」とする。

第百六条第二項の次に次の一項を加える。
3 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、同項後段の再生計画案について第百七十四條第二項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該申立てを却下しなければならない。
第百六条を第二百一十七條とする。
第百五条中「並びに」第百八十七條を「第百八十七條、第二百一十條第二項及び第四項並びに第二百五条第二項」に改め、第十一章第一節中同条を第二百一十六條とする。

第百四條第二項中「及び」第百八十九條第三項の「を」、第百八十九條第三項及び第二百六條第一項の「に」、及び第百八十九條第三項中「並びに」第百八十九條第三項及び第二百六條第一項中「に」、「第二百一十條第一項」を「第二百一十五條第一項」に改め、同条を第二百一十五條とする。

第百三條第一項中「第二百一十條第二項」を「第二百一十二條第二項」に、「第二百一十條第一項後段」を「第二百一十一條第一項後段」に改め、同条

第三項中「第二百一十條第一項後段」を「第二百一十一條第一項後段」に改め、同条を第二百一十四條とする。

第百二條第一項中「第二百一十條第一項」を「第二百一十一條第一項」に改め、同条第五項中「第三項」を「同条第三項」に改め、同条を第二百一十三條とする。

第百一一條を第二百一十二條とする。
第百一十條に次の一項を加える。

4 第一項後段の再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものである場合における同項後段及び前項の規定の適用については、第一項後段中「届出再生債権者の総債権」とあるのは「届出再生債権者の債権第百九十八條第一項に規定する住宅資金貸付債権又は保証会社の住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づく求償権で、届出があつたものを除く。の全部」と、「債権を有する届出再生債権者」とあるのは「当該債権を有する届出再生債権者」と、前項中「第百七十四條第二項各号(第三号を除く。)」とあるのは「第二百一十條第二項各号(第四号を除く。)」とする。

第百二條を第二百一十一條とする。
第十一章を第十二章とし、同章の次に次の一章を加える。

第十三章 小規模個人再生及び給与所得者等再生に関する特則
第一節 小規模個人再生
(手続開始の要件等)

第百二十一條 個人である債務者のうち、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがあり、かつ、再生債権の総額(住宅資金貸付債権の額、別除権の行使によつて弁済を受けることができると見込まれる再生債権の額及び再生手続開始前の罰金等の額を除く)が三千万円を超えないものは、この節に規定する特則の適用を受ける再生手続(以下「小規模個人再生」という。)を行うことを求めることができる。

第百二十一條 個人である債務者のうち、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがあり、かつ、再生債権の総額(住宅資金貸付債権の額、別除権の行使によつて弁済を受けることができると見込まれる再生債権の額及び再生手続開始前の罰金等の額を除く)が三千万円を超えないものは、この節に規定する特則の適用を受ける再生手続(以下「小規模個人再生」という。)を行うことを求めることができる。

- 2 小規模個人再生を行うことを求める旨の申述は、再生手続開始の申立ての際（債権者が再生手続開始の申立てをした場合にあっては、再生手続開始の決定があるまで）にしなければならない。
- 3 前項の申述をするには、次に掲げる事項を記載した書面（以下「債権者一覧表」という。）を提出しなければならない。
 - 一 再生債権者の氏名又は名称並びに各再生債権の額及び原因
 - 二 別除権者については、その別除権の目的及び別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる再生債権の額（以下「担保不足見込額」という。）
 - 三 住宅資金貸付債権については、その旨
 - 四 住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出する意思があるときは、その旨
 - 五 その他最高裁判所規則で定める事項
- 4 再生債務者は、債権者一覧表に各再生債権についての再生債権の額及び担保不足見込額を記載するに当たっては、当該額の全部又は一部につき異議を述べることがある旨をも記載することができる。
- 5 第一項に規定する再生債権の総額の算定及び債権者一覧表への再生債権の額の記載に関しては、第八十七条第一項第一号から第三号までに掲げる再生債権は、当該各号に掲げる債権の区分に従い、それぞれ当該各号に定める金額の債権として取り扱うものとする。
- 6 再生債務者は、第二項の申述をするときは、当該申述が第一項又は第三項に規定する要件に該当しないことが明らかにした場合においても再生手続の開始を求める意思があるかを明らかにしなければならない。ただし、債権者が再生手続開始の申立てをした場合については、この限りでない。
- 7 裁判所は、第二項の申述が前項本文に規定する要件に該当しないことが明らかであると認めるときは、再生手続開始の決定前に限

- り、再生事件を通常の再生手続により行う旨の決定をする。ただし、再生債務者が前項本文の規定により再生手続の開始を求める意思がない旨を明らかにしていたときは、裁判所は、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。
- （再生手続開始に伴う措置）
- 第二百二十二条 小規模個人再生においては、裁判所は、再生手続開始の決定と同時に、債権届出期間のほか、届出があつた再生債権に対して異議を述べることができる期間をも定めなければならない。この場合においては、一般調査期間を定めることを要しない。
- 2 裁判所は、再生手続開始の決定をしたときは、直ちに、再生手続開始の決定の主文、債権届出期間及び前項に規定する届出があつた再生債権に対して異議を述べることができる期間（以下「一般異議申述期間」という。）を公告しなければならない。
 - 3 再生債務者及び知れている再生債権者には、前項に規定する事項を記載した書面を送達しなければならない。
 - 4 知れている再生債権者には、債権者一覧表をも送達しなければならない。この場合においては、第二百二条第四項及び第五項の規定を準用する。
 - 5 第二項及び第三項の規定は、債権届出期間又は一般異議申述期間に変更を生じた場合について準用する。ただし、一般異議申述期間の変更については、公告することを要しない。
- （個人再生委員）
- 第二百二十三条 裁判所は、第二百一十一条第二項の申述があつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、一人又は数人の個人再生委員を選任することができる。ただし、第二百一十七条第一項本文に規定する再生債権の評価の申立てがあつたときは、当該申立てを不適

- 法として却下する場合を除き、個人再生委員の選任をしなければならない。
- 2 裁判所は、前項の規定による決定をする場合には、個人再生委員の職務として、次に掲げる事項の一又は二以上を指定するものとする。
 - 一 再生債務者の財産及び収入の状況を調査すること。
 - 二 第二百二十七条第一項本文に規定する再生債権の評価に関し裁判所を補助すること。
 - 三 再生債務者が適正な再生計画案を作成するために必要な勧告をすること。
 - 3 裁判所は、第二項の規定による決定において、前項第一号に掲げる事項を個人再生委員の職務として指定する場合には、裁判所に対して調査の結果の報告をすべき期間をも定めなければならない。
 - 4 裁判所は、第一項の規定による決定を変更し、又は取り消すことができる。
 - 5 第一項及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
 - 6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
 - 7 第五項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。
 - 8 第二項第一号に掲げる事項を職務として指定された個人再生委員は、再生債務者又はその法定代理人に対し、再生債務者の財産及び収入の状況につき報告を求め、再生債務者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。
 - 9 個人再生委員は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。
 - 10 第五十四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までの規定は、個人再生委員について準用する。

- （再生債権の届出の内容）
- 第二百二十四条 小規模個人再生においては、再生手続に参加しようとする再生債権者は、議決権の額を届け出ることを要しない。
- 2 小規模個人再生における再生債権の届出に關しては、第二百一十一条第五項の規定を準用する。
- （再生債権のみなし届出）
- 第二百二十五条 債権者一覧表に記載されている再生債権者は、債権者一覧表に記載されている再生債権については、債権届出期間内に裁判所に当該再生債権の届出又は当該再生債権を有しない旨の届出をした場合を除き、当該債権届出期間の初日に、債権者一覧表の記載内容と同一の内容で再生債権の届出をしたものとみなす。
- （届出再生債権に対する異議）
- 第二百二十六条 再生債務者及び届出再生債権者は、一般異議申述期間内に、裁判所に対し、届出があつた再生債権の額又は担保不足見込額について、書面で、異議を述べることができる。ただし、再生債務者は、債権者一覧表に記載した再生債権の額及び担保不足見込額であつて第二百一十一条第四項の規定により異議を述べることがある旨を債権者一覧表に記載していないものについては、異議を述べることができない。
- 2 第九十五条の規定による届出又は届出事項の変更があつた場合には、裁判所は、その再生債権に対して異議を述べることができる期間（以下「特別異議申述期間」という。）を定めなければならない。
 - 3 再生債務者及び届出再生債権者は、特別異議申述期間内に、裁判所に対し、特別異議申述期間に係る再生債権の額又は担保不足見込額について、書面で、異議を述べることができる。
 - 4 第二百二条第三項から第五項までの規定は特別異議申述期間を定める決定又は一般異議申

述期間若しくは特別異議申述期間を変更する決定をした場合における決定書の送達について、第百三条第二項の規定は第二項の場合について準用する。

5 再生手続開始前の罰金等及び債権者一覧表に住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出する意思がある旨の記載がされた場合における第百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権については、前各項の規定は、適用しない。

6 再生債務者が債権者一覧表に住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出する意思がある旨の記載をした場合には、第百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権を有する再生債権者であつて当該住宅資金貸付債権以外に再生債権を有しないもの及び保証会社であつて住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づく求償権以外に再生債権を有しないものは、第一項本文及び第三項の異議を述べることができない。

(再生債権の評価)

第二百二十七条 前条第一項本文又は第三項の規定により再生債務者又は届出再生債権者が異議を述べた場合には、当該再生債権を有する再生債権者は、裁判所に対し、異議申述期間の末日から三週間の不変期間内に、再生債権の評価の申立てをすることができ。ただし、当該再生債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものである場合には、当該異議を述べた者が当該申立てをしなければならぬ。

2 前項ただし書の場合において、前項本文の不変期間内に再生債権の評価の申立てがなかつたときは又は当該申立てが却下されたときは、前条第一項本文又は第三項の異議は、なかつたものとみなす。

3 再生債権の評価の申立てをするときは、申立人は、その申立てに係る手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならぬ。

4 前項に規定する費用の予納がないときは、裁判所は、再生債権の評価の申立てを却下しなければならない。

5 裁判所は、第二百二十三条第一項の規定による決定において、同条第二項第二号に掲げる事項を個人再生委員の職務として指定する場合においては、裁判所に対して調査の結果の報告をすべき期間をも定めなければならない。

6 第二百二十三条第二項第二号に掲げる事項を職務として指定された個人再生委員は、再生債務者若しくはその法定代理人又は再生債権者(当該個人再生委員が同項第一号に掲げる事項をも職務として指定された場合にあつては、再生債権者)に対し、再生債権の存否及び額並びに担保不足見込額に関する資料の提出を求めることができる。

7 再生債権の評価においては、裁判所は、再生債権の評価の申立てに係る再生債権について、その債権の存否及び額又は担保不足見込額を定める。

8 裁判所は、再生債権の評価をする場合には、第二百二十三条第二項第二号に掲げる事項を職務として指定された個人再生委員の意見を聴かなければならない。

9 第七項の規定による再生債権の評価については、第二百二十一条第五項の規定を準用する。

10 再生手続開始前の罰金等及び債権者一覧表に住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出する意思がある旨の記載がされた場合における第百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権については、前各項の規定は、適用しない。

(貸借対照表の作成等の免除)

第二百二十八条 小規模個人再生においては、再生債務者は、第百二十四条第二項の規定による貸借対照表の作成及び提出をすることを要しない。

(再生計画による権利の変更の内容等)

第二百二十九条 小規模個人再生における再生計画による権利の変更の内容は、不利益を受ける再生債権者の同意がある場合又は少額の再生債権の弁済の時期若しくは第百八十四条第二項に掲げる請求権について別段の定めをする場合を除き、再生債権者の間では平等でなければならない。

2 再生債権者の権利を変更する条項における債務の期限の猶予については、前項の規定により別段の定めをする場合を除き、次に定めるところによらなければならない。

一 弁済期が三月に一回以上到来する分割払の方法によること。

二 最終の弁済期を再生計画認可の決定の確定の日から三年後の日が属する月中の日(特別の事情がある場合には、再生計画認可の決定の確定の日から五年を超えない範囲内で、三年後の日が属する月の翌月の初日以降の日)とすること。

3 住宅資金特別条項によつて権利の変更を受ける者その他の再生債権者との間については第一項の規定を、住宅資金特別条項については第二項の規定を適用しない。

(再生計画案の決議)

第二百三十条 裁判所は、一般異議申述期間(特別異議申述期間が定められた場合には、当該特別異議申述期間を含む。)が経過し、かつ、第百二十五条第一項の報告書の提出がされた後でなければ、再生計画案を決議に付することができない。当該一般異議申述期間内に第百二十六条第一項本文の規定による異議が述べられた場合(特別異議申述期間が定められた場合には、当該特別異議申述期間内に同条第三項の規定による異議が述べられた場合を含む。)には、第百二十七条第一項本文の不変期間を経過するまでの間当該不変期間内に再生債権の評価の申立てがあつたときは、再生債権の評価がされるまでの間

も、同様とする。

2 裁判所は、再生計画案について第百七十四条第二項各号(第三号を除く。)住宅資金特別条項を定めた再生計画案については、第百二十二条第二項第一号から第三号まで又は次条第二項各号のいずれかに該当する事由があると認める場合には、その再生計画案を決議に付することができない。

3 再生計画案の提出があつたときは、裁判所は、前二項の場合を除き、再生計画案を書面による決議に付する旨の決定をする。

4 前項の決定をした場合には、その旨を公告するとともに、議決権者に対して、再生計画案を記載した書面及び再生計画案に同意しない者は裁判所の定める期間内に書面でその旨を回答すべき旨を記載した書面を送達しなければならない。この場合においては、第百二条第四項及び第五項の規定を準用する。

5 前項前段の期間内に再生計画案に同意しない旨を書面で回答した議決権者が議決権者総数の半数に満たず、かつ、その議決権の額が議決権者の議決権の総額の二分の一を超えないときは、再生計画案の可決があつたものとみなす。

6 届出再生債権者は、一般異議申述期間又は特別異議申述期間を経過するまでに異議が述べられなかつた届出再生債権(第百二十六条第五項に規定するものを除く。以下「無異議債権」という。)については届出があつた再生債権の額又は担保不足見込額に応じて、第百二十七条第七項の規定により裁判所が債権の額又は担保不足見込額を定めた再生債権(以下「評価債権」という。)についてはその額に応じて、それぞれ議決権を行使することができる。

(再生計画の認可又は不認可の決定)

第二百三十一条 小規模個人再生において再生計画案が可決された場合には、裁判所は、第百七十四条第二項(当該再生計画案が住宅資

金特別条項を定めたものであるときは、第二百二条第二項又は次項の場合を除き、再生計画認可の決定をする。

2 小規模個人再生においては、裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合にも、再生計画不認可の決定をする。

一 再生債務者が将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがないとき。

二 無異議債権の額及び評価債権の額の総額、住宅資金貸付債権の額、別除権の行使によつて弁済を受けることができると見込まれる再生債権の額及び第八十四条第二項に掲げる請求権の額を除く。）が三千万円を超えているとき。

三 無異議債権及び評価債権（別除権の行使によつて弁済を受けることができると見込まれる再生債権及び第八十四条第二項に掲げる請求権を除く。以下「基準債権」という。）に対する再生計画に基づく弁済の総額（以下「計画弁済総額」という。）が基準債権の総額の五分の一又は百万円のいずれか多い額（基準債権の総額が百万円を下回っているときは基準債権の総額、基準債権の総額の五分の一が三百万円を超えているときは三百万円）を下回っているとき。

四 再生債務者が債権者一覽表に住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出する意思がある旨の記載をした場合において、再生計画に住宅資金特別条項の定めがないとき。

（再生計画の効力等）

第二百三十二条 小規模個人再生において再生計画認可の決定が確定したときは、第八十七条条第一項第一号から第三号までに掲げる債権は、それぞれ当該各号に定める金額の再生債権に変更される。

2 小規模個人再生において再生計画認可の決定が確定したときは、すべての再生債権者の権利（第八十七条第一項第一号から第三号ま

でに掲げる債権については前項の規定により変更された後の権利とし、再生手続開始前の罰金等を除く。）は、第五百五十六条の一般的基準に従い、変更される。

3 無異議債権及び評価債権以外の再生債権が前項の規定により変更された場合における当該変更後の権利については、再生計画で定められた弁済期間が満了する時（その期間の満了前に、再生計画に基づく弁済が完了した場合又は再生計画が取り消された場合）又は再生計画が完了した時又は再生計画が取り消された時までの間は、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く。）をすることができない。ただし、当該変更に係る再生債権が、再生債権者がその責めに帰することができない事由により債権届出期間内に届出をすることができず、かつ、その事由が第二百三十三条第三項に規定する決定前に消滅しなかったもの又は再生債権の評価の対象となつたものであるときは、この限りでない。

4 第二項に規定する場合における第八十二条、第八十九条第三項及び第二百六条第一項の規定の適用については、第八十二条中「認可された再生計画の定めによつて認められた権利又は前条第一項の規定により変更された後の権利」とあり、並びに第八十九条第三項及び第二百六条第一項中「再生計画の定めによつて認められた権利」とあるのは、「第二百三十二条第二項の規定により変更された後の権利」とする。

5 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の決定が確定した場合における第三項の規定の適用については、同項本文中「再生計画で定められた弁済期間」とあるのは「再生計画（住宅資金特別条項を除く。）で定められた弁済期間」と、「再生計画に基づく弁済」とあるのは「再生計画（住宅資金特別条項を除く。）に基づく弁済」と、同項ただし書中「又は再生債

権の評価の対象となつたもの」とあるのは「若しくは再生債権の評価の対象となつたものであるとき、又は当該変更後の権利が住宅資金特別条項によつて変更された後の住宅資金貸付債権」とする。

（再生手続の終結）

第二百三十三条 小規模個人再生においては、再生手続は、再生計画認可の決定の確定によつて当然に終結する。

（再生計画の変更）

第二百三十四条 小規模個人再生においては、再生計画認可の決定があつた後やむを得ない事由で再生計画を遂行することが著しく困難となつたときは、再生債務者の申立てにより、再生計画で定められた債務の期限を延長することができる。この場合においては、変更後の債務の最終の期限は、再生計画で定められた債務の最終の期限から二年を超えない範囲で定めなければならない。

2 前項の規定により再生計画の変更の申立てがあつた場合には、再生計画案の提出があつた場合の手續に関する規定を準用する。

3 第七十五条及び第七十六条の規定は、再生計画の変更の決定があつた場合について準用する。

（計画遂行が極めて困難となつた場合の免責）
第二百三十五条 再生債務者がその責めに帰することができない事由により再生計画を遂行することが極めて困難となり、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合においては、裁判所は、再生債務者の申立てにより、免責の決定をすることができる。

一 第二百三十二条第二項の規定により変更された後の各基準債権及び同条第三項ただし書に規定する各再生債権に対してその四分の三以上の額の弁済を終えていること。
二 免責の決定をすることが再生債権者の一般の利益に反するものでないこと。
三 前条の規定による再生計画の変更をする

ことが極めて困難であること。

2 前項の申立てがあつたときは、裁判所は、届出再生債権者の意見を聴かなければならない。

3 免責の決定があつたときは、再生債務者及び届出再生債権者に対して、その主文及び理由の要旨を記載した書面を送達しなければならない。

4 第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 免責の決定は、確定しなければその効力を生じない。

6 免責の決定が確定した場合には、再生債務者は、履行した部分を除き、再生債権者に対する債務（再生手続開始前の罰金等を除く。）の全部についてその責任を免れる。

7 免責の決定の確定は、別除権者が有する第五十三条第一項に規定する担保権、再生債権者が再生債務者の保証人その他再生債務者と共に債務を負担する者に対して有する権利及び再生債務者以外の者が再生債権者のために提供した担保に影響を及ぼさない。

8 再生計画が住宅資金特別条項を定めたものである場合における第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「届出再生債権者」とあるのは「届出再生債権者及び住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けた者」と、第三項中「及び届出再生債権者」とあるのは「届出再生債権者及び住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けた者」とする。

（再生計画の取消し）

第二百三十六条 小規模個人再生において再生計画認可の決定が確定した場合には、計画弁済総額が、再生計画認可の決定があつた時点で再生債務者につき破産手続が行われた場合における基準債権に対する配当の総額を下回ることが明らかになつたときも、裁判所は、再生債権者の申立てにより、再生計画取消しの決定をすることができる。この場合におい

ては、第百八十九条第二項の規定を準用する。

(再生手続の廃止)

第二百三十七條 小規模個人再生においては、第二百三十九條第四項前段の期間内に再生計画案に同意しない旨を書面で回答した議決権者が、議決権者総数の半数以上となり、又はその議決権の額が議決権者の議決権の総額の二分の一を超えた場合にも、裁判所は、職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。

2 小規模個人再生において、再生債務者が財産目録に記載すべき財産を記載せず、又は不正の記載をした場合には、裁判所は、届出再生債権者若しくは個人再生委員の申立てにより又は職権で、再生手続廃止の決定をすることができる。この場合においては、第百九十三條第二項の規定を準用する。

(通常の再生手続に関する規定の適用除外)

第二百三十八條 小規模個人再生においては、第三十五條、第四十條、第三章第一節及び第二節、第四章第三節(第百三十三條第二項から第四項までを除く。)及び第四節、第百二十六條、第六章第二節、第百五十五條第一項及び第二項、第百五十七條から第百五十九條まで、第百六十三條第二項、第百六十四條第二項後段、第百六十五條第一項、第七章第三節、第百七十四條第一項、第百七十八條から第百八十條まで、第百八十一條第一項及び第二項、第百八十五條(第百八十九條第八項、第百九十條第二項及び第百九十五條第七項において準用する場合を含む。)、第百八十六條第三項及び第四項、第百八十七條、第百八十八條、第百八十九條第二項及び第四項、第百九十二條第一項、第百九十五條第二項並びに第十二章の規定は、適用しない。

第二節 給与所得者等再生(手続開始の要件等)

第二百三十九條 第二百三十一條第一項に規定

する債務者のうち、給与又はこれに類する定期的な収入を得る見込みがある者であつて、かつ、その額の変動の幅が小さいと見込まれるものは、この節に規定する特別の適用を受ける再生手続(以下「給与所得者等再生」という。)を行うことを求めることができる。

2 給与所得者等再生を行うことを求める旨の申述は、再生手続開始の申立ての際 債権者が再生手続開始の申立てをした場合にあっては、再生手続開始の決定があるまで)にしなければならない。

3 再生債務者は、前項の申述をするときは、当該申述が第二百三十一條第一項又は第二百四十四條において準用する第二百三十一條第三項に規定する要件に該当しないことが明らかになった場合に通常の再生手続による手続の開始を求める意思があるか及び第五項各号のいずれかに該当する事由があることが明らかになった場合に小規模個人再生による手続の開始を求める意思があるかを明らかにしなければならない。ただし、債権者が再生手続開始の申立てをした場合については、この限りでない。

4 裁判所は、第二項の申述が前項本文に規定する要件に該当しないことが明らかであると認めるときは、再生手続開始の決定前に限り、再生事件を通常の再生手続により行う旨の決定をする。ただし、再生債務者が前項本文の規定により通常の再生手続による手続の開始を求める意思がない旨を明らかにしていたときは、裁判所は、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。

5 前項に規定する場合のほか、裁判所は、第二項の申述があつた場合において、次の各号のいずれかに該当する事由があることが明らかであると認めるときは、再生手続開始の決定前に限り、再生事件を小規模個人再生により行う旨の決定をする。ただし、再生債務者が第三項本文の規定により小規模個人再生に

よる手続の開始を求める意思がない旨を明らかにしていたときは、裁判所は、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。

一 再生債務者が、給与又はこれに類する定期的な収入を得る見込みがある者に該当しないか、又はその額の変動の幅が小さいと見込まれる者に該当しないこと。

二 再生債務者について次のイからハまでに掲げる事由のいずれかがある場合において、それぞれイからハまでに定める日から十年以内に当該申述がされたこと。

イ 給与所得者等再生における再生計画が遂行されたこと 当該再生計画認可の決定の確定の日

ロ 第二百三十五條第一項(第二百四十四條において準用する場合を含む。)に規定する免責の決定が確定したこと 当該免責の決定に係る再生計画認可の決定の確定の日

ハ 破産法第三百六十六條ノ十一に規定する免責の決定が確定したこと 当該決定の確定の日

(再生計画案についての意見聴取)

第二百四十條 給与所得者等再生において再生計画案の提出があつた場合には、裁判所は、次に掲げる場合を除き、再生計画案を認可すべきかどうかについての届出再生債権者の意見を聴く旨の決定をしなければならない。一 再生計画案について次条第二項各号のいずれかに該当する事由があると認めるとき。

二 一般異議申述期間が経過していないか、又は当該一般異議申述期間内に第二百四十四條において準用する第二百二十六條第一項本文の規定による異議が述べられた場合において第二百四十四條において準用する第二百二十七條第一項本文の不変期間が経過していないとき(当該不変期間内に再生債権の評価の申立てがあつたときは、再生

債権の評価がされていないとき)。

三 特別異議申述期間が定められた場合において、当該特別異議申述期間が経過していないか、又は当該特別異議申述期間内に第二百四十四條において準用する第二百二十六條第三項の規定による異議が述べられたときであつて第二百四十四條において準用する第二百二十七條第一項本文の不変期間が経過していないとき(当該不変期間内に再生債権の評価の申立てがあつたときは、再生債権の評価がされていないとき)。

四 第二百二十五條第一項の報告書の提出がされていないとき。

2 前項の決定をした場合には、その旨を公告し、かつ、届出再生債権者に対して、再生計画案を記載した書面を送付するとともに、再生計画案について次条第二項各号のいずれかに該当する事由がある旨の意見がある者は裁判所の定める期間内にその旨及び当該事由を具体的に記載した書面を提出すべき旨を記載した書面を送付しなければならない。

3 給与所得者等再生における第九十五條第四項及び第百六十七條ただし書の規定の適用については、これらの規定中「再生計画案について決議をするための債権者集会を招集する旨の決定又は再生計画案を書面による決議に付する旨の決定」とあるのは、「再生計画案を認可すべきかどうかについての届出再生債権者の意見を聴く旨の決定」とする。

(再生計画の認可又は不認可の決定等)

第二百四十一條 前条第二項の規定により定められた期間が経過したときは、裁判所は、次の場合を除き、再生計画認可の決定をする。

2 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、再生計画不認可の決定をする。

一 第百七十四條第二項第一号又は第二号に規定する事由(再生計画が住宅資金特別条項を定めたものである場合については、同

項第一号又は第二百二条第二項第二号に規定する事由)があるとき。

二 再生計画が再生債権者の一般の利益に反するとき。

三 再生計画が住宅資金特別条項を定めたものである場合において、第二百二条第二項第三号に規定する事由があるとき。

四 再生債務者が、給与又はこれに類する定期的な収入を得ている者に該当しないか、又はその額の変動の幅が小さいと見込まれる者に該当しないとき。

五 第二百三十一条第二項第二号から第四号までに規定する事由のいずれかがあるとき。

六 第二百三十九条第五項第二号に規定する事由があるとき。

七 計画弁済総額が、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額から再生債務者及びその扶養を受けるべき者の最低限度の生活を維持するために必要な一年分の費用の額を控除した額に二を乗じた額以上の額であると認めることができないとき。

イ 再生債務者の給与又はこれに類する定期的な収入の額について、再生計画案の提出前二年間の途中で再就職その他の年収について五分の一以上の変動を生ずべき事由が生じた場合、当該事由が生じた時から再生計画案を提出した時までの間の収入の合計額からこれに対する所得税、個人の道府県民税又は都民税及び個人の市町村民税又は特別区民税並びに所得税法昭和四十年法律第三十三号)第七十四条第二項に規定する社会保険料(ロ及びハにおいて「所得税等」という。)に相当する額を控除した額を一年間当たりの額に換算した額

ロ 再生債務者が再生計画案の提出前二年間の途中で、給与又はこれに類する定期

的な収入を得ている者でその額の変動の幅が小さいと見込まれるものに該当することとなった場合(イに掲げる区分に該当する場合を除く。)給与又はこれに類する定期的な収入を得ている者でその額の変動の幅が小さいと見込まれるものに該当することとなった時から再生計画案を提出した時までの間の収入の合計額からこれに対する所得税等に相当する額を控除した額を一年間当たりの額に換算した額

ハ イ及びロに掲げる区分に該当する場合以外の場合 再生計画案の提出前二年間の再生債務者の収入の合計額からこれに対する所得税等に相当する額を控除した額を二で除した額

3 前項第七号に規定する一年分の費用の額は、再生債務者及びその扶養を受けるべき者の年齢及び居住地域、当該扶養を受けるべき者の数、物価の状況その他一切の事情を勘案して政令で定める。

(再生計画の取消し)

第二百四十二条 給与所得者等再生において再生計画認可の決定が確定した場合には、計画弁済総額が再生計画認可の決定があつた時点で再生債務者につき破産手続が行われた場合における基準債権に対する配当の総額を下回り、又は再生計画が前条第二項第七号に該当することが明らかになつたときも、裁判所は、再生債権者の申立てにより、再生計画取消しの決定をすることができ、この場合において、第二百三十九条第二項の規定を準用する。

(再生手続の廃止)

第二百四十三条 給与所得者等再生において、次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。

一 第二百四十一条第二項各号のいずれにも

該当しない再生計画案の作成の見込みがないことが明らかになつたとき。

二 裁判所の定めた期間若しくはその延長した期間内に再生計画案の提出がないとき、又はその期間内に提出された再生計画案に第二百四十一条第二項各号のいずれかに該当する事由があるとき。

(小規模個人再生の規定の準用)

第二百四十四条 第二百三十一条第三項から第五項まで、第二百二十二条から第二百二十九条まで、第二百三十七条第二項の規定は、給与所得者等再生について準用する。

(通常の再生手続に関する規定の適用除外)

第二百四十五条 給与所得者等再生においては、第二百三十八条に規定する規定並びに第八十七条、第二百七十四条第二項及び第三項、第二百九十一条並びに第二百二条第二項の規定は、適用しない。

第十章中第九十九条を第二百十条とする。前段を「第二百九十一条中『第二百九十八条第一項前段』を『第二百九条第一項前段』に改め、同条を第二百九条とする。

第二百九十七条を第二百八条とし、第二百九十六条を第二百七条とする。

第十章を第十一章とし、第九章の次に次の一章を加える。

(定義) 第九十六條 この章、第十二章及び第十三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 住宅 個人である再生債務者が所有し、自己の居住の用に供する建物であつて、その床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されるものをいう。ただし、当該建物が二以上ある場合には、これらの建物のうち、再生債務者が主として居住の用に供する一の建物に限る。

二 住宅の敷地 住宅の用に供されている土地又は当該土地に設定されている地上権をいう。

三 住宅資金貸付債権 住宅の建設若しくは購入に必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る分割払の定めのある再生債権であつて、当該債権又は当該債権に係る債務の保証人(保証を業とする者に限る。以下「保証会社」という。)の主たる債務者に対する求償権を担保するための抵当権が住宅に設定されているものをいう。

四 住宅資金特別条項 再生債権者の有する住宅資金貸付債権の全部又は一部を、第二百九十九条第一項から第四項までの規定するところにより変更する再生計画の条項をいう。

五 住宅資金貸付契約 住宅資金貸付債権に係る資金の貸付契約をいう。

(抵当権の実行としての競売手続の中止命令) 第二百九十七條 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の見込みがあると認めるときは、再生債務者の申立てにより、相当の期間を定めて、住宅又は再生債務者が有する住宅の敷地に設定されている前条第三号に規定する抵当権の実行としての競売の手続の中止を命ずることができ、

2 第三十一条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による中止の命令について準用する。

(住宅資金特別条項を定めることができる場合等)

第二百九十八條 住宅資金貸付債権(民法第五百条の規定により住宅資金貸付債権を有する者に代位した再生債権者が当該代位により有するものを除く。)については、再生計画において、住宅資金特別条項を定めることができ

る。ただし、住宅の上に第五十三条第一項に規定する担保権(第九十六号第三号に規定する抵当権を除く)が存するとき、又は住宅以外の不動産にも同号に規定する担保権が設定されている場合において当該不動産の上に第五十三条第一項に規定する担保権で当該担保権に後れるものが存するときは、この限りでない。

2 保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合において、当該保証債務の全部を履行した日から六月を経過する日までの間に再生手続開始の申立てがされたときは、第二百四号第一項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなる者の権利について、住宅資金特別条項を定めることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 第一項に規定する住宅資金貸付債権を有する再生債権者又は第二百四号第一項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなる者が数人あるときは、その全員を対象として住宅資金特別条項を定めなければならない。

(住宅資金特別条項の内容)

第九十九号 住宅資金特別条項においては、次項又は第三項に規定する場合を除き、次の各号に掲げる債権について、それぞれ当該各号に定める内容を定める。

一 再生計画認可の決定の確定時までに弁済期が到来する住宅資金貸付債権の元本(再生債権者が期限の利益を喪失しなかったとすれば弁済期が到来しないものを除く)及びこれに対する再生計画認可の決定の確定後の住宅約定利息(住宅資金貸付契約において定められた約定利率による利息をいう。以下この条において同じ)並びに再生計画認可の決定の確定時までに生ずる住宅資金貸付債権の利息及び不履行による損害賠償 その全額を、再生計画(住宅資金特

別条項を除く)で定める弁済期間(当該期間が五年を超える場合にあっては、再生計画認可の決定の確定から五年。第三項において「般弁済期間」という)内に支払うこと。

二 再生計画認可の決定の確定時までに弁済期が到来しない住宅資金貸付債権の元本(再生債権者が期限の利益を喪失しなかったとすれば弁済期が到来しないものを含む)及びこれに対する再生計画認可の決定の確定後の住宅約定利息、住宅資金貸付契約における債務の不履行がない場合についての弁済の時期及び額に関する約定に従って支払うこと。

2 前項の規定による住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の見込みがない場合には、住宅資金特別条項において、住宅資金貸付債権に係る債務の弁済期を住宅資金貸付契約において定められた最終の弁済期(以下この項及び第四項において「約定最終弁済期」という)から後の日に定めることができる。この場合における権利の変更の内容は、次に掲げる要件のすべてを具備するものでなければならない。

一 次に掲げる債権について、その全額を支払うものであること。

イ 住宅資金貸付債権の元本及びこれに対する再生計画認可の決定の確定後の住宅約定利息

ロ 再生計画認可の決定の確定時までに生ずる住宅資金貸付債権の利息及び不履行による損害賠償

二 住宅資金特別条項による変更後の最終の弁済期が約定最終弁済期から十年を超えず、かつ、住宅資金特別条項による変更後の最終の弁済期における再生債権者の年齢が七十歳を超えないものであること。

三 第一号イに掲げる債権については、一定の基準により住宅資金貸付契約における弁

済期と弁済期との間隔及び各弁済期における弁済額が定められている場合には、当該基準におおむね沿うものであること。

3 前項の規定による住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の見込みがない場合には、一般弁済期間の範囲内で定める期間(以下この項において「元本猶予期間」という)中は、住宅資金貸付債権の元本の一部及び住宅資金貸付債権の元本に対する元本猶予期間中の住宅約定利息のみを支払うものとすることができる。この場合における権利の変更の内容は、次に掲げる要件のすべてを具備するものでなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる要件があること。

二 前項第一号イに掲げる債権についての元本猶予期間を経過した後の弁済期及び弁済額の定めについては、一定の基準により住宅資金貸付契約における弁済期と弁済期との間隔及び各弁済期における弁済額が定められている場合には、当該基準におおむね沿うものであること。

4 住宅資金特別条項によって権利の変更を受ける者の同意がある場合には、前三項の規定にかかわらず、約定最終弁済期から十年を超えて住宅資金貸付債権に係る債務の期限を猶予することその他前三項に規定する変更以外の変更をすることを内容とする住宅資金特別条項を定めることができる。

5 住宅資金特別条項によって権利の変更を受ける者その他の再生債権者との間については第九十五号第一項の規定を、住宅資金特別条項については同条第二項の規定を、住宅資金特別条項によって権利の変更を受ける者については第九十六号第一項及び第九十七号第二項の規定を適用しない。

(住宅資金特別条項を定めた再生計画案の提出等)

第二百条 住宅資金特別条項を定めた再生計画

案は、再生債権者のみが提出することができる。

2 再生債権者により住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出され、かつ、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める時までに届出再生債権者が再生債権の調査において第九十八号第一項に規定する住宅資金貸付債権の内容について述べた異議は、それぞれその時においてその効力を失う。ただし、これらの時までに、当該異議に係る再生債権の確定手続が終了していない場合に限る。

一 いずれの届出再生債権者も裁判所の定めた期間又はその延長した期間内に住宅資金特別条項の定めのない再生計画案を提出しなかったとき、当該期間が満了した時

二 届出再生債権者が提出した住宅資金特別条項の定めのない再生計画案が決議に付されず、住宅資金特別条項を定めた再生計画案のみが決議に付されたとき、第九十七号条ただし書に規定する決定がされた時

三 住宅資金特別条項を定めた再生計画案及び届出再生債権者が提出した住宅資金特別条項の定めのない再生計画案が共に決議に付され、住宅資金特別条項を定めた再生計画案が可決されたとき、当該可決がされた時

3 前項の規定により同項本文の異議が効力を失った場合には、当該住宅資金貸付債権については、第九十四号第一項及び第三項の規定は、適用しない。

4 再生債権者により住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出され、かつ、第二項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める時までに第九十八号第一項に規定する住宅資金貸付債権を有する再生債権者であつて当該住宅資金貸付債権以外に再生債権を有しないもの又は保証会社であつて住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づ

く求償権以外に再生債権を有しないものが再生債権の調査において述べた異議についても、第二項と同様とする。この場合においては、当該異議を述べた者には、第四百三条第三項及び第四百八十条第二項の規定による確定判決と同一の効力は、及ばない。

5 再生債務者により住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出され、かつ、第二項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなつたときは、前項前段に規定する再生債権者又は保証会社は、第一百七十七条第一本文の異議を述べることができない。
(住宅資金特別条項を定めた再生計画案の決議等)

第二百一条 住宅資金特別条項を定めた再生計画案の決議においては、住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けることとされている者及び保証会社は、住宅資金貸付債権又は住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づく求償権については、議決権を有しない。

2 住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出されたときは、裁判所は、当該住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けることとされている者の意見を聴かなければならない。第百六十七條の規定による修正(その修正が、住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けることとされている者に不利な影響を及ぼさないことが明らかなる場合を除く。)があつた場合における修正後の住宅資金特別条項を定めた再生計画案についても、同様とする。

3 住宅資金特別条項を定めた再生計画案に対する第百七十条の規定の適用については、同条中「第百七十四条第二項各号(第三号を除く。）」とあるのは、「第二百二条第二項各号(第四号を除く。）」とする。
(住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可又は不認可の決定等)

第二百二条 住宅資金特別条項を定めた再生計画案が可決された場合には、裁判所は、次項

の場合を除き、再生計画認可の決定をする。
2 裁判所は、住宅資金特別条項を定めた再生計画案が可決された場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、再生計画認可の決定をする。
一 第百七十四条第二項第一号又は第四号に規定する事由があるとき。
二 再生計画が遂行可能であると認めることができるとき。
三 再生債務者が住宅の所有権又は住宅の用に供されている土地を住宅の所有のために使用する権利を失ふこととなると見込まれるとき。

四 再生計画の決議が不正の方法によつて成立するに至つたとき。
3 住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けることとされている者は、再生債権の届出をしていない場合であっても、住宅資金特別条項を定めた再生計画案を認可すべきかどうかについて、意見を述べることができる。

4 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可又は不認可の決定があつたときは、住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けることとされている者で再生債権の届出をしていないものに対して、その主文及び理由の要旨を記載した書面を送達しなければならない。
5 住宅資金特別条項を定めた再生計画案が可決された場合には、第百七十四条第一項及び第二項の規定は、適用しない。
(住宅資金特別条項を定めた再生計画の効力等)

第二百三条 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の決定が確定したときは、第百七十七條第二項の規定は、住宅及び住宅の敷地に設定されている第百九十六條第三号に規定する抵当権並びに住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けた者が再生債務者の保証人その他の再生債務者と共に債務を負担する者に対して有する権利については、適用しない。こ

の場合において、再生債務者が連帯債務者の一人であるときは、住宅資金特別条項による期限の猶予は、他の連帯債務者に対しても効力を有する。

2 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の決定が確定したときは、住宅資金特別条項によつて変更された後の権利については、住宅資金特別条項において、期限の利益の喪失についての定めその他の住宅資金貸付契約における定めと同一の定めがされたものとみなす。ただし、第百九十九條第四項の同意を得て別段の定めをすることを妨げない。

3 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の決定が確定した場合における第百二十三條第二項及び第百八十一條第二項の規定の適用については、これらの規定中「再生計画で定められた弁済期間」とあるのは「再生計画(住宅資金特別条項を除く。）」で定められた弁済期間」と、「再生計画に基づく弁済」とあるのは「再生計画(住宅資金特別条項を除く。）」に基づく弁済」とする。

4 住宅資金特別条項によつて変更された後の権利については前項の規定により読み替えて適用される第百八十一條第二項の規定を、住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けた者については第百八十二條の規定を適用しない。
(保証会社が保証債務を履行した場合の取扱い)

第二百四条 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の決定が確定した場合において、保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行していたときは、当該保証債務の履行は、なかつたものとみなす。ただし、保証会社が当該保証債務を履行したことにより取得した権利に基づき再生債権者としてした行為に影響を及ぼさない。

2 前項本文の場合において、当該認可の決定の確定前に再生債務者が保証会社に対して同

項の保証債務に係る求償権についての弁済をしていたときは、再生債務者は、同項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなつた者に対して、当該弁済をした額につき当該住宅資金貸付債権についての弁済をすることを要しない。この場合において、保証会社は、当該弁済を受けた額を同項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなつた者に対して交付しなければならぬ。
(査定の申立てがされなかつた場合等の取扱い)

第二百五条 第百九十八條第一項に規定する住宅資金貸付債権についての第百五條第一項に規定する査定の申立てが同条第二項の不变期間内にされなかつた場合(第百七條及び第百九條の場合を除く。」、第二百二條第二項の規定により同項本文の異議が効力を失つた場合及び保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合には、住宅資金特別条項については、第百五十七條、第百五十九條、第百六十四條第二項後段及び第百七十九條の規定は、適用しない。

2 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の決定が確定したときは、前項に規定する場合(保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合を除く。))における当該住宅資金貸付債権を有する再生債権者の権利及び前条第一項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなる者の権利は、住宅資金特別条項における第百五十六條の一般的基本準に従ひ、変更される。
(住宅資金特別条項を定めた再生計画の取消し等)

第二百六条 住宅資金特別条項を定めた再生計画についての第百八十九條第一項第二号に掲げる事由を理由とする再生計画取消しの申立ては、同条第三項の規定にかかわらず、再生計画の定めによつて認められた権利(住宅資金特別条項によつて変更された後のものを除

く。の全部（履行された部分を除く。）について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる当該権利を有する再生債権者であつて、その有する履行期限が到来した当該権利の全部又は一部について履行を受けていないものにより、することが出来る。

2 住宅資金特別条項を定めた再生計画の取消しの決定が確定した場合における第八十九条第七項ただし書及び第九十条第一項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「再生債権者が再生計画によつて得た権利」とあるのは、「再生債権者が再生計画によつて得た権利及び第二百四条第一項本文の規定によつて生じた効力」とする。

（破産法の一部改正）

第二条 破産法（大正十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条ただし書を削る。

第三条第一項を削る。

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条ノ二 債権者が破産宣告後破産財団ニ属スル財産ニシテ外国ニ在ルモノニ対シ為シタル権利ノ行使ニ依リテ弁済ヲ受ケタルトキト雖其ノ債権者ハ弁済ヲ受クル前ノ債権ノ全額ニ付破産債権者トシテ其ノ権利ヲ行フコトヲ得

第二編第一章中第五十五条の前に次の一条を加える。

第四百四条ノ二 此ノ法律ノ規定ニ依ル破産ノ申立ハ債務者が個人ナル場合ニ於テハ日本ニ其ノ営業所、住所、居所又ハ財産ヲ有スルトキニ限リ法人其ノ他ノ社団又ハ財団ナル場合ニ於テハ日本ニ営業所、事務所又ハ財産ヲ有スルトキニ限リ為スコトヲ得

第四百三十一條の次に次の一条を加える。

第四百三十一條ノ二 破産申立ノ当時既ニ外国ニ於テ破産ノ宣告アリタルトキハ破産ノ原因タル事実アルモノト推定ス

第四百三十七條を次のように改める。

第四百三十七條 削除

第四百八十二條に次の一項を加える。

第二十三條ノ二ニ規定スル弁済ヲ受ケタル破産債権者ハ其ノ弁済ヲ受ケタル債権額ニ付テハ議決權ヲ行フコトヲ得ズ

第二百六十五條の次に次の一条を加える。

第二百六十五條ノ二 第二十三條ノ二ニ規定スル弁済ヲ受ケタル債権者ハ他ノ同順位ノ債権者ガ自己ノ受ケタル弁済ト同一ノ割合ノ配當ヲ受クル迄ハ配當ヲ受クルコトヲ得ズ

第三百六條の次に次の一条を加える。

第三百六條ノ二 第二十三條ノ二ニ規定スル弁済ヲ受ケタル破産債権者ハ強制和議ニ関スル議決權ヲ行フコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ議決權ヲ行フコトヲ得ザル債権額ハ前條第一項ノ総債権ニ之ヲ算入セス

第三百七條中「前條」を「第三百六條」に改める。

第三百二十六條の次に次の一条を加える。

第三百二十六條ノ二 第二十三條ノ二ニ規定スル弁済ヲ受ケタル破産債権者ハ他ノ破産債権者ガ自己ノ受ケタル弁済ト同一ノ割合ノ履行ヲ受クル迄ハ強制和議ノ履行ヲ受クルコトヲ得ズ

第二編第十章の次に次の一章を加える。

第十章ノ二 外国倒産処理手続がある場合の特則

（外国管財人との協力）

第三百五十七條の二 破産管財人は、破産者についての外国倒産処理手続（外国で開始された手続で、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下同じ。）がある場合には、外国管財人（当該外国倒産処理手続において破産者の財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。以下同じ。）に対し、破産手続の適正な実施のために必要な協力及び情報の提供を求めることができる。

2 前項に規定する場合には、破産管財人は、外国管財人に対し、外国倒産処理手続の適正な実施のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

（外国管財人の権限等）

第三百五十七條の三 外国管財人は、債務者について破産の申立てをすることができる。

2 外国管財人は、前項の申立てをするときは、破産の原因たる事実を疎明しなければならない。

3 外国管財人は、破産者の破産手続において、債権者集會に出席し、意見を述べることのできる。

4 第一項の規定により外国管財人が破産の申立てをした場合において、破産宣告があつたときは第四百四十三條第二項の書面を、同條第一項第二号から第四号までに掲げる事項に変更を生じたときはその旨を記載した書面を、破産取消しの決定が確定したときはその主文を記載した書面を、それぞれ外国管財人に送達しなければならない。

（相互の手続参加）

第三百五十七條の四 外国管財人は、届出をしていない破産債権者であつて、破産者についての外国倒産処理手続に参加しているものを

代理して、破産者の破産手続に参加することができる。ただし、当該外国の法令によりその権限を有する場合に限る。

2 破産管財人は、届出をした破産債権者であつて、破産者についての外国倒産処理手続に参加していないものを代理して、当該外国倒産処理手続に参加することができる。

3 破産管財人は、前項の規定による参加をした場合には、同項の規定により代理した破産債権者のために、外国倒産処理手続に属する一切の行為をすることが出来る。ただし、届出の取下げ、和解その他の破産債権者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該破産債権者の授權がなければならない。

本則中第三百八十二條の次に次の一条を加える。

第三百八十二條ノ二 第三百八十条ノ規定ハ日本国外ニ於テ同条ノ罪ヲ犯シタル者ニモ之ヲ適用ス

第三百八十一條第一項ノ罪ハ刑法（明治四十年法律第四十五号）第二條ノ例ニ從フ

（会社更生法の一部改正）

第三条 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

「第十章 報酬及び報償
第十條の二 外国倒産

目次中「第十章 報酬及び報償金（第二百八十五條―第二百八十九條）
處理手続がある場合の特則（第二百八十九條の二―第二百八十九條の五）」に、「第二百九十五條」を「第二百九十六條」に改める。

第四条の見出しを「（外国で開始した更生手続の効力）」に改め、同條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第六條の見出しを削る。

第五條の次に次の見出し及び一条を加える。

（更生事件の管轄）

第五條の二 この法律の規定による更生手続開

始の申立ては、会社が日本国内に営業所を有するときに限り、することが出来る。

第四十條第一項中「財産」の下に「（日本国内にあるかどうかを問わない。第五十三條、第二百一十一條第三項及び第二百四十八條の二第一項において同じ。）」を加える。

第三百八十八條の次に次の一条を加える。

(更生債権者が外国で受けた弁済)

第百八条の二 更生債権者は、更生手続開始の決定があつた後に、会社の財産で外国にあるものに対して権利を行使したことにより、更生債権について弁済を受けた場合であつても、その弁済を受ける前の債権の全部をもつて更生手続に参加することができる。

2 前項の更生債権者は、他の同順位の更生債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の弁済を受けるまでは、更生手続により、弁済を受けることができない。

3 第一項の更生債権者は、外国において弁済を受けた債権の部分については、議決権を行使することができない。

第百二十四条の二 次の二の二を加える。
(更生担保権者が外国で受けた弁済)
第百二十四条の三 第百八条の二の規定は、更生担保権者について準用する。

第十章の次に次の一章を加える。
第十号の二 外国倒産処理手続がある場合の特則
(外国管財人との協力)

第百八十九条の二 管財人は、会社について外国倒産処理手続(外国で開始された手続で、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下同じ。)がある場合には、外国管財人(当該外国倒産処理手続において会社の財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。以下同じ。)に対し、会社の更生のために必要な協力及び情報の提供を求めることができる。

2 前項に規定する場合には、管財人は、外国管財人に対し、会社の更生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

(更生手続の開始原因の推定)
第百八十九条の三 会社についての外国倒産処理手続がある場合には、当該会社に更生手続開始の原因たる事実があるものと推定する。

る。

(外国管財人の権限等)
第百八十九条の四 外国管財人は、第三十条第一項後段に規定する場合には、会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

2 外国管財人は、会社の更生手続において、関係人集会に出席し、意見を述べることができる。

3 外国管財人は、会社の更生手続において、第百八十九条第一項に規定する期間(同条第二項の規定により期間が延長されたときは、その延長された期間)内に、更生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

4 第一項の規定により外国管財人が更生手続開始の申立てをした場合において、更生手続開始の決定があつたときは第四十七条第一項に掲げる事項及び更生手続を開始することの当否についての調査委員の意見の要旨を記載した書面を、同項第二号から第四号までに掲げる事項に変更を生じたときはその旨を記載した書面を、更生手続開始決定取消しの決定が確定したときはその主文を記載した書面を、それぞれ外国管財人に送達しなければならない。

(相互の手続参加)
第百八十九条の五 外国管財人は、届出をしていない更生債権者又は更生担保権者であつて、会社についての外国倒産処理手続に参加しているものを代理して、会社の更生手続に参加することができる。ただし、当該外国の法令によりその権限を有する場合に限る。

2 管財人は、届出した更生債権者又は更生担保権者であつて、会社についての外国倒産処理手続に参加していないものを代理して、当該外国倒産処理手続に参加することができる。

3 管財人は、前項の規定による参加をした場合には、同項の規定により代理した更生債権者又は更生担保権者のために、外国倒産処理手続に属する一切の行為をすることができる。ただし、届出の取下げ、和解その他の更生債権者又は更生担保権者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該更生債権者又は更生担保権者の授権がなければならない。

者又は更生担保権者のために、外国倒産処理手続に属する一切の行為をすることができる。ただし、届出の取下げ、和解その他の更生債権者又は更生担保権者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該更生債権者又は更生担保権者の授権がなければならない。

第百九十条第二項及び第百九十一条第二項を削る。

第百九十五条を第百九十六条とし、第百九十四条の次に次の一条を加える。

目次中「第十節 報酬及び報償金(第百五十八条―第百六十条)」を「第百五十八条―第百六十条」がある場合の特則(第百六十条の二―第百六十条の二の四)」に、「第百六十条の二」を「第百六十条の二の五」に、「第十節 報酬及び報償金(第百六十条の百四十八―第百六十条の百五十)」を「第十節 報酬及び報償金(第百六十条の百四十八―第百六十条の百五十四)」に改める。

第百六十条の二の五に、「第十節 報酬及び報償金(第百六十条の百四十八―第百六十条の百五十四)」を「第十節 報酬及び報償金(第百六十条の百四十八―第百六十条の百五十四)」に改める。

第百六十条の二の五に、「第十節 報酬及び報償金(第百六十条の百四十八―第百六十条の百五十四)」を「第十節 報酬及び報償金(第百六十条の百四十八―第百六十条の百五十四)」に改める。

(国外犯)

第百九十五条 第百九十二条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第百九十三条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

法律第四十五号)第二条の例に従う。

第百六十条の二の五に、「第十節 報酬及び報償金(第百六十条の百四十八―第百六十条の百五十四)」を「第十節 報酬及び報償金(第百六十条の百四十八―第百六十条の百五十四)」に改める。

第百六十条の二の五に、「第十節 報酬及び報償金(第百六十条の百四十八―第百六十条の百五十四)」を「第十節 報酬及び報償金(第百六十条の百四十八―第百六十条の百五十四)」に改める。

第百六十条の二の五に、「第十節 報酬及び報償金(第百六十条の百四十八―第百六十条の百五十四)」を「第十節 報酬及び報償金(第百六十条の百四十八―第百六十条の百五十四)」に改める。

第百六十条の二の五に、「第十節 報酬及び報償金(第百六十条の百四十八―第百六十条の百五十四)」を「第十節 報酬及び報償金(第百六十条の百四十八―第百六十条の百五十四)」に改める。

て同じ。に対し、協同組織金融機関の更生のために必要な協力及び情報の提供を求めることができる。

2 前項に規定する場合には、管財人は、外国管財人に対し、協同組織金融機関の更生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

(更生手続の開始原因の推定)

第百六十条の二の二 協同組織金融機関についての外国倒産処理手続がある場合には、当該協同組織金融機関に更生手続開始の原因たる事実があるものと推定する。

(外国管財人の権限等)

第百六十条の二の三 外国管財人は、第二十九条第一項後段に規定する場合には、協同組織金融機関について更生手続開始の申立てをすることができる。

2 外国管財人は、協同組織金融機関の更生手続において、関係人集会に出席し、意見を述べることができる。

3 外国管財人は、協同組織金融機関の更生手続において、第九十四条第一項に規定する期間(同条第二項において準用する会社更生法第百八十九条第二項の規定により期間が伸長されたときは、その伸長された期間)内に、更生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

4 第一項の規定により外国管財人が更生手続開始の申立てをした場合において、更生手続開始の決定があつたときは第三十七条第一項に掲げる事項及び更生手続を開始することの当否についての調査委員の意見の要旨を記載した書面を、同項第二号から第四号までに掲げる事項に変更を生じたときはその旨を記載した書面を、更生手続開始決定取消しの決定が確定したときはその主文を記載した書面を、それぞれ外国管財人に送達しなければならない。

(相互の手続参加)

第百六十条の二の四 外国管財人は、届出をしていない更生債権者又は更生担保権者であつて、協同組織金融機関についての外国倒産処理手続に参加しているものを代理して、協同組織金融機関の更生手続に参加することができる。ただし、当該外国の法令によりその権限を有する場合に限る。

2 管財人は、届出をした更生債権者又は更生担保権者であつて、協同組織金融機関についての外国倒産処理手続に参加していないものを代理して、当該外国倒産処理手続に参加することができる。

3 管財人は、前項の規定による参加をした場合には、同項の規定により代理した更生債権者又は更生担保権者のために、外国倒産処理手続に属する一切の行為をすることができる。ただし、届出の取下げ、和解その他の更生債権者又は更生担保権者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該更生債権者又は更生担保権者の授權がなければならぬ。

第百六十条の四中「第四条第一項及び第三項を削り、「第五条」の下に、「第五条の二」を加え、「並びに」を「及び」に、「同法第八条」を「同法第五条の二、第八条に改める。」第百六十条の十七第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四十条第一項中「第五十三条、第二百十一条第三項及び第二百四十八条の二第一項」とあるのは、「更生特例法第百六十条の二十五において準用する第五十三条並びに更生特例法第百六十条の八十六第三項及び第百六十条の百二十二第一項」と読み替えるものとする。

第百六十条の四十中「第百十三条第一項」の下に並びに第百十八条の二第一項及び第二項を加え、「同条第二項及び同法」を「同条第三項並びに同法第百十三条第二項及び」に改める。

第百六十条の四十七中「会社更生法」の下に

「第百十八条の二第一項及び第二項並びに」を加え、「及び第百十四條から第百十八條まで」を「第百十四條から第百十八條まで及び第百十八條の二第三項」に改める。

第三章の二に次の一節を加える。

第十一節 外国倒産処理手続がある場合の特則

(外国管財人との協力)

第百六十条の百五十一 管財人は、相互会社についての外国倒産処理手続がある場合には、外国管財人(当該外国倒産処理手続において相互会社の財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。以下この節において同じ。)に対し、相互会社の更生のために必要な協力及び情報の提供を求めることができる。

2 前項に規定する場合には、管財人は、外国管財人に対し、相互会社の更生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

(更生手続の開始原因の推定)

第百六十条の百五十二 相互会社についての外国倒産処理手続がある場合には、当該相互会社に更生手続開始の原因たる事実があるものと推定する。

(外国管財人の権限等)

第百六十条の百五十三 外国管財人は、第百六十条の百五十三 外国管財人は、第百六十条の十二第一項後段に規定する場合には、相互会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

2 外国管財人は、相互会社の更生手続において、関係人集会に出席し、意見を述べることができる。

3 外国管財人は、相互会社の更生手続において、第百六十条の七十五第一項に規定する期間(同条第二項において準用する会社更生法第百八十九条第二項の規定により期間が伸長されたときは、その伸長された期間)内に、更生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

4 第一項の規定により外国管財人が更生手続開始の申立てをした場合において、更生手続開始の決定があつたときは第百六十条の二十第一項に掲げる事項及び更生手続を開始することの当否についての調査委員の意見の要旨を記載した書面を、同項第二号から第四号までに掲げる事項に変更を生じたときはその旨を記載した書面を、更生手続開始決定取消しの決定が確定したときはその主文を記載した書面を、それぞれ外国管財人に送達しなければならない。

(相互の手続参加)

第百六十条の百五十四 外国管財人は、届出をしていない更生債権者又は更生担保権者であつて、相互会社についての外国倒産処理手続に参加しているものを代理して、相互会社の更生手続に参加することができる。ただし、当該外国の法令によりその権限を有する場合に限る。

2 管財人は、届出をした更生債権者又は更生担保権者であつて、相互会社についての外国倒産処理手続に参加していないものを代理して、当該外国倒産処理手続に参加することができる。

3 管財人は、前項の規定による参加をした場合には、同項の規定により代理した更生債権者又は更生担保権者のために、外国倒産処理手続に属する一切の行為をすることができる。ただし、届出の取下げ、和解その他の更生債権者又は更生担保権者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該更生債権者又は更生担保権者の授權がなければならぬ。

第百七十八条の二十二及び第百七十八条の三十九中「第二百一条第二項」を「第二百一条第二項」に、「第二百一条第一項」を「第二百一条第一項」に、「第二百六条第一項」を「第二百七条第一項」に改める。

第百九十五条第三項及び第百九十六条第三項

を削る。

第百九十九条の二の次に次の一条を加える。

(国外犯)

第百九十九条の三 第百九十七条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第百九十八条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第百九十九条第一項及び第百九十九条第二項中「第百九十五条第一項」を「第百九十六条第一項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第六十号中「第二百十条」を「第二百四十六号」に、「第二百十一号」を「第二百四十七号」に改める。

(農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第三条 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六号第一項中「第二百一条第二項」を「第二百二十二条第二項」に改め、同条第三項中「第二百一条第一項」を「第二百二十二条第一項」に、「第二百六条第一項」を「第二百七条第一項」に改める。

理由

内外の社会経済情勢の変化と共に伴う個人倒産事件の増加及び企業倒産事件の国際化に鑑み、住宅ローンその他の債務を抱えて経済的に窮

境にある個人債務者の経済生活の再生を迅速かつ合理的に図るための再生手続の特則を設けるとともに、日本国内で開始された破産手続及び更生手続の効力を債務者の外国にある財産に及ぼす等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第十六条)

第二章 外国倒産処理手続の承認(第十七条―第二十四条)

第三章 外国倒産処理手続に対する援助の処分(第二十五条―第五十五条)

第四章 外国倒産処理手続の承認の取消し(第五十六条)

第五章 他の倒産処理手続がある場合の取扱い

第一節 国内倒産処理手続がある場合の取扱い(第五十七条―第六十一条)

第二節 他の外国倒産処理手続の承認援助手続がある場合の取扱い(第六十二条―第六十四条)

第六章 罰則(第六十五条―第六十九条)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、国際的な経済活動を行う債務者について開始された外国倒産処理手続に対する承認援助手続を定めることにより、当該外国倒産処理手続の効力を日本国内において適切に実現し、もって当該債務者について国際的に整合のとれた財産の清算又は経済的再生を図ることを目的とする。

(定義等) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 外国倒産処理手続 外国で申し立てられた手続で、破産手続、再生手続、更生手続、整理手続又は特別清算手続に相当するものをいう。

二 外国主手続 債務者が営業者である場合にあってはその主たる営業所がある国で申し立てられた外国倒産処理手続、営業者でない場合又は営業所を有しない場合にあっては、当該債務者が個人であるときは住所がある国で申し立てられた外国倒産処理手続、法人その他の社団又は財団であるときは主たる事務所がある国で申し立てられた外国倒産処理手続をいう。

三 外国従手続 外国主手続でない外国倒産処理手続をいう。

四 国内倒産処理手続 日本国内で申し立てられた破産手続、再生手続、更生手続、整理手続又は特別清算手続をいう。

五 外国倒産処理手続の承認 外国倒産処理手続について、これを日本国内において第三章の規定による援助の処分をすることができ、基礎として承認することを行う。

六 承認援助手続 次章以下に定めるところにより、外国倒産処理手続の承認の申立てについての裁判並びに債務者の日本国内における業務及び財産に関し当該外国倒産処理手続を援助するための処分をする手続をいう。

七 外国管財人 外国倒産処理手続において債務者の財産の管理及び処分をする権利を有する者であつて、債務者以外のものをいう。

八 外国管財人等 外国倒産処理手続において外国管財人がある場合には外国管財人、外国管財人がない場合には債務者をいう。

九 承認管財人 第三十二条第一項の規定により債務者の日本国内における業務及び財産に関し管理を命じられた者をいう。

民事訴訟法平成八年法律第九号により裁判上の請求をすることができ、債権は、日本国内にあるものとみなす。

(外国人の地位)

第三条 外国人又は外国法人は、承認援助手続に関し、日本人又は日本法人と同一の地位を有する。

(承認援助事件の管轄)

第四条 承認援助事件は、東京地方裁判所の管轄に専属する。

(承認援助事件の移送)

第五条 前条に規定する裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、承認援助事件を債務者の住所、居所、営業所、事務所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

(任意的口頭弁論等)

第六条 承認援助手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

2 裁判所は、職権で、承認援助事件に関して必要な調査をすることができ、(不服申立て)

第七条 承認援助手続に関する裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し即時抗告をすることができ、その期間は、裁判の公告があつた場合には、その公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。

(公告等)

第八条 この法律の規定によつてする公告は、官報に掲載してする。

2 公告は、掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

3 この法律の規定によつて送達をしなければならない場合には、次項に規定する場合を除き、公告をもつて、これに代えることができる。

4 この法律の規定によつて公告及び送達をしなければならない場合には、送達は、書類を通常の取扱いによる郵便に付してすることができる。

5 前項に規定する場合における公告は、一切の

関係人に対する送達の効力を有する。

6 前三項の規定は、この法律に特別の定めがある場合には、適用しない。

(法人の承認援助手続に関する登記の嘱託等)

第九條 法人である債務者について、第三十二條第一項又は第五十一條第一項(同條第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分があった場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該処分の登記を債務者の各営業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2 前項に規定する処分の登記には、承認管財人又は保全管理人の氏名又は名称及び住所をも登記しなければならない。

3 第一項の規定は、同項に規定する処分の変更若しくは取消しがあった場合、当該処分が効力を失った場合(第六十一條第二項又は第六十四條の規定により承認援助手続が効力を失ったことにより当該処分がその効力を失った場合を除く。次條第二項及び第五項において同じ。)又は前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

4 裁判所書記官は、法人である債務者について第五十七條第二項本文、第五十八條第一項同條第二項において準用する場合を含む。)、第五十九條第一項第一号又は第六十條第一項の規定による中止の命令があった場合において、当該債務者について次に掲げる登記があるときは、職権で、遅滞なく、当該中止の命令の登記を債務者の各営業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

一 破産法(大正十一年法律第七十一號)第百十九條の規定による登記

二 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五號)第十一條第一項又は第二項の規定による登記

三 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二號)第十七條第一項又は第十八條の二第一項(これらの規定を他の法律において準用する

場合を含む。)の規定による登記

四 商法(明治三十二年法律第四十八號)第三百八十二條同法第四百三十三條又は他の法律において準用する場合を含む。又は第三百八十七條第一項(他の法律において準用する場合を含む。)(の規定による登記(同法第三百八十六條第一項第五号(他の法律において準用する場合を含む。))の処分の登記を除く。)

5 前項の規定は、同項に規定する中止の命令の取消しがあった場合又は当該中止の命令が効力を失った場合について準用する。

6 裁判所書記官は、法人である債務者について第五十六條第一項第三号の規定による承認の取消しの決定が確定した場合において、当該債務者について第四項各号に掲げる登記又は第六十四條の規定によりその効力を失った他の承認援助手続において第一項の規定によつてされた登記があるときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

7 破産手続、再生手続、更生手続、整理手続又は特別清算手続の係属する裁判所の裁判所書記官は、破産終結の決定があった場合又は強制和議認可の決定、再生計画認可の決定、更生計画認可の決定、整理実行の命令若しくは特別清算終結の決定が確定した場合において、第六十一條第二項の規定によりその効力を失った承認援助手続において第一項の規定によつてされた登記があるときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

(登記のある権利についての登記等の嘱託)

第十條 債務者について第三十二條第一項の規定による処分があった場合において、債務者の財産に属する権利で登記がされたものがあることを知ったときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該処分の登記を嘱託しなければならない。

2 前項の規定は、同項に規定する処分の取消しがあった場合又は当該処分が効力を失った場合について準用する。

3 前二項の規定は、前條第一項の規定により第三十二條第一項の規定による処分の登記を嘱託した場合には、適用しない。

4 債務者の財産に属する権利で登記がされたものに關し第二十六條第一項又は第二項の規定による処分があった場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該処分の登記を嘱託しなければならない。

5 前項の規定は、同項に規定する処分の変更若しくは取消しがあった場合又は当該処分が効力を失った場合について準用する。

6 裁判所書記官は、第五十六條第一項第三号の規定による承認の取消しの決定が確定した場合において、次に掲げる登記があることを知ったときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

一 債務者の財産に属する権利で登記がされたものについて破産法第百二十條同法第百二十條ノ二において準用する場合を含む。、民事再生法第十二條第一項、会社更生法第十八條第一項(同法第十八條の二第三項又は他の法律において準用する場合を含む。)(又は商法第三百八十七條第二項(同法第四百五十四條第二項又は他の法律において準用する場合を含む。))の規定によつてされた登記

二 第六十四條の規定によりその効力を失った他の承認援助手続において第一項又は第四項の規定によつてされた登記

7 破産手続、再生手続、更生手続、整理手続又は特別清算手続の係属する裁判所の裁判所書記官は、破産終結の決定があった場合又は強制和議認可の決定、再生計画認可の決定、更生計画認可の決定、整理実行の命令若しくは特別清算終結の決定が確定した場合において、第六十一條第二項の規定によりその効力を失った承認援助手続において第一項又は第四項の規定によつてされた登記があることを知ったときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

(非課税)

第十一條 前二條の規定による登記については、登録免許税を課さない。

(登録への準用)

第十二條 前二條の規定は、登録のある権利について準用する。

(事件に関する文書の閲覧等)

第十三條 利害関係人は、裁判所書記官に対し、この法律又は第十五條において準用する民事訴訟法の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件(以下この条及び次條第一項において「文書等」という。)の閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

3 前項の規定は、文書等のうち録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)(に關しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、外国管財人等以外の利害関係人は、第二十五條第二項の規定による中止の命令、第二十六條第二項の規定による処分、第二十七條第二項の規定による中止の命令、第五十一條第一項の規定による処分、第五十八條第一項若しくは第六十三條第一項の規定による中止の命令又は外国倒産処理手続の承認の申立てについての裁判があるまでの間は、前三項の規定による請求をすることができない。

(支障部分の閲覧等の制限)

第十四條 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下この条において「閲覧等」という。)を行うことにより、承認援助手続の目的の達成に著しい支障を生ずる

おそれがある部分(以下この条において「支障部分」という。)があることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、当該文書等を提出した債務者、外国管財人、承認管財人又は保全管理人の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができ、当該申立てをした者、外国管財人等、承認管財人及び保全管理人に限ることができ。

一 第三十一条第一項、第三十五条第一項(第五十五条第一項において準用する場合を含む。)又は第五十三条第一項ただし書の規定による許可を得るために裁判所に提出された文書等

二 第十七条第三項又は第四十六条(第五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告に係る文書等

2 前項の申立てがされたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、利害関係人(同項の申立てをした者、外国管財人等、承認管財人及び保全管理人を除く。次項において同じ。)は、支障部分の閲覧等の請求をすることができない。

3 支障部分の閲覧等の請求をしようとする利害関係人は、裁判所に対し、第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、同項の規定による決定の取消しの申立てをすることができ。

4 第一項の申立てを却下した決定及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができ。

5 第一項の規定による決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

(民事訴訟法の準用)

第十五条 承認援助手続に関しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第十六条 この法律に定めるもののほか、承認援助手続に必要な事項は、最高裁判所規則で

定める。

第二章 外国倒産処理手続の承認

(外国倒産処理手続の承認の申立て)

第十七条 外国管財人等は、外国倒産処理手続が申し立てられている国に債務者の住所、居所、営業所又は事務所がある場合には、裁判所に対し、当該外国倒産処理手続について、その承認の申立てをすることができ。

2 前項の申立ては、当該外国倒産処理手続について、破産宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令又は特別清算開始の命令に相当する判断(第二十二条第一項において「手続開始の判断」という。)がされる前であつても、することができ。

3 外国管財人等は、第一項の申立てをした場合には、裁判所の定めるところにより、当該申立てに係る外国倒産処理手続の進行状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。

4 裁判所は、承認援助手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、第一項の申立てをした外国管財人等に対し、承認援助手続について弁護士の中から代理人を選任することを命ずることができ。

(破産等の申立義務と外国倒産処理手続の承認の申立て)

第十八条 他の法律によつて法人の理事又はこれに準ずる者がその法人に対して破産又は特別清算開始の申立てをしなければならない場合においても、外国倒産処理手続の承認の申立てをすることを妨げない。

(疎明)

第十九条 外国倒産処理手続の承認の申立てをするときは、外国倒産処理手続が申し立てられている国に債務者の住所、居所、営業所又は事務所があることを疎明しなければならない。

(費用の予納)

第二十条 外国倒産処理手続の承認の申立てをするときは、外国管財人等は、承認援助手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2 費用の予納に関する決定に対しては、即時抗告をすることができ。

(外国倒産処理手続の承認の条件)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却しなければならない。

一 承認援助手続の費用の予納がないとき。

二 当該外国倒産処理手続において、債務者の日本国内にある財産にその効力が及ばないものとされていることが明らかであるとき。

三 当該外国倒産処理手続について次章の規定により援助の処分をすることが日本における公の秩序又は善良の風俗に反するとき。

四 当該外国倒産処理手続について次章の規定による援助の処分をする必要がないことが明らかであるとき。

五 外国管財人等が第十七条第三項の規定に違反したとき。ただし、その違反の程度が軽微であるときは、この限りでない。

六 不当な目的で申立てがされたことその他申立てが誠実にされたものでないことが明らかであるとき。

(外国倒産処理手続の承認の決定)

第二十二条 裁判所は、第十七条第一項に規定する要件を満たす外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合において、当該外国倒産処理手続につき手続開始の判断がされたときは、前条、第五十七条第一項又は第六十二条第一項の規定によりこれを棄却する場合を除き、外国倒産処理手続の承認の決定をする。

2 前項の決定は、その決定の時から、効力を生ずる。

(外国倒産処理手続の承認の公告等)

第二十三条 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定をしたときは、直ちに、当該決定の主文を公告しなければならない。

2 外国管財人等には、外国倒産処理手続の承認

の決定の主文を記載した書面を送達しなければならない。第五十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分があつた場合における保全管理人についても、同様とする。

3 次の各号に掲げる者には、外国倒産処理手続の承認の決定があつた旨を通知しなければならない。ただし、第二十五条第九項本文(第二十六條第六項、第二十七條第八項、第五十二條第五項及び第五十八條第七項において準用する場合を含む。)の規定による通知が既にされている者については、この限りでない。

一 租税その他の公課を所管する官庁又は公署であつて最高裁判所規則で定めるもの

二 債務者の日本国内における使用人その他の従業員の過半数で組織する労働組合があるとときはその労働組合、債務者の日本国内における使用人その他の従業員の過半数で組織する労働組合がないときは債務者の日本国内における使用人その他の従業員の過半数を代表する者

(即時抗告等)

第二十四条 外国倒産処理手続の承認の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができ。

2 外国倒産処理手続の承認の決定をした裁判所は、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちにその主文を公告し、かつ、外国管財人等とその主文を記載した書面を送達しなければならない。

3 外国倒産処理手続の承認の決定を取り消す決定が確定したときは、次条第一項又は第二項の規定による中止の命令、第二十六條第一項又は第二項の規定による中止の命令、第二十七條第一項又は第二項の規定による中止の命令、第二十八條第一項の規定による禁止の命令及び第三十二條第一項の規定による処分は、その効力を失う。

第三章 外国倒産処理手続に対する援助の処分

(他の手続の中止命令等)

第二十五条 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、次に掲げる手続の中止を命ずることができる。

一 強制執行、仮差押え又は仮処分(以下「強制執行等」という。)の手続で、債務者の財産(日本国内にあるものに限る。以下この項において同じ。)に対して既にされているもの

二 債務者の財産に関する訴訟手続

三 債務者の財産に関する事件で行政庁に係属しているものの手続

2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であっても、前項の規定による中止の命令をすることができ、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して前条第一項の即時抗告がされたときも、同様とする。

3 前項の規定による中止の命令は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を棄却する決定があつたときは、その効力を失う。

4 裁判所は、第一項又は第二項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、債務者(外国管財人がない場合に限る。若しくは承認管財人の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、第一項又は第二項の規定により中止した強制執行等の手続の取消しを命ずることができる。ただし、同項の規定により中止した強制執行等の手続の取消しについては、外国倒産処理手続の承認の決定があつた後に限る。

6 第一項又は第二項の規定による中止の命令、第四項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすること

ができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

8 第六項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。この場合において、第八条第三項の規定は、適用しない。

9 第二十三条第三項各号に掲げる者には、第二項の規定による中止の命令があつた旨を通知しなければならない。ただし、同条第三項ただし書に規定する規定による通知が既にされている者については、この限りでない。

(処分の禁止、弁済の禁止その他の処分)

第二十六条 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、債務者の日本国内における業務及び財産に関する処分の禁止を命ずることができる。

2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であっても、前項の規定による処分をする前であっても、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第二十四条第一項の即時抗告がされたときも、同様とする。

3 前項の規定による処分は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を棄却する決定があつたときは、その効力を失う。

4 裁判所は、第一項又は第二項の規定による処分を変更し、又は取り消すことができる。

5 裁判所が第一項又は第二項の規定により債務者が債権者に対して弁済その他の債務を消滅させる行為をすることの禁止を命ずる処分をした場合には、債権者は、承認援助手続の關係においては、当該処分に反してされた弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することが

できない。ただし、債権者が、その行為の當時、当該処分がされたことを知っていたときに限る。

6 前条第六項から第八項までの規定は第一項又は第二項の規定による処分及び第四項の規定による決定について、同条第八項の規定はこの項において準用する同条第六項の即時抗告についての裁判があつた場合について、同条第九項の規定は第二項の規定による処分があつた場合について準用する。

(担保権の実行としての競売手続等の中止命令)

第二十七条 裁判所は、債権者の一般の利益に適合し、かつ、競売申立人又は企業担保権の実行手続の申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、相当の期間を定めて、債務者の財産に対して既にされている担保権の実行としての競売の手続又は企業担保権の実行手続の中止を命ずることができる。

2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であっても、前項の規定による中止の命令をすることができ、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第二十四条第一項の即時抗告がされたときも、同様とする。

3 前項の規定による中止の命令は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を棄却する決定があつたときは、その効力を失う。

4 裁判所は、第一項又は第二項の規定による中止の命令を発する場合に、競売申立人又は企業担保権の実行手続の申立人の意見を聴かなければならない。

5 裁判所は、第一項又は第二項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

6 第一項又は第二項の規定による中止の命令及

び前項の規定による変更の決定に対しては、競売申立人又は企業担保権の実行手続の申立人に限り、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

8 第二十五条第八項の規定は第一項又は第二項の規定による中止の命令、第五項の規定による決定及び第六項の即時抗告についての裁判があつた場合について、同条第九項の規定は第二項の規定による中止の命令があつた場合について準用する。

(強制執行等禁止命令)

第二十八条 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、すべての債権者に対し、債務者の財産に対する強制執行等の禁止を命ずることができる。この場合において、裁判所は、相当と認めるときは、一定の範囲に属する債権に基づく強制執行等又は一定の範囲に属する債務者の財産に対する強制執行等を禁止の命令の対象から除外することができる。

2 前項の規定による禁止の命令(以下「強制執行等禁止命令」という。)が発せられた場合には、債務者の財産に対して既にされている強制執行等(当該命令により禁止されることとなるものに限る。)の手続は、中止する。

3 裁判所は、強制執行等禁止命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、債務者(外国管財人がない場合に限る。若しくは承認管財人の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、第二項の規定により中止した手続の取消しを命ずることができる。

5 強制執行等禁止命令、第三項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対して

は、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 強制執行等禁止命令が発せられたときは、債務者に対する債権（当該命令により強制執行等が禁止されているものに限る。）については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

（強制執行等禁止命令に関する公告及び送達等）
第二十九条 強制執行等禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合には、その主文を公告し、かつ、その決定書を外国管財人等、承認管財人及び申立人に送達しなければならない。この場合において、決定書の送達については、第八条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に強制執行等禁止命令を発したときは、第二十三条第一項の規定による公告には、強制執行等禁止命令の主文をも掲げなければならない。この場合においては、前項の規定による公告は、することを要しない。

3 第一項の場合において、同項の決定書の送達を受けた外国管財人等は、当該決定書の内容を知れている債権者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

4 強制執行等禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、外国管財人等（承認管財人が選任されている場合にあつては、承認管財人）に対する決定書の送達が行われた時から、効力を生ずる。

5 前条第四項の規定による取消しの命令及び同条第五項の即時抗告についての裁判（強制執行等禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定を除く。）があつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。

（強制執行等禁止命令の解除）
第三十条 裁判所は、強制執行等禁止命令を発した場合において、強制執行等の申立人である債

権者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該債権者の申立てにより、当該債権者に対しては強制執行等禁止命令を解除する旨の決定をすることができる。この場合には、当該債権者は、債務者の財産に対する強制執行等を行うことができ、強制執行等禁止命令が発せられる前に当該債権者がした強制執行等の手続は、続行する。

2 前項の規定による解除の決定を受けた者に対する第二十八条第七項の規定の適用については、同項中「当該命令が効力を失った日」とあるのは、「第三十条第一項の規定による解除の決定が効力を生じた日」とする。

3 第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 第一項の申立てについての裁判及び第三項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第八条第三項の規定は、適用しない。

（債務者の財産の処分等に対する許可）
第三十一条 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、債務者が日本国内にある財産の処分又は国外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとする。ただし、承認管財人又は保全管理人がある場合は、この限りでない。

一 第二十五条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、第二十六条第一項若しくは第二項の規定による処分、第二十七条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、強制執行等禁止命令又は第五十七条第二項、第五十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条第一項第一号、第六十条第一項若しくは第六十三条第一項の規定による中止の命令が発せられたとき。

二 第六十二条第二項の規定により中止した外国倒産手続の承認援助手続があるとき。

2 裁判所は、日本国内において債権者の利益が不当に侵害されるおそれがないと認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

3 第一項の許可を得ないでした法律行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

（管理命令）
第三十二条 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、債務者の日本国内における業務及び財産に関し、承認管財人による管理を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分（以下「管理命令」という。）をする場合には、当該管理命令において、一人又は数人の承認管財人を選任しなければならない。

3 法人は、承認管財人となることができる。

4 裁判所は、管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 管理命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

（管理命令に関する公告及び送達等）
第三十三条 裁判所は、管理命令を発したときは、次項に規定する場合を除き、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 管理命令を発した旨及び承認管財人の氏名又は名称
二 債務者の財産（日本国内にあるものに限る。）の所持者及び債権者に対して債務（日本国内にある債権に係るものに限る。）を負担する者（第六項において「財産所持者等」という。）は、債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない旨

2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に管理命令を発したときは、第二十三条第一項の規定による公告には、前項に掲げる事項をも掲げなければならない。

3 裁判所は、管理命令を変更し、又は取り消す旨の決定をした場合には、その旨を公告しなければならない。

4 管理命令、前項の決定又は前条第五項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。

5 管理命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、承認管財人に対する決定書の送達が行われた時から、効力を生ずる。

6 管理命令が発せられた場合には第一項に掲げる事項を記載した書面を、第三項の決定があつた場合又は管理命令が発せられた後に外国倒産処理手続の承認の決定を取り消す決定が確定した場合又はその旨を記載した書面を、知れている財産所持者等に送達しなければならない。

7 前項の規定による送達は、書類を通常の取扱いによる郵便に付して行うことができる。

8 前項の規定によつて書類を郵便に付して発送した場合においては、その郵便物が通常到達すべきであった時に、送達があつたものとみなす。

9 第八条第四項及び第五項の規定は、管理命令に関し公告及び送達をしなければならない場合については、適用しない。

（承認管財人の権限）
第三十四条 管理命令が発せられた場合には、債務者の日本国内における業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、承認管財人に専属する。

第三十五条 承認管財人が債務者の日本国内にある財産の処分又は国外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 裁判所は、日本国内において債権者の利益が

不当に侵害されるおそれがないと認める場合に限り、前項の許可をすることができ。

3 第一項の許可を得ないでした法律行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(管理命令が発せられた場合の債務者の財産関係の訴えの取扱い)

第三十六条 管理命令が発せられた場合には、債務者の日本国内にある財産に関する訴えについては、承認管財人を原告又は被告とする。

2 管理命令が発せられた場合には、債務者の日本国内にある財産に関する訴訟手続で債務者が当事者であるものは、中断する。

3 前項の規定によって中断した訴訟手続は、承認管財人においてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができ。

4 第二項の規定によって中断した訴訟手続について前項の規定による受継があるまでに管理命令が効力を失ったときは、債務者は、当該訴訟手続を当然に受継する。

5 第二項の規定によって中断した訴訟手続について第三項の規定による受継がされた後に管理命令が効力を失ったときは、当該訴訟手続は、中断する。

6 前項の場合においては、債務者において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができ。

(行政庁に係属する事件の取扱い)

第三十七条 前条第二項から第六項までの規定は、債務者の日本国内にある財産に関する事件で管理命令が発せられた当時行政庁に係属するものについて準用する。

(承認管財人に対する監督等)

第三十八条 承認管財人は、裁判所が監督する。重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、承認管財人を解任することができる。この場合においては、

その承認管財人を審尋しなければならない。

(数人の承認管財人の職務執行)

第三十九条 承認管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。

2 承認管財人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

(承認管財人代理)

第四十条 承認管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の承認管財人代理を選任することができる。

2 前項の承認管財人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

(承認管財人による調査)

第四十一条 承認管財人は、個人である債務者若しくはその法定代理人又は法人である債務者の理事、取締役、監事、監査役、清算人若しくはこれらに準ずる者に対し、債務者の日本国内における業務及び財産の状況につき報告を求め、債務者の帳簿、書類その他の物件を検査することができ。

(債務者の業務及び財産の管理)

第四十二条 承認管財人は、就職の後直ちに債務者の日本国内における業務及び財産の管理に着手しなければならない。

(郵便物の管理)

第四十三条 裁判所は、通信事務を取り扱う官署その他の者に対し、債務者にあてた郵便物を承認管財人に配達すべき旨を囑託することができる。

2 裁判所は、債務者の申立てにより又は職権で、承認管財人の意見を聴いて、前項に規定する囑託を取り消し、又は変更することができ。

3 管理命令が効力を失ったときは、裁判所は、第一項に規定する囑託を取り消さなければならない。

第四十四条 承認管財人は、債務者にあてた郵便物を受け取ったときは、これを開いて見ることができ。

2 債務者は、承認管財人に対し、承認管財人が受け取った前項の郵便物の閲覧又は当該郵便物で債務者の日本国内にある財産に関しないものの交付を求めることができる。

(承認管財人の注意義務)

第四十五条 承認管財人は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。

2 承認管財人が前項の注意を怠ったときは、その承認管財人は、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する責めに任ずる。

(承認管財人の報告義務)

第四十六条 承認管財人は、裁判所の定めるところにより、債務者の日本国内における業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。

(承認管財人の行為に対する制限)

第四十七条 承認管財人は、裁判所の許可を得なければ、債務者の財産を譲り受け、債務者に対し自己の財産を譲り渡し、その他自己又は第三者のために債務者と取引をすることができない。

2 前項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(管理命令後の債務者の行為等)

第四十八条 承認管財人が管理及び処分をする権利を有する債務者の財産に関して、債務者が管理命令が発せられた後にした法律行為は、承認管財人の行為の範囲内においては、その効力を主張することができる。ただし、相手方がその行為の当時管理命令が発せられた事実を知らなかったときは、この限りでない。

2 日本国内にある債権について、管理命令が発せられた後に、その事実を知らずに日本国内において債務者にした弁済は、承認援助手続の範囲内においても、その効力を主張することができ。

3 前項の債権について、管理命令が発せられた後に、その事実を知って日本国内において債務者にした弁済は、承認管財人が管理及び処分をする権利を有する財産を受けた利益の限度においてのみ、承認援助手続の範囲内において、その効力を主張することができる。

4 前三項の規定の適用については、第三十三条第一項の規定による公告(外国倒産処理手続の承認の決定と同時に管理命令が発せられた場合には、第二十三条第一項の規定による公告)前においてはその事実を知らなかったものと推定し、その公告後においてはその事実を知っていたものと推定する。

(承認管財人の報酬等)

第四十九条 承認管財人及び承認管財人代理は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。ただし、外国管財人である者については、この限りでない。

2 承認管財人及び承認管財人代理は、その選任後、債務者に対する債権又は債務者の株式その他の債務者に対する出資による持分を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならない。

3 承認管財人及び承認管財人代理は、前項の許可を得ないで同項に規定する行為をしたときは、費用及び報酬の支払を受けることができない。

4 第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(任務終了の場合の報告義務等)

第五十条 承認管財人の任務が終了した場合には、承認管財人又はその承継人は、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならない。

2 承認管財人の任務が終了した場合において、急迫の事情があるときは、承認管財人又はその承継人は、後任の承認管財人又は債務者が財産を管理することができるに至るまで必要な処分をしなければならない。

(保全管理命令)

第五十一条 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合において、承認援助手続の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、当該外国倒産処理手続の承認の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の日本国内における業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分(以下「保全管理命令」という。)をする場合には、当該保全管理命令において、一人又は数人の保全管理人を選任しなければならない。

3 前二項の規定は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第二十四条第一項の即時抗告がされた場合について準用する。

4 裁判所は、保全管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 保全管理命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(保全管理命令に関する公告及び送達等)

第五十二条 裁判所は、保全管理命令を発したときは、その旨を公告しなければならない。保全管理命令を変更し、又は取り消す旨の決定があった場合も、同様とする。

2 保全管理命令、前条第四項の規定による決定及び同条第五項の即時抗告についての裁判があった場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。

3 保全管理命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、保全管理人に対する決定書の送達が行われた時から、効力を生ずる。

4 第八条第四項及び第五項の規定は、保全管理命令に関し公告及び送達をしなければならない場合については、適用しない。

5 第二十五条第九項の規定は、保全管理命令があった場合について準用する。

(保全管理人の権限)

第五十三条 保全管理命令が発せられた場合には、債務者の日本国内における業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が債務者の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(保全管理人代理)

第五十四条 保全管理人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の保全管理人代理を選任することができる。

2 前項の保全管理人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

(承認管財人に関する規定の保全管理人等への準用)

第五十五条 第三十二条第三項、第三十五条、第三十六条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十二条及び第四十四条から第五十条までの規定は保全管理人について、第四十九条の規定は保全管理人代理について準用する。

2 第三十六条第二項から第六項までの規定は、保全管理命令が発せられた当時係属している債務者の日本国内にある財産に関する訴訟及び債務者の日本国内にある財産に関する事件で保全管理命令が発せられた当時行政庁に係属するものについて準用する。

第四章 外国倒産処理手続の承認の取消し

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の取消しの決定をしなければならない。

一 当該外国倒産処理手続の承認の申立てが第十七条第一項に規定する要件を欠くものであったことが明らかになったとき。

二 当該外国倒産処理手続について第二十一条第二号から第六号までに規定する事由のあることが明らかになったとき。

三 当該外国倒産処理手続が、破産終結の決定、強制和議認可の決定、再生計画認可の決定、更生計画認可の決定、整理実行の命令又は特別清算終結の決定に相当する判断がされて終了したとき。

四 当該外国倒産処理手続が前号に規定する事由以外の事由により終了したとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の取消しの決定をすることができる。

一 債務者が第三十一条第一項の規定に違反したとき。

二 承認管財人である外国管財人が第三十五条第一項又は第四十六条の規定に違反したとき。

三 承認管財人でない外国管財人が債務者の日本国内にある財産の処分又は国外への持出しをしたとき。

3 裁判所は、前二項の取消しの決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

4 第一項又は第二項の取消しの決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 第一項又は第二項の取消しの決定を取り消す決定が確定したときは、第一項又は第二項の取消しの決定をした裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

6 第一項又は第二項の取消しの決定は、確定しなければその効力を生じない。

7 第二十四条第三項の規定は、第一項又は第二項の取消しの決定が確定した場合について準用する。

第五章 他の倒産処理手続がある場合の取扱い

第一節 国内倒産処理手続がある場合の取扱い

取扱い

(国内倒産処理手続の開始決定がされた場合の承認の条件等)

第五十七条 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てについて決定をする前に、同一の債務者につき開始の決定がされた国内倒産処理手続があることが明らかになったときは、次に掲げる要件のすべてを満たす場合を除き、当該申立てを棄却しなければならない。

一 当該外国倒産処理手続が外国主手続であること。

二 当該外国倒産処理手続について第三章の規定により援助の処分をすることが債権者の一般の利益に適合すると認められること。

三 当該外国倒産処理手続について第三章の規定により援助の処分をすることにより、日本国内において債権者の利益が不当に侵害されるおそれがないこと。

2 前項の裁判所は、同項に規定する国内倒産処理手続があることが明らかになった場合において、外国倒産処理手続の承認の決定をするときは、当該国内倒産処理手続の中止を命じなければならない。ただし、当該国内倒産処理手続が次条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により中止されているときは、この限りでない。

3 裁判所は、前項の規定による中止の命令を取り消すことができる。

4 第二項の規定による中止の命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。

(外国倒産処理手続の承認決定前の国内倒産処理手続の中止命令)

第五十八条 承認援助手続が係属する裁判所は、

外国倒産処理手続の承認の申立てについて決定をする前において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、同一の債務者についての国内倒産処理手続の中止を命ずることができる。ただし、前条第一項各号に掲げる要件のすべてを満たす場合に限る。 2 前項の規定は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第二十四条第一項の即時抗告がされた場合について準用する。 3 裁判所は、第一項（前項において準用する場合を含む。以下この条及び第六十一条第一項において同じ。）の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。 4 第一項の規定による中止の命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。 5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。 6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。 7 第二十五条第九項の規定は、第一項の規定による中止の命令があった場合について準用する。 （外国倒産処理手続の承認決定と国内倒産処理手続の開始決定とが競合した場合の調整） 第五十九条 承認援助手続が係属する裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定があった後、当該決定の後に同一の債務者につき国内倒産処理手続の開始の決定があったこと又は外国倒産処理手続の承認の決定以前に同一の債務者につき国内倒産処理手続の開始の決定があったことが明らかになった場合において、次の各号に掲げる事由があるときには、当該各号に定める決定をしなければならない。 一 第五十七条第一項各号に掲げる要件のすべてを満たすとき 当該国内倒産処理手続の中止を命ずる旨の決定 二 前号に掲げる場合に該当しないとき 当該	承認援助手続を中止する旨の決定 2 裁判所は、前項の規定による決定を取り消すことができる。 3 前二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。 4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。 5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。 （外国倒産処理手続の承認決定と開始決定前の国内倒産処理手続との調整） 第六十条 承認援助手続が係属する裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定があった後、同一の債務者につき国内倒産処理手続の開始の申立てがされたことが明らかになった場合（前条第一項に規定する場合を除く。）において、同項第一号に掲げる事由がある場合には、同号に定める決定をしなければならない。 2 承認援助手続が係属する裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定があった後、同一の債務者につき国内倒産処理手続の開始の申立てがされたことが明らかになった場合（前条第一項に規定する場合を除く。）において、同項第二号に掲げる事由がある場合には、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、同号に定める決定をすることができる。 3 裁判所は、前項の規定による決定を変更し、又は前二項の規定による決定を取り消すことができる。 4 前三項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。 5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。 6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。 （中止した国内倒産処理手続及び承認援助手続の失効）	第六十一条 第五十七条第二項、第五十八条第一項、第五十九条第一項第一号又は前条第一項の規定により国内倒産処理手続が中止していた場合において、同一の債務者につき第五十六条第一項第三号の規定による外国倒産処理手続の承認の取消しの決定が確定したときは、当該国内倒産処理手続は、その効力を失う。 2 第五十九条第一項第二号又は前条第二項の規定により外国倒産処理手続の承認援助手続が中止していた場合において、同一の債務者につき破産終結の決定があったとき又は強制和議認可の決定、再生計画認可の決定、更生計画認可の決定、整理実行の命令若しくは特別清算終結の決定が確定したときは、当該承認援助手続は、その効力を失う。 第二節 他の外国倒産処理手続の承認援助手続がある場合の取扱い （他の外国倒産処理手続の承認がされた場合の承認の条件等） 第六十二条 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合において、既に承認の決定がされた同一の債務者についての他の外国倒産処理手続の承認援助手続があるときは、次の各号のいずれかに該当する場合にも、当該申立てを棄却しなければならない。 一 当該他の外国倒産処理手続が外国主手続であるとき。 二 前号に掲げる場合以外の場合において、当該申立てに係る外国倒産処理手続が外国従手続であり、かつ、当該外国倒産処理手続について第三章の規定により援助の処分をすることが債権者の一般の利益に適合すると認められないとき。 2 外国倒産処理手続の承認の決定があった場合において、同一の債務者につき外国倒産処理手続の承認の決定がされた他の外国従手続があるときは、当該外国従手続の承認援助手続は、中止する。ただし、次条第一項の規定による中止の命令が発せられているときは、この限りでない。	い。 （外国倒産処理手続の承認決定前の他の承認援助手続の中止命令） 第六十三条 承認援助手続が係属する裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てについて決定をする前において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定がされた同一の債務者についての外国従手続の承認援助手続の中止を命ずることができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第二十四条第一項の即時抗告がされたときも、同様とする。 2 裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。 3 第一項の規定による中止の命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。 4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。 5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。 （中止した承認援助手続の失効） 第六十四条 第六十二条第二項又は前条第一項の規定により外国倒産処理手続の承認援助手続が中止していた場合において、同一の債務者につき第五十六条第一項第三号の規定による他の外国倒産処理手続の承認の取消しの決定が確定したときは、当該承認援助手続は、その効力を失う。 第六章 罰則 （収賄罪） 第六十五条 承認管財人、保全管財人、承認管財人代理又は保全管財人代理がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 2 承認管財人又は保全管財人（以下この条にお
--	--	--	--

いて「承認管財人等」という。が法人であるときは、承認管財人等の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関し賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。承認管財人等が法人である場合において、その役員又は職員が承認管財人等の職務に関し承認管財人等に賄賂を受受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3 犯人又は法人たる承認管財人等の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(贈賄罪)

第六十六条 前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(報告及び検査拒絶の罪)

第六十七条 債務者若しくはその法定代理人又は債務者の理事、取締役、監事、監査役、清算人若しくはこれらに準ずる者が第四十一条(第五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(財産の無許可処分及び国外への持出しの罪)

第六十八条 第三十一条第一項の規定により債務者が日本国内にある財産の処分又は国外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとされた場合において、個人である債務者若しくはその法定代理人若しくは支配人がこれに違反したとき、又は法人である債務者の役員若しくは職員がこれに違反する行為をしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 個人である承認管財人、保全管理人、承認管

財人代理又は保全管理人代理が第三十五条第一項(第五十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に違反

したとき、又はこれらの者が法人である場合においてその役員若しくは職員が第三十五条第一項に違反する行為をしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(国外犯)

第六十九条 第六十五条第一項及び第二項の罪は刑法明治四十年法律第四十五号(第四条の例に、第六十六条の罪は同法第二条の例に従う。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(破産法の一部改正)

第二条 破産法の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四十条ノ二に次の一項を加える。

民事訴訟法(平成八年法律第九号)ニ依り裁判上ノ請求ヲ為スコトヲ得ベキ債権ハ日本ニ在ルモノト看做ス

(証券取引法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「又は更生手続」を、「更生手続又は承認援助手続」に改める。

一 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第六十四条の十第一項及び第六十六条の第二項

二 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第三十三條第一項

三 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四十六條第一項

四 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第三十四條の二十七第一項

五 保険業法(平成七年法律第五十五号)第二百七十一條第一項

(会社更生法の一部改正)

第四条 会社更生法の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第二百七十七條第一項中「民事訴訟法」の下に「平成八年法律第九号」を加える。

(商業登記法の一部改正)

第五条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「又は民事再生法を」と、民事再生法に改め、「保全管理人」の下に「又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第 号)による承認管財人若しくは保全管理人(会社につき選任された者に限る。)」を加える。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第六条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項中「第五十二條の下に」第一項を加え、「第一項の規定」を「の規定」に改め、同表の十二の項中「特別清算開始の申立て」の下に「外国倒産処理手続の承認の申立て」を加える。

(債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正)

第七条 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「及び会社更生法」を、「会社更生法」に改め、「第十九条又は他の法律において準用する場合を含む。」の下に「並びに外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第 号)第十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。及び第四項(同条第五項において準用する場合を含む。))」を加える。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「若しくは再生手続開始の決定を」と、再生手続開始の決定若しくは承認援助手続における外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第 号)第二十八條第一項の規定による禁止の命令」に改める。

(民事再生法の一部改正)

第九条 民事再生法の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第四条の二に次の一項を加え、同条を第四条とする。

2 民事訴訟法(平成八年法律第九号)により裁判上の請求をすることができる債権は、日本国内にあるものとみなす。

理 由

内外の社会経済情勢の変化とこれに伴う企業倒産事件の国際化に鑑み、国際的な経済活動を行う債務者について開始された外国倒産処理手続の効力を日本国内において適切に実現し、もって当該債務者について国際的に整合のとれた財産の清算又は経済的再生を図るため、当該手続の承認の裁判を行うとともに、これを援助するために債務者の日本国内における業務及び財産に関して必要な処分をすること等を内容とする承認援助の手続を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十二年十二月一日印刷

平成十二年十二月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D